

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	佐呂間町 上湧別町 厚岸町 弟子屈町	乳幼児 (道の基準)	90	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大(6歳まで→12歳まで) 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *佐呂間町、釧路町、剣淵町、遠軽町については、小学生の入院は償還払いとする)	・0歳から3歳に達する日 の属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税 非課税世帯は初診時一 部負担金を負担) 【自己負担限度額】 44,400円	・0歳から3歳に達する日 の属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税 非課税世帯は初診時一 部負担金を負担) 【自己負担限度額】 12,000円	対象外	道内の 医療機関等	平成19年 8月診療分
		枝幸町 浜中町 利尻町 利尻富士町								平成19年 10月診療分
		鶴居村								平成20年 4月診療分
		15市町※1								平成20年 8月診療分
		下川町 美深町 湧別町 興部町 雄武町 釧路町								平成20年 10月診療分
		えりも町								平成21年 4月診療分
		剣淵町 中川町 遠軽町								平成21年 8月診療分
		士別市 三笠市 月形町 中富良野町 大空町 日高町								平成22年 8月診療分
		礼文町								平成22年 10月診療分
		美唄市 砂川市 由仁町								平成23年 8月診療分
		音威子府村								平成23年 10月診療分
		歌志内市 天塩町								平成24年 4月診療分
		上富良野町 斜里町								平成24年 8月診療分
		東神楽町								平成24年 10月診療分
		名寄市 富良野市 占冠村								平成25年 8月診療分
		標津町								平成26年 4月診療分
		南富良野町 浦河町								平成26年 8月診療分

※1 芦別市・赤平市・紋別市・滝川市・北広島市・上ノ国町・せたな町・奈井江町・新十津川町・愛別町・豊富町・小清水町・滝上町・平取町・標茶町

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	猿払村	乳幼児 (道の基準)	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・0歳から3歳に達する日の 属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非 課税世帯は初診時一部 負担金を負担) 【自己負担限度額】 44,400円	・0歳から3歳に達する日の 属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非 課税世帯は初診時一部 負担金を負担) 【自己負担限度額】 12,000円	対象外	道内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		佐呂間町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の初診時一部負担金について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 市民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成19年 8月診療分
		上湧別町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の初診時一部負担金について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (小学生の入院外除く)	なし				
		厚岸町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	○ 0歳から3歳未満…初診時一部負担金 (医科580円、歯科510円) ○ 3歳を超え6歳未満…1割負担 (ただし、市民税非課税世帯は初診時一部負 担金を負担) 【自己負担限度額】 入院外…12,000円 入 院…44,400円		対象外	道内の 医療機関等	平成19年 8月診療分
		浜中町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	1割負担(ただし、市民税非課税世帯は初診時 一部負担金を負担) 医科580円、歯科510円 【自己負担限度額】 入院外…12,000円 入 院…44,400円		対象外	道内の 医療機関等	平成19年 10月診療分
		鶴居村	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について村が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
			児童・生徒 医療費助成事業 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について村が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大し、医療費の助成を実施 6歳に達した日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者					
		北広島市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の1割負担者について、初診時一部負担金のみの負担とする 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金のみの 医科580円 歯科510円		対象外	道内の 医療機関等	平成20年 8月診療分
		紋別市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の1割負担者について、初診時一部負担金のみの負担とする 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	初診時一部負担金のみの 医科580円 歯科510円				
		上ノ国町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の初診時一部負担金について町が助成 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 ・市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	せたな町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成20年 8月診療分
		新十津川町 小清水町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 ・6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ・市民税非課税世帯の12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし				
		新十津川町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし				
		美深町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		湧別町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし				
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 12,000円 ・非課税世帯は自己負担 なし			
		せたな町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療(道の基準)について、道の対象年齢を拡大 入 院:12歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		小清水町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療(道の基準)について、道の対象年齢を拡大 入 院:12歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
		下川町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
				92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし			
		美深町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳まで) 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
				92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし			
		上ノ国町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成21年8月から対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く) ↓ 道の基準どおり	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 8月診療分
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療(道の基準)について、道の対象年齢を拡大 入 院:12歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	剣淵町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 8月診療分
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		中川町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 8月診療分
		遠軽町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		上湧別町 ↓ 湧別町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成21年10月5日から湧別町と合併。湧別町の助成内容及び実施機関番号を適用する。 *道の基準の自己負担分について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学生の入院外 除く) ↓ *道の対象者と同じに変更 *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 11月診療分
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 12,000円 ・非課税世帯は自己負担 なし			
		士別市 中富良野町 大空町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担金について市町が助成 対象年齢は道の基準と同じ	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
		日高町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の1割負担者について、初診時一部負担金のみの負担とする 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円				
		士別市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
		中富良野町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		奈井江町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	奈井江町	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	・1割負担 【自己負担限度額】 44,400円 ・3歳に達する日の属する 月の末日までの者は自己負担なし	・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 12,000円 ・3歳に達する日の属する 月の末日までの者及び 非課税世帯は自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
		新十津川町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 入院・入院外とも12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
		浜中町	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準と同じ	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
				92	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (1割負担→自己負担なし) *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし				
		愛別町	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 町民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学生の入院外除く)	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
				92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 44,400円 ・非課税世帯は自己負担なし				
		由仁町	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
				92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	道の乳幼児医療の所得 制限による非該当者は1 割負担 【自己負担限度額】 44,400円 それ以外は自己負担なし	道の乳幼児医療の所得 制限による非該当者は1 割負担 【自己負担限度額】 12,000円 それ以外は自己負担なし			
		新十津川町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	92	*平成22年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:12歳まで→15歳まで) *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 入院・入院外とも12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
						入院	入院外				
01	北海道	中川町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学生の入院外除く） ↓ 入 院：12歳に達する日の属する月の末日までの者 入院外：6歳に達する日の属する月の末日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 8月診療分	
			乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし					
		奈井江町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学生の入院外除く） ↓ 入 院：12歳に達する日の属する月の末日までの者 入院外：6歳に達する日の属する月の末日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 8月診療分	
			92	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （12歳まで→15歳まで、1割負担→自己負担なし） *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし						
		歌志内市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 対象年齢は道の基準と同じ	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 4月診療分	
			92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について市が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者							
		滝川市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者						
		北広島市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 課税世帯の3歳以上6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円					
			92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで の者	・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 44,400円 ・非課税世帯は初診時一 部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	音威子府村	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
				92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
					*道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について村が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		天塩町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 1.6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までにある者 2.市民税非課税の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
				92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		佐呂間町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
					*道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (課税世帯:3歳まで→12歳までに拡大、非課税世帯:6歳まで→12歳までに拡大) *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		浜中町	乳幼児	92	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		滝上町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 5月診療分
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院・入院外の対象年齢を拡大 入 院:13歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		上富良野町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		斜里町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
				92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	赤平市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
				92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		砂川市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		湧別町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院についても対象とし、入院外の対象年齢を拡大 (入院:対象外→12歳から15歳までに拡大、入院外:12歳まで→15歳までに拡大) *道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	*課税世帯は1割負担 〔自己負担限度額〕 44,400円 *非課税世帯は自己負担 なし	*課税世帯は1割負担 〔自己負担限度額〕 12,000円 *非課税世帯は自己負担 なし	対象外	道内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		鶴居村	乳幼児	92	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		
		東神楽町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
				92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		大空町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし	対象外	道内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		愛別町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成23年4月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (1.3歳に達する日の属する月の末日までの者、2.町民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学生の入院外除く)→入院:12歳まで、入院外:6歳までに拡大) *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
				92	*平成23年4月診療分から受託した乳幼児医療について、入院外を助成の対象とする *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
		剣淵町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成21年8月診療分から受託した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者					
				92	*平成21年8月診療分から受託した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	下川町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成21年4月診療分から受託した乳幼児医療について、入院を助成の対象とし、入院外の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院・入院外ともに6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （小学生：入院除く） *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		紋別市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 580円	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外	道内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
		富良野市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 ・市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学生：入院外除く）	なし				
		占冠村	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について村が助成 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
			乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
		中川町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成23年8月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 （12歳まで→18歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 1月診療分
		せたな町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入 院：15歳まで→18歳までに拡大） （入院外：12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日ま での者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで の者	なし				
		標津町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで の者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最 初の3月31日までの者			なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 4月診療分		
		美深町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院を助成の対象とし、入院外の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	剣淵町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		小清水町	乳幼児	91	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （6歳まで→12歳までに拡大） 道の基準の自己負担分について町が助成 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		
				92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		
		新十津川町	乳幼児	92	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		
		美瑛市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
			乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
		芦別市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
		名寄市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
			乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （小学生は入院のみ）	なし				
		南富良野町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
			乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から22歳に達する最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から22歳に達する最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における22歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	日高町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日ま での者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで の者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
		奈井江町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日ま での者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで の者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		大空町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院を助成の対象とし、入院外の対象 年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日ま での者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで の者	なし				
		湧別町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更 (入院:課税世帯は1割負担(自己負担限度額44,400円)、非課税世帯は自己負担なし→自己負担なしに変更) (入院外:課税世帯は1割負担(自己負担限度額12,000円)、非課税世帯は自己負担なし→自己負担なしに変更) *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日ま での者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで に者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		日高町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象者年齢を拡大し、自己負担を変更 (6歳まで→12歳までに拡大) (課税世帯:初診時一部負担金を負担→自己負担なしに変更) *道の基準の自己負担について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
		猿払村	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 1 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 (小学生:入院除く) (小中学生:歯科外来除く) 2 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 (小中学生:歯科外来除く)	*0歳から3歳に達する日 の属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 *3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非 課税世帯は初診時一部 負担金を負担) 【自己負担限度額】 44,400円	*0歳から3歳に達する日 の属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 *3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非 課税世帯は初診時一部 負担金を負担) 【自己負担限度額】 12,000円	対象外	道内の 医療機関等	平成27年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	歌志内市 (*)	乳幼児	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について市が助成 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		占冠村 (*)	乳幼児	92	*平成25年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について市が助成 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある者	なし				
		北広島市 (*)	乳幼児	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、助成の対象を変更 (入院外: 助成対象外→助成対象に変更) 入 院: 12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外: 6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額44,400円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯 総医療費の1割 (限度額12,000円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		標津町 (*)	乳幼児	92	なし					
		留萌市 和寒町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 中頓別町 津別町 新冠町 新ひだか町	乳幼児	90	* 道の基準どおり 入院: 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外: 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		月形町 和寒町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 中頓別町 津別町 新冠町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	* 道の基準の自己負担分について町が助成 入院: 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外: 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	月形町 新冠町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	* 道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を拡大 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		和寒町 羽幌町 初山別村 津別町		* 道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者						
		小平町 苫前町 中頓別町		* 道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者						
		浦臼町	乳幼児	90	* 道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	* 道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし					
		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	* 道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	今金町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
			乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
			乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		岩内町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度			
		富良野市 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成25年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳まで→6歳までに拡大) 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生:入院外除く)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	せたな町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成26年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、道の基準の所得制限による非該当者について町が助成 (入院外:15歳まで→18歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		滝上町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年5月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、道の基準の所得制限による非該当者について町が助成 (15歳まで→18歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		日高町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院外12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		浜中町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		利尻富士町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		初山別村 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	旭川市 網走市 当別町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		旭川市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 課税・非課税者 3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 入 院:3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
				92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額44,400円) 非課税世帯 自己負担なし	課税世帯 総医療費の1割 (限度額12,000円) 非課税世帯 自己負担なし			
		網走市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く)	なし				
			乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月12,000円限度			
		留萌市 厚岸町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の乳幼児医療の自己負担分について市及び町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		留萌市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)					
		芦別市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	富良野市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	所得制限による道の「乳幼児医療費助成事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		当別町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
				92	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
		岩内町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者		非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割負担 (限度額12,000円)			
		豊富町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
				92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		芦別市 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象者を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		赤平市 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
新十津川町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者							
厚岸町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し自己負担分を助成 *道の乳幼児医療の対象者を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月		
						入院	入院外					
01	北海道	別海町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成28年 10月診療分		
				乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし					
			92		*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者							
		利尻町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	対象外				道内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
				92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者							
		美瑛町 白糠町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度				対象外	道内の 医療機関等
乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91			*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	美瑛町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		白糠町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		上富良野町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (ただし、非課税世帯の者に限る)	なし		対象外	道内の 医療機関等	
		上富良野町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の非課税世帯の対象年齢を拡大 (入院の非課税世帯については、6歳に達する日→12歳に達する日) 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院の非課税世帯については、12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者)					
		利尻富士町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		夕張市	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 * 入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月14,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成29年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	夕張市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者	なし				
		東川町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日(誕生 日の前日)の属する月の 末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日(誕生日の前日) 以後の最初の3月31日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日(誕生 日の前日)の属する月の 末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日(誕生日の前日) 以後の最初の3月31日ま での者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月14,000円限度			
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
			乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者	なし				
			釧路町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし			
		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)		92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	76市町村 ※2 (*)	乳幼児 (道の基準)	90	*受託している乳幼児医療について、自己負担限度額を変更 (入 院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 57,600円	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 14,000円	対象外	道内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		旭川市 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、課税世帯の自己負担限度額を変更 (入 院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額57,600円) 非課税世帯 自己負担なし	課税世帯 総医療費の1割 (限度額14,000円) 非課税世帯 自己負担なし			
		網走市 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の自己負担限度額を変更 (入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	総医療費の1割 (限度額14,000円)			
		北広島市 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ分)	92	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額57,600円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯 総医療費の1割 (限度額14,000円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
		岩内町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院外:12,000円→14,000円) 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者		課税世帯 1割負担 (限度額14,000円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			

※2 旭川市、網走市、留萌市、美瑛市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、富良野市、北広島市、当別町、上ノ国町、せたな町、今金町、岩内町、奈井江町、由仁町、月形町、浦臼町、新十津川町、東神楽町、愛別町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、天塩町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、津別町、斜里町、小清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、平取町、日高町、新冠町、新ひだか町、浦河町、えりも町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町及び標津町

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	由仁町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成23年8月診療分から受託している乳幼児医療について、所得制限による非該当者の自己負担限度額を変更 （入院：44,000円→57,600円、入院外：12,000円→14,000円） 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	道の乳幼児医療の所得 制限による非該当者は1 割負担 【自己負担限度額】 57,600円 それ以外は自己負担なし	道の乳幼児医療の所得 制限による非該当者は1 割負担 【自己負担限度額】 14,000円 それ以外は自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		愛別町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の者	なし				
		猿払村 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児医療について、3歳以上の自己負担限度額を変更 （入 院：44,000円→57,600円、入院外：12,000円→14,000円） 1 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 （小学生：入院除く） （小中学生：歯科外来除く） 2 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の 最初の3月31日までの者 （小中学生：歯科外来除く）	・0歳から3歳に達する日 の属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担（ただし市民税非 課税世帯は初診時一部 負担金を負担） 【自己負担限度額】 57,600円	・0歳から3歳に達する日 の属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担（ただし市民税非 課税世帯は初診時一部 負担金を負担） 【自己負担限度額】 14,000円	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		鷹栖町	乳幼児 （道の基準）	90	* 道の基準どおり 入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 *小学生は償還払い	1 3歳に達する日の属す る月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する 日以後の最初の3月31日 までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日の属す る月の末日までの者 *入院と同様 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日以後の最初の3月31日 までの者 1割相当負担金 月14,000円限度			
			乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 *小学生は償還払い	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	鷹栖町	乳幼児 (道の基準)	90	* 道の基準どおり 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月14,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
			乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		比布町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	
		上川町	乳幼児 (道の基準)	90	* 道の基準どおり 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月14,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	
			乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	上川町	乳幼児 (道の事業の 上乘せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		北広島市 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:12歳まで→15歳までに変更) 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額57,600円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯 総医療費の1割 (限度額14,000円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
		佐呂間町 (*)	乳幼児	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
		鶴居村 (*)	乳幼児	92	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	北海道の基準 法別(90)	乳幼児	90	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の 属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日(誕生日の前日) 以後の最初の3月31日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 4月1日から12歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の 末日までの者 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日(誕生日の前日) 以後の最初の3月31日ま での者 * 入院と同様 3 3歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 4月1日から6歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		札幌市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【小学1年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学2年生から中学生 まで】 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		函館市	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 3歳に 達する日(誕生日の前 日)の属する月の末日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する 日(誕生日の前日)の属 する月の末日までの者除 く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 及び 3歳に 達する日(誕生日の前 日)の属する月の末日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する 日(誕生日の前日)の属 する月の末日までの者除 く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	小樽市	乳幼児	92	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		室蘭市	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
				92	○入院:非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		釧路市	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
				91	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		帯広市	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児童 自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	助成なし	自己負担なし	対象外		
		北見市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	岩見沢市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		苫小牧市	乳幼児	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		稚内市	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		江別市	乳幼児	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		根室市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		千歳市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 総医療費の2割 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	深川市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		登別市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				92	○入院:非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		恵庭市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生】 (非課税世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (課税世帯) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		伊達市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				92	○入院:非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	北斗市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		石狩市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【小学1年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学2年生から中学生まで】 (非課税世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (課税世帯) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		新篠津村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
		松前町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	福島町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		知内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		木古内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	七飯町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		鹿部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		森町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	八雲町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		長万部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		江差町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	厚沢部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		乙部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		奥尻町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				92	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	助成なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	島牧村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小学生は入院のみ）	1割相当負担金 月57,600円限度（多数 回該当44,400円）	1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		寿都町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度（多数 回該当44,400円）	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		黒松内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者（所得額830万円未満の者に限る）における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		蘭越町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	ニセコ町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		真狩村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		留寿都村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	喜茂別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		京極町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		倶知安町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		共和町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	泊村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		神恵内村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		積丹町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
		古平町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	仁木町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		余市町	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円) 非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		赤井川村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	南幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【中学性・高校生】 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円) 【小学生まで】 自己負担なし	【中学性・高校生】 1割相当負担金 月18,000円限度 【小学生まで】 自己負担なし	対象外		
		上砂川町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		長沼町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	栗山町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし ※栗山町内(5890021長 沼地域訪問看護ステー ションを含む)の医療機 関等に限る	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者(小学生以上の外来は町内医療機関のみ助成) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者(小学生以上の外来は町内医療機関のみ助成)	自己負担なし	自己負担なし ※栗山町内(5890021長 沼地域訪問看護ステー ションを含む)の医療機 関等に限る	対象外		
		妹背牛町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	秩父別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		雨竜町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(外来は中学生まで)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		北竜町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	沼田町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		幌加内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		当麻町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	遠別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		幌延町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		浜頓別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	礼文町	乳幼児	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		美幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外		
		清里町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	訓子府町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		置戸町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生は入院のみ)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回 該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		西興部村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	豊浦町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		洞爺湖町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		壮瞥町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	白老町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		安平町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		厚真町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	【3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 (世帯合計所得240万円以下の世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (上記以外) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(外来は未就学まで)	【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	むかわ町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
		様似町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		音更町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生以上は入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		士幌町	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	上士幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		鹿追町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		新得町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	清水町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		芽室町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(外来は未就学児まで)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		中札内村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	更別村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		大樹町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		広尾町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	幕別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		池田町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		豊頃町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	本別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		足寄町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:6歳に達する日(誕生日の前日)の以後最初の3月31日までの者 ○入院:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)の以後最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		陸別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	浦幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
				91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		標茶町	乳幼児	92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
		中標津町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
		羅臼町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
		旭川市 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における対象年齢を拡大、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院外:12歳まで→15歳まで)(入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		網走市 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		士別市 (*)	乳幼児	92	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外における対象者を拡大 (入院外:12歳まで→15歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		北広島市 (*)	乳幼児	91	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、自己負担の内容を変更 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	北広島市 (*)	乳幼児	92	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		岩内町 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	助成なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		由仁町 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者の自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	自己負担なし 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
		上富良野町 (*)	乳幼児	91	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象を変更 (非課税世帯→住民税所得割非課税世帯) ○住民税所得割非課税世帯:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ) ○課税世帯:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
				92	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象を変更 (非課税世帯→住民税所得割非課税世帯) ○入院:住民税所得割非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:住民税所得割非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		猿払村 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (小中学生:歯科外来除く) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (小中学生:歯科外来除く)	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	湧別町 (*)	乳幼児	92	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		厚岸町 (*)	乳幼児	92	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
		留萌市 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳→所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳、入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者、外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		長万部町 (*)	乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (所得制限あり)	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成30年 12月診療分
		札幌市 (*)	子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院外:7歳→8歳に拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		釧路市 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ)	91	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳→6歳に拡大) ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
01	北海道	富良野市 (*)	子ども (道の事業の上乗せ分)	91	*平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (入院:6歳→12歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	平成31年 4月診療分
			子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大及び所得制限の解除 (入院: →12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者、所得制限による道の「乳幼児医療費助成事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者→所得制限による道の「乳幼児医療費助成事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)に拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
		恵庭市 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (外来:6歳→9歳までに拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から9歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	
		石狩市 (*)	子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (外来:7歳→8歳に拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	
		奥尻町 (*)	子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳→15歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	天塩町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大及び所得制限の解除 (15歳→18歳、所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の 前日)以後の最初の3月31日までの者に拡大) ○入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		小清水町 (*)	子ども (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成26年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		新得町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		芽室町 (*)	子ども (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、課税世帯の外来の対象年齢を拡大 (6歳→15歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		小樽市 (*)	乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (12歳→15歳までに拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び12歳に 達する日(誕生日の前 日)以後の最初の3月31 日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達す る日(誕生日の前日)以 後の最初の4月1日から 15歳に達する日(誕生日 の前日)以後の最初の3 月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯及び3歳に 達する日(誕生日の前 日)の属する月の末日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する 日(誕生日の前日)の属 する月の末日までの者を 除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	美唄市 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、外来の対象年齢を拡大 （→6歳から12歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者の対象年齢を拡大 （6歳→12歳までに拡大） ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		木古内町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		八雲町 （＊）	子ども （道の事業の 上乗せ分）	91	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （6歳→12歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
			子ども （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （→12歳～18歳までに拡大） 外来の対象年齢を拡大 （→6歳～18歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者の対象年齢を拡大 （6歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		鷹栖町 （＊）	子ども （道の事業の 上乗せ分）	91	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （6歳→12歳までに拡大） ○入院：「北海道の基準」に該当する12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：「北海道の基準」に該当する6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		日高町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		鹿追町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	標茶町 (*)	乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、公費番号の一律化 (→「北海道の基準」のとおりに) ○「北海道の基準」のとおりに ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外	道内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		標茶町	乳幼児	90	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度変更に伴い取扱いを終了					令和元年7月診療分までの取扱い
		音更町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象者を拡大 (非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者→6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(課税世帯は小学生のみ中学生は非課税世帯のみ)) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(中学生は非課税世帯のみ) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		厚沢部町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担を変更 (初診時一部負担金→自己負担額なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
			乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更 (15歳→18歳、初診時一部負担金→自己負担額なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		森町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		苫小牧市 (*)	乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (12歳→15歳までに拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	滝川市	子ども (道の事業の 上乗せ分)	92	○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の3月31日までの者		初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		月形町 (*)	乳幼児等 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		札幌市 (*)	子ども (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院外:8歳→9歳) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【小学3年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学4年生から中学生まで】 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		沼田町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		石狩市 (*)	子ども (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成31年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院外:8歳→12歳) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【小学6年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【中学生】 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	泊村 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		美瑛町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成29年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		函館市	子ども	90	*平成30年8月診療分から受託している法別「92」について、令和2年8月診療分から「90」「91」「92」に変更し拡 大 「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
			子ども (道の事業の 上乗せ分)	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	
		砂川市	乳幼児等 (道の事業の 上乗せ分)	92	○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者	対象外	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		新篠津村	乳幼児等 (道の事業の 上乗せ分)	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
			乳幼児等 (道の事業の 上乗せ分)	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ※上記のうち主たる生計を維持している者等は除く	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	函館市 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢及び自己負担額を変更。 (対象年齢:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者→(入院)12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、(外来)6歳に達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (自己負担:入院:自己負担1割負担→自己負担なし、入院外:非課税世帯の自己負担 初診時一時負担金→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		砂川市 (*)	乳幼児等	91	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児等医療について非課税世帯の入院の対象年齢を拡大 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで) ○入院:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		小樽市 (*)	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、課税世帯の自己負担額(入院外)の初診時一部負担金対象年齢を拡大 (3歳→6歳) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		稚内市 (*)	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大、備考を追加 (15歳→18歳) (備考:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳) ○18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※1:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	足寄町 (*)	乳幼児等及び児童	91	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等及び児童医療について、対象年齢(入院)を拡大 (入院: (課税世帯)6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→12歳まで) ○入院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
				92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等及び児童医療について、課税世帯の自己負担額変更、対象者拡大 (課税世帯自己負担額: (入院)1割相当負担金 月57600円限度(多数回該当44400円)→なし、(外来)1割相当負担金 月18000円限度→なし) (対象者: 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者) ○入院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	
		江別市 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を変更、対象年齢を拡大及び自己負担を変更 (乳幼児医療→子ども医療)(対象 入院: 12歳→15歳、入院外: 6歳→9歳)(自己負担 入院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者: (非課税世帯)初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円(課税世帯)1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)を追加、外来: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(非課税世帯)初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円(課税世帯)1割相当負担金 月18,000円限度を追加) ○入院: 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来: 9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		根室市 (*)	こども	92	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について入院外の対象年齢を拡大 (入院外: 12歳→18歳) ○入院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		当別町 (*)	子ども	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、名称を変更し入院外の助成を開始(乳幼児等医療→子ども医療) ○入院: 12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来: 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	名寄市 （＊）	乳幼児等	92	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児等医療について入院外の対象年齢を拡大及び変更（6歳→12歳） ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		豊富町 （＊）	乳幼児等	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大（15歳→18歳） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
		本別町 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について所得制限の解除（対象者：所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者を追加） ・入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ・入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ・所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		島牧村	子ども	91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		札幌市 （＊）	子ども	92	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について外来対象年齢を拡大、一部負担金の対象年齢を拡大（9歳→12歳） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	島牧村 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大、自己負担額を撤廃 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者→入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) (1割相当負担金月57,600円限度(多数回該当44,400円)・1割相当負担金月18,000円限度→18歳まで自己負担なしへ) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		津別町 (*)	子ども	92	*平成27年8月診療分から受託した子ども医療について対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		浦幌町 (*)	こども	92	*平成30年8月診療分から受託した乳幼児医療について事業名を「こども」に変更し、対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		釧路市	子ども	92	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院のみ)	自己負担なし	対象外	対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		新ひだか町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「子ども医療給付事業」の非該当者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	紋別市 (*)	子ども	92	*平成25年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大 (15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※1:高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		ニセコ町 (*)	こども	92	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について所得制限を解除 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		安平町 (*)	子ども	91	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大し、自己負担を撤廃 (課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から一削除) (初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
				92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について自己負担を撤廃 (初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		釧路市 (*)	子ども	91	*平成31年4月診療分から一部変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更及び入院の対象者を拡大(6歳→12歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		新ひだか町 (*)	子ども	90	※平成27年8月診療分から受託している乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更 ○「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	釧路町 (＊)	子ども	90	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更並びに入院の対象者を拡大(18歳まで)及び小学生の償還払いを現物給付化 ○「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
				91	*平成29年8月診療分から一部変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更並びに入院の対象者を拡大 (入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を追加) *道の基準の自己負担分について町が助成 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
				92	*平成29年8月診療分から一部変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更並びに入院の対象者を拡大 (12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院のみ)を追加) ○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院のみ) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		北見市 (＊)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託した子ども医療について対象者を拡大、自己負担の変更 (外来:6歳→12歳まで) (入院外:未就学児→非課税世帯及び未就学児、課税世帯(未就学児を除く)1割相当負担金月18,000円限度)を追加 ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯 及び 未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		杜鰐町 (＊)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を「子ども」に変更し、対象年齢を拡大(15→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		恵庭市 (＊)	子ども	92	※平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院外の対象年齢を拡大(9→12歳まで) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生】 (非課税世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (課税世帯) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生】 (非課税世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (課税世帯) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	上富良野町 (＊)	子ども	91	※平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について所得制限解除 (住民税所得割非課税世帯→削除) 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
				92	※平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について所得制限解除 (住民税所得割非課税世帯→削除) (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者追加) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		芦別市 (＊)	子ども	92	※平成28年8月診療分から受託している乳幼児等医療について名称を変更し、対象年齢を拡大及び所得制限 解除 (乳幼児→子ども) (15→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		南幌町 (＊)	児童生徒等	92	※平成30年8月診療分から受託している児童生徒等医療について、12歳以上の自己負担をなしへ (中学生・高校生 入院:1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円) 外来:1割相当負担金 月 18,000円限度→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ※上記のうち主たる生計を維持している者及び一定の所得がある場合は除く	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		積丹町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					
		羅臼町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
				92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	函館市 (*)	子ども	91	*令和2年8月に助成内容を変更した子ども医療について、入院外の課税世帯の対象年齢の拡大(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する日の末日まで→6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
				92	*令和2年8月に助成内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担を変更 (非課税世帯自己負担なし 課税世帯1割相当負担金月18,000円限度→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし			
		小樽市 (*)	こども	92	*令和2年8月から助成内容を変更したこども医療について、入院外自己負担を変更 (課税世帯の小学生まで(12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者)に係る自己負担額を初診時一部負担金へ変更) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
				91	*平成28年8月に受託しているこども医療について、所得制限を解除 (「課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く」を削除) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
		網走市 (*)	こども	92	*平成29年8月に受託しているこども医療について、対象範囲を拡大し外来自己負担額の変更 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者を追加) (総医療費の1割(限度額14,000円)→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
				91	*令和2年8月に助成内容を変更した子ども医療について、入院外の課税世帯の対象年齢の拡大(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する日の末日まで→6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	美唄市 (*)	子ども	92	*令和元年8月に助成内容を変更した乳幼児等医療について名称を子ども医療に変更し、対象年齢を拡大 (入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を追加、外来:12歳→15歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		和寒町 (*)	こども	92	*平成27年8月に受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		置戸町 (*)	子ども	91	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者→入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者/外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) (初診時一部負担金 内科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
				92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (入院:15歳→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
		士幌町 (*)	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大 (15→18歳まで) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	岩内町 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年8月から助成内容を変更している乳幼児等医療について入院を対象とし、対象年齢を拡大（12歳→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		留萌市 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年10月から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（15歳→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		富良野市 （＊）	子ども	92	*平成31年4月から助成内容を変更した子どもの医療について、小中学生の入院外を対象とし、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 12月診療分
		大空町 （＊）	乳幼児等	92	*平成26年8月に助成内容を変更した乳幼児等医療について所得制限を解除 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		鷹栖町 （＊）	子ども	92	*令和元年8月に受託した子ども医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	
		函館市 （＊）	子ども	92	*令和4年8月に助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を解除し、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	
		羽幌町 （＊）	乳幼児等	92	*平成27年8月に受託した乳幼児等医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
01	北海道	浜頓別町 (*)	子ども	92	*平成30年8月に受託した子ども医療について対象年齢を拡大(15→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		中札内村 (*)	乳幼児及び児童	92	*平成30年8月に受託した乳幼児及び児童医療について対象年齢を拡大(15→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	
		広尾町 (*)	乳幼児等	92	*平成30年8月に受託した乳幼児及び児童医療について名称を乳幼児等に変更し、対象年齢を拡大(15→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	
		芽室町 (*)	子ども	92	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	
		共和町 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		栗山町 (*)	子ども	91	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象医療機関を拡大(栗山町内の医療機関等→道内の医療機関等に拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		栗山町 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象医療機関を拡大(栗山町内の医療機関等→道内の医療機関等に拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		長万部町 (*)	乳幼児等	92	*平成30年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を廃止 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	(医科・歯科) なし (訪問看護) 1割相当負担金 課税世帯:月18,000円限度 非課税世帯:月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	当麻町 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		余市町	子ども	90	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 (※北海道の基準)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 * 入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		余市町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		えりも町	乳幼児等	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		えりも町	乳幼児等	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		根室市	こども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		旭川市 (*)	子ども	91	* 平成28年8月診療分から受託している子ども医療について、外来診療の対象年齢を拡大 (3歳まで→6歳までに拡大) 「北海道基準」とおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		旭川市 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止し、自己負担分を全額助成 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	美唄市 （＊）	子ども	92	＊ 令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		千歳市 （＊）	子ども	92	＊ 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大 （9歳まで→12歳までに拡大） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数 回該当44,400円）	12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		滝川市 （＊）	子ども	91	＊ 平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、入院医療の自己負担なしの対象年齢を拡大 （6歳まで→12歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		滝川市 （＊）	子ども	92	＊ 令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、所得制限を廃止、対象年齢を拡大し、自己負担分を全額助成 （12歳まで→15歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		砂川市 （＊）	子ども	91	＊ 令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更、所得制限を廃止し、入院医療の対象年齢を拡大 （6歳まで→12歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		砂川市 （＊）	子ども	92	＊ 令和2年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更、所得制限を廃止し、自己負担分を全額助成 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		登別市 （＊）	子ども	92	＊ 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院医療の対象者及び対象年齢を拡大 （非課税世帯・15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	1 非課税世帯の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 課税世帯の者 1割相当負担金 月57,600円限度	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
01	北海道	余市町 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更、対象者の一部を新設法別90.91に移行、対象年齢を拡大し、自己負担分を全額助成（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		中富良野町 (*)	乳幼児等	92	* 平成22年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		洞爺湖町 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		釧路市 (*)	子ども	92	* 令和3年8月診療分から受託している子ども医療について、所得制限を廃止し、小学生・中学生の通院医療を助成対象に拡大 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		根室市 (*)	こども	92	* 令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を廃止し、自己負担分を全額助成 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 * 18歳に達する日以後の最初の3月31日において学校教育法に規定する高等学校に在学していた者であって、その翌日以後、引き続き高等学校等に在学している者を含む	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		乙部町 (*)	こども	92	* 平成30年8月診療分から受託しているこども医療について、所得制限を廃止し、外来診療の対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	斜里町 （＊）	子ども	92	＊ 平成24年8月診療分から受託している子ども医療について、所得制限を廃止、外来診療を助成対象とし、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		釧路町 （＊）	子ども	92	＊ 令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療を助成対象とし、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		訓子府町 （＊）	子ども	92	＊ 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		美深町 （＊）	乳幼児等	92	＊ 平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		安平町 （＊）	子ども	92	＊ 令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		足寄町 （＊）	子ども	92	＊ 令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童医療について、制度名を子ども医療に変更し、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		岩見沢市 （＊）	子ども	92	＊ 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院：15歳まで→18歳まで、外来：12歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	幕別町 （＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		大樹町 （＊）	乳幼児及び児童	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		美幌町 （＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、課税世帯の自己負担なしの対象年齢を拡大 （入院：3歳まで→12歳まで、外来：3歳まで→6歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 2月診療分
		美幌町 （＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、課税世帯の者の自己負担分を全額助成 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 2月診療分
		札幌市 （＊）	子ども	92	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大し、入院医療の自己負担を初診時一部負担金のみに変更 （12歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		帯広市 （＊）	子ども	90	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更 （乳幼児医療→子ども医療） ○「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり		対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		帯広市 （＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更 （乳幼児医療→子ども医療） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 未就学 児童 自己負担なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		帯広市 （＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更、所得制限を廃止、対象年齢を拡大し、入院医療を助成対象に変更 （12歳まで→15歳までに拡大） （乳幼児医療→子ども医療） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	未就学児童 自己負担なし 上記以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度	未就学児童 及び 非課税世帯の小学生 自己負担なし 上記以外の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	江別市 (*)	子ども	92	* 令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		石狩市 (*)	子ども	92	* 令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大し、入院医療の自己負担を初診時一部負担金のみに変更 (12歳まで→15歳までに拡大) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		雨竜町 (*)	乳幼児、 児童及び 生徒	92	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児、児童及び生徒医療について、通院医療の対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		東川町 (*)	子ども	92	* 平成29年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		上富良野町 (*)	子ども	92	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
01	北海道	下川町 (*)	乳幼児等	92	* 平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
		猿払村 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から助成内容の変更をした子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生・高校生:歯科外来除く) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生・高校生:歯科外来除く)	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
		大空町 (*)	子ども	92	* 令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
		音更町 (*)	子ども	90	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更(乳幼児医療→子ども医療) 「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり		対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
		音更町 (*)	子ども	91	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更(乳幼児医療→子ども医療) ○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
		音更町 (*)	子ども	92	* 令和元年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更し、課税世帯及び所得制限による非該当者に係る通院医療の対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大)(乳幼児医療→子ども医療) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
		別海町 (*)	子ども	91	* 平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、訪問看護の自己負担をなしに変更(訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	別海町 (*)	子ども	92	* 平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更 (15歳まで→18歳までに拡大) (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		砂川市 (*)	子ども	91	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、訪問看護の自己負担をなしに変更 (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		砂川市 (*)	子ども	92	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更 (12歳まで→18歳までに拡大) (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		仁木町 (*)	乳幼児等	92	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		弟子屈町	こども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		弟子屈町	こども	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	伊達市 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		小樽市 (*)	こども	92	* 令和4年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、入院医療の自己負担を初診時一部負担金のみに変更 (入院:15歳まで→18歳までに拡大) (外来:12歳まで→18歳までに拡大) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		室蘭市 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		北見市 (*)	子ども	92	* 令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を初診時一部負担金のみに変更 (入院:15歳まで→18歳までに拡大) (外来:12歳まで→18歳までに拡大) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		網走市 (*)	こども	92	* 令和4年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	苫小牧市 (*)	子育て支援	92	* 令和元年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、事業名を変更、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (乳幼児等医療→子育て支援医療) (入院:15歳→18歳まで、外来:6歳→18歳までに拡大) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		深川市 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		登別市 (*)	子ども	92	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止し、通院医療の対象年齢を拡大 (入院18歳・外来15歳まで→入院・外来18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	1 非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		当別町 (*)	子ども	92	* 令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (12歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		京極町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		京極町 (*)	子ども	92	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について事業名を変更し、自己負担分を全額助成 (乳幼児等医療→子ども医療) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	倶知安町 （＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		美幌町 （＊）	子ども	92	＊令和6年2月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		白老町 （＊）	子ども	92	＊令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		様似町 （＊）	乳幼児等	91	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、訪問看護の自己負担を「なし」に変更 （訪問看護自己負担：1割→なしに変更） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし （訪問看護） なし	なし （訪問看護） なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		様似町 （＊）	乳幼児等	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、訪問看護の自己負担を「なし」に変更 （訪問看護自己負担：1割→なしに変更） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし （訪問看護） なし	なし （訪問看護） なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		木古内町 （＊）	乳幼児等	92	令和元年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を廃止 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	岩見沢市 (*)	子ども	92	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		名寄市 (*)	乳幼児等	92	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		由仁町 (*)	由仁っ子	92	* 平成30年8月から助成内容を変更した由仁っ子医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		長沼町 (*)	乳幼児等	91	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、食事療養費の助成を終了 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		長沼町 (*)	乳幼児等	92	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、食事療養費の助成を終了 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		江別市 (*)	子ども	92	* 令和6年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止 ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	興部町 (*)	子ども	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (所得制限を廃止)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (訪問看護) 1割相当負担金 課税世帯:月18,000円 限度 非課税世帯:月8,000円 限度	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		釧路市 (*)	子ども	92	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の助成対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 11月診療分
		長万部町 (*)	乳幼児等	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (訪問看護の自己負担:1割負担→負担なしへ変更)	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和7年 2月診療分
		長万部町 (*)	乳幼児等	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (訪問看護の自己負担:1割負担→負担なしへ変更)	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和7年 2月診療分
		札幌市 (*)	子ども	92	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (訪問看護) 1割相当負担金 月3,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		石狩市 (*)	子ども	92	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (訪問看護) 1割相当負担金 課税世帯:月18,000円 限度 非課税世帯:月8,000円 限度	対象外	道内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
01	北海道	恵庭市 (*)	子ども	92	○入院:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ○外来:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (年齢:12歳まで→15歳までに拡大)	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生・高校生 年代】 (非課税世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (課税世帯) 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生】 (非課税世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (課税世帯) 1割相当負担金(月 18,000円限度) (訪問看護) 18歳に達する日(誕生日 の前日)以後の最初の3 月31日までの者 1割相当負担金 課税世帯:月18,000円 限度 非課税世帯:月8,000 円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		紋別市 (*)	子ども	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (所得制限を廃止) ※1:高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (訪問看護) 1割相当負担金(月 8,000円限度)	対象外	道内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月		
						入院	入院外					
02	青森県	横浜町	乳幼児医療	81	1. 入院については、小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)とする 2. 入院外については、4歳に達する日の属する月の末日までとする 3. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	4歳以上の幼児は、医療機関ごとに1日につき500円	なし	対象外	県内の医療機関等	平成19年10月診療分		
		東北町	乳幼児	81	・0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年5月診療分		
		三沢市	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	4歳児以上は医療機関ごとに1日500円	なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年10月診療分		
		東北町(＊)	乳幼児 小学生	81	*平成20年5月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の年齢拡大(小学生まで→中学生までに拡大) 入 院:0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から中学校就学前までの児童(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし						
		藤崎町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分		
		七戸町	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで)							
		東北町(＊)	乳幼児・小学生 中学生・高校生	81	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の年齢拡大(中学生まで→高校生までに拡大) 入 院:0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から高校在学中の者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等			
		おいらせ町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月の月末までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年10月診療分		
		七戸町(＊)	乳幼児・子ども	81	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 入 院:0歳から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年12月診療分		
		蓬田村	乳幼児・児童	81	0歳から中学校卒業の終期に達するまでの者(中学校卒業の3月末までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年9月診療分		
		三沢市(＊)	乳幼児	81	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の自己負担額を変更(4歳児以上は医療機関ごとに1日500円→自己負担なし) 0歳児から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年2月診療分		
		佐井村	乳幼児・児童	81	中学校卒業の終期に達するまでの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分		
		六ヶ所村	乳幼児等	81	0歳児から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者			食事標準負担額を助成				
		つがる市	乳幼児 及び子ども	81	0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)			対象外				
		むつ市	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)							
		平川市	乳幼児	81	0歳児から4歳未満の乳幼児(満4歳に達する日の属する月の月末までの者)							
		平内町	乳幼児・子ども	81	0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	板柳町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 5月診療分
		横浜町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の年齢拡大(4歳に達する日の属する月の末日まで→中学校就学前までに拡大) 1.入院については、小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)とする 2.入院外については、中学校就学前までとする 3.生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	4歳以上の幼児は、医療機関ごとに1日につき500円	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
		風間浦村	乳幼児・児童・生徒	81	乳幼児・児童・生徒(出生から中学校卒業の終期に達するまでの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
		おいらせ町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (4歳未満→小学校就学の始期に達するまでに拡大) 小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					
		鶴田町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 11月診療分
		深浦町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 12月診療分
		中泊町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		六戸町	乳幼児	81	出生から満4歳に達する日の属する月の月末までの者 (各月の一日生まれは満4歳誕生日の前日までの者)					
		大間町	子ども	81	0歳から中学校までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					
		三戸町	乳幼児	81	出生から満4歳に達する日の属する月の月末までの者 (各月の一日生まれは満4歳誕生日の前日までの者)			食事標準 負担額を助成		
		三沢市 (*)	子ども	81	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達した日以後の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)			対象外		
		外ヶ浜町	乳幼児・児童	81	0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 5月診療分
		藤崎町 (*)	乳幼児・子ども 医療費	81	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大、また、食事療養費の負担額を変更 (4歳まで→12歳までに拡大) (食事療養費は助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 出生から中学校就学の始期に達するまでの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 6月診療分
		野辺地町	乳幼児・子ども	81	1.0歳から小学校就学前までの者(乳幼児) 2.小学校1年から中学校卒業(3年)の3月末までの者(子ども) 3.他の法令等による公費負担医療制度の対象となる者である場合、当該制度を優先して適用する 4.生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	横浜町 (*)	子ども	81	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大と入院の自己負担を変更、また、入院の所得制限を撤廃 (入院：就学前まで、入院外：12歳まで→入院・入院外ともに15歳までに拡大) (入院の自己負担額：4歳以上は500円/日→自己負担なし) (入院の所得制限：あり→なし) 1. 入院・入院外ともに中学校卒業の終期に達するまでの者(中学校卒業の3月末までの者) 2. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
		おいらせ町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学の始期に達するまで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中学校修了までの者) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		今別町	乳幼児	81	0歳から4歳未満の乳幼児 (満4歳に達する日の属する月の月末までの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		田舎館村	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く)					
		三戸町 (*)	乳幼児	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (満4歳まで→小学校就学前までに拡大) 0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		食事標準 負担額を助成		
		外ヶ浜町 (*)	乳幼児・児童	81	*平成24年5月診療分から受託している乳幼児・児童医療について対象年齢の拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外		
		五戸町	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
		今別町 (*)	乳幼児 ・ 児童	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満4歳に達する日の属する月の月末まで→中学校卒業年度の3月31日まで) 0歳から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
		藤崎町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成24年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→中学校卒業までに拡大) 出生から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		
		深浦町 (*)	乳幼児	81	*平成23年12月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校就学の始期までに拡大) 出生から中学校就学の始期に達するまでの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
		青森市	子ども	81	入 院：小学校卒業前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。) 入院外：小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
		東北町 (*)	乳幼児・小学生・ 中学生・高校生	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・小学生・中学生・高校生医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→高校生までに拡大) 入院・入院外ともに0歳から高校在学中の者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	横浜町 （＊）	子ども	81	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業まで→高校卒業までに拡大） 1. 入院・入院外ともに高校卒業の終期に達するまでの者（高校卒業の3月末までの者） 2. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		板柳町 （＊）	乳幼児	81	*平成23年5月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （4歳まで→小学校就学前までに拡大） 0歳から小学校就学前までの者 （満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 5月診療分
		五戸町 （＊）	乳幼児等	81	*平成25年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大） 入 院：0歳から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者 入院外：0歳から小学校就学前の6歳までの者（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
		階上町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
		黒石市	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 （満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としな い。）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
		平川市 （＊）	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （4歳まで→6歳までに拡大） 0歳児から小学校就学前の6歳児（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 11月診療分
		六戸町 （＊）	乳幼児 子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （4歳まで→中学校卒業までに拡大） 出生から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 2月診療分
		五所川原市	乳幼児	81	0歳から小学校就学前の6歳までの者 （満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		田子町	乳幼児・子ども	81	0歳から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者 田子町在住で青森県立田子高等学校に在学中の者	なし		対象外		
		中泊町 （＊）	乳幼児・子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		鶴田町 （＊）	乳幼児・子ども	81	*平成23年11月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大） 0歳から小学校卒業前までの者 （満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし				
				南部町	乳幼児医療 子ども医療	81	*0歳から中学校卒業の3月末までの者	なし		対象外

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	青森市 （＊）	子ども医療	81	*平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院は小学校卒業前までの者、入院外は小学校就学前までのもの→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		階上町 （＊）	乳幼児・子ども 医療費	81	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生就学前までの者→中学校就学時までに拡大） 0歳から満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし				
		鰺ヶ沢町	子ども医療	81	0歳から小学校卒業前までの者 （満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 9月診療分
		大鰐町	乳幼児医療	81	0歳から小学就学前の6歳までの者 （満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		三戸町 （＊）	乳幼児等 医療	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また、食事 療養費の負担額を変更 （小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大） （食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし				
		板柳町 （＊）	乳幼児医療費 子ども医療費	81	*平成26年5月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大） 0歳から小学校卒業前までの者 （満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		田舎館村 （＊）	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業まで拡大） 0歳から中学校卒業までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分
		西目屋村	こども	81	0歳から高校卒業までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		五戸町 （＊）	乳幼児等	81	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大） 0歳から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		十和田市	子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 9月診療分
		鰺ヶ沢町 （＊）	子ども	81	*平成27年9月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校卒業前まで→中学校卒業までに拡大） 0歳から中学校卒業まで者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		外ヶ浜町 （＊）	乳幼児 ・ 児童	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→高校卒業までに拡大） 0歳から高校卒業までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	佐井村 （＊）	乳幼児・児童	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業の終期に達するまで→高校卒業までに拡大） 0歳から高校卒業までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		平川市 （＊）	子ども	81	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大） 0歳から小学校卒業前までの者 （満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		弘前市	子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		深浦町 （＊）	子ども	81	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校就学の始期まで→中学校卒業までに拡大） 0歳から中学校卒業までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		八戸市	乳幼児等 医療費	81	入 院:0歳から高校卒業前までの者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外:0歳から小学校就学前の6歳までの者（満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 1月診療分
		新郷村	乳幼児等 医療費	81	0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		中泊町 （＊）	乳幼児・子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→高校卒業前まで） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		平川市 （＊）	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校卒業前まで→中学校卒業前までに拡大） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし				
		板柳町 （＊）	乳幼児医療費 子ども医療費	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校卒業前まで→中学校卒業前までに拡大） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 6月診療分
		南部町 （＊）	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児・子ども医療費について、対象年齢を拡大 （中学校卒業の3月末までの者→高校卒業の3月末までの者に拡大） *0歳から高校卒業の3月末までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
八戸市 （＊）	子ども	81	*平成30年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入院外:小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者に拡大） 入 院:0歳から高校卒業前までの者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外:0歳から中学校卒業前までの者（満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 1月診療分		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	東通村	乳幼児・子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		五所川原市 (＊)	子ども	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (入院：小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者に拡大) 入 院：0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外：0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		つがる市 (＊)	乳幼児 及び すこやか	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療費について、制度名を変更 (乳幼児及び子ども→乳幼児及びすこやか) 0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		蓬田村 (＊)	乳幼児・ 児童	81	*平成22年9月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業の終期に達するまでの者→高校卒業前までの者) 0歳から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		今別町 (＊)	乳幼児・ 子ども	81	*平成25年7月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (中学校卒業年度の3月31日まで→高校卒業前まで) 0歳から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		三戸町 (＊)	乳幼児等 医療	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→高校卒業前まで) 0歳から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		五所川原市 (＊)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託している子ども医療費について、外来の対象年齢を拡大 (外来：小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者) 入院・外来ともに、0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		鶴田町 (＊)	乳幼児・子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療費について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前までの者→中学校卒業前までの者) 0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		平内町 (＊)	乳幼児・子ども	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 0歳児から18歳までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		黒石市 (＊)	乳幼児	81	*平成26年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (0歳から6歳までの者→0歳から15歳までの者) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		板柳町 (＊)	乳幼児・子ども医 療費	81	*平成30年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療費について対象年齢を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までの者) 0歳児から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けているものは対象としない。	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 6月診療分
		藤崎町 (＊)	子ども医療	81	*平成25年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更。(乳幼児・子ども医療→子ども医療) 出生から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
		大鰐町 (＊)	子ども医療	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	鶴田町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*令和2年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児・子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 6月診療分
		六ヶ所村 (*)	乳幼児等医療費	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児等医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		十和田市 (*)	子ども医療費	81	*平成28年9月診療分から受託している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		つがる市 (*)	乳幼児及びすこやか	81	*令和2年4月診療分から受託内容を変更している乳幼児及びすこやか医療について対象年齢を拡大。 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関	令和5年 4月診療分
		むつ市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大。 (6歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関	
		階上町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成27年8月診療分から受託内容を変更している乳幼児・子ども医療について対象年齢を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関	
		弘前市 (*)	子ども	81	*平成29年10月診療分から受託している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関	
		黒石市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大。 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
		三沢市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		東通村 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		五所川原市 (*)	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		平川市 (*)	子ども	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 9月診療分
		大間町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費の助成内容を変更 (対象外→食事標準負担額を助成に変更) 0歳から中学校までの者 (満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の医療機関等	令和3年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	鰯ヶ沢町 （＊）	子ども	81	* 平成29年4月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		田舎館村 （＊）	乳幼児・子ども	81	* 平成28年6月診療分から受託内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		風間浦村 （＊）	乳幼児・児童・生徒	81	* 平成23年10月診療分から受託している乳幼児・児童・生徒医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		おいらせ町 （＊）	乳幼児・子ども	81	* 平成24年10月診療分から受託内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		大間町 （＊）	子ども	81	* 令和3年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
		藤崎町 （＊）	子ども医療	81	* 令和4年1月診療分から制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
		佐井村 （＊）	子ども医療	81	* 平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・児童医療について、制度名を変更 （乳幼児・児童→子ども） 0歳から18歳までの者※高校在学要件を排除 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
		青森市 （＊）	子ども	81	* 平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→高校3年生までに拡大） 高校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		野辺地町 （＊）	乳幼児・子ども	81	* 平成24年7月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業（3年）の3月末まで→18歳到達の年度末までに拡大） 1.0歳から小学校就学前までの者（乳幼児） 2.小学校1年から18歳到達の年度末までの者（子ども） 3.他の法令等による公費負担医療制度の対象となる者である場合、当該制度を優先して適用する 4.生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		八戸市 （＊）	子ども	81	* 平成31年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院外・中学校卒業前までの者→高校卒業前までの者に拡大） 0歳から高校卒業前までの者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
02	青森県	六戸町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	出生から高校卒業年度の3月31日までの間にある者 （年齢：中学校卒業まで→高校卒業までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		七戸町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	18歳までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		新郷村 （＊）	乳幼児等	81	高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （年齢：中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
04	宮城県	仙台市	子ども	83	0歳から未就学児(6歳到達年度末)まで (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 12月診療分
					小学校1年生から中学校3年生(15歳到達年度末)まで (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	1回の入院につき10日目 までは1日500円(11日目 以降はなし)	初診時500円 再診時なし ※調剤は初診時自己負 担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月		
						入院	入院外					
05	秋田県	県内 各市町村	乳幼児	74	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 8月診療分		
		秋田市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から1歳 *訪問看護は対象外	・0歳一自己負担なし ・1歳以上一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)						
		潟上市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳に達した最初の3月31日までの者 *訪問看護は対象外	・0歳一自己負担なし ・1歳以上一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)						
		能代市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:第3子以降の0歳から未就学児 *訪問看護は対象外							
		仙北市 八郎潟町 大潟村	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外							
		由利本荘市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学3年生までの児童 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分		
		にかほ市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学6年生までの児童 *訪問看護は対象外							
		北秋田市 湯沢市、横手市 小坂町、藤里町 三種町、八峰町 東成瀬村、美郷 町	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外							
		大仙市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学校6年生まで *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外							
		男鹿市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外							
		五城目町 羽後町	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準により自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外							
		井川町	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県基準の乳幼児医療の受給資格を有していない者で、小学校1年生から6年生までの児童の歯科受診 *訪問看護は対象外							
		大館市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外						・0歳一自己負担なし ・1歳以上一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)	
		上小阿仁村	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外						なし	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	大潟村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 （県の基準の所得制限者のみ→県の基準により自己負担額が発生する者に対しても医療費の助成を実施） （1歳以上は一部負担金の1/2を自己負担→自己負担額なし） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
		羽後町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 （県の基準により自己負担額が発生する者のみ→県の基準の所得制限者に対しても医療費の助成を実施） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外					
		12市町村 ※1	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし				
		美郷町	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 0歳から未就学児 *訪問看護は対象外					
		県内 各市町村 （秋田市及び 由利本荘市 除く） （＊）	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		由利本荘市 （＊）	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児、住民税非課税 世帯及び小学4年生から 6年生の入院 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び 小学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000 円/月）	・0歳児及び住民税非課 税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び 小学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000 円/月）			
		大館市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （未就学児→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から小学6年生 入院外：0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
		潟上市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入院：未就学児、入院外：2歳まで→入院・入院外ともに小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外					
		大仙市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし				

※1 大仙市、北秋田市、男鹿市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、大潟村、羽後町、東成瀬村、三種町、八峰町

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （6歳まで→中学3年生までに拡大） （患者負担額なし→中学生の入院外のみ患者負担ありに変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし	・小学生－自己負担なし ・中学生－自己負担分の 1/2 （上限：1レセプト 1,000 円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		湯沢市 横手市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし				
		男鹿市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （入院：未就学児まで→小学生まで、入院外：2歳まで→未就学児までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から小学6年生 入院外：0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	なし				
		仙北市 八郎潟町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	・0歳－自己負担なし ・1歳以上－自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
		小坂町 東成瀬村 三種町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （6歳まで→中学3年生までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） ・県の基準の対象年齢を拡大 中学1年生から中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
		上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （6歳まで→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外					
		藤里町 八峰町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （6歳まで→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	五城目町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 （県の基準の自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者に変更） （6歳まで→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		井川町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を変更 （小学1年生から6年生まで→中学1年生から中学3年生までに変更） 県基準の乳幼児医療の受給資格を有していない者で、中学1年生から中学3年生までの生徒の歯科受診 *訪問看護は対象外					
		大湯村 羽後町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （6歳まで→小学生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外					
		美郷町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更） （6歳まで→小学生までに拡大） （患者負担額なし→小学生のみ患者負担額ありに変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	未就学児一自己負担なし ・小学生一自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
		北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、中学生の入院外の自己負担額を変更 （患者負担額の1/2（上限：1レセプト1,000円/月）→中学生の入院外のみ1,000円まで全額自己負担に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし	・小学生-自己負担なし ・中学生-1,000円まで全額自己負担 （上限：1レセプト 1,000円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		秋田市 （＊）	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
		井川町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を拡大 （中学校1年生から中学校3年生の生徒の歯科受診→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
		井川町	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	にかほ市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 ・県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		大潟村 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
		由利本荘市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生するものに対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		藤里町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
		八峰町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
		鹿角市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 中学1年生から中学3年生までの生徒に対し医療費の助成を実施 県の交付要綱による乳幼児及び小学生の基準を準用 *訪問看護は対象外	・住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		八郎潟町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、また患者負担額 を変更 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (1歳以上は一部負担金の1/2を自己負担→全額助成に変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
		八郎潟町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
		大仙市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、自己負担額の変更 （中学生の入院外のみ1,000円まで全額自己負担→全額助成に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		横手市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学校6年生まで） *訪問看護は対象外	なし				
		羽後町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
		潟上市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		潟上市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学生まで→中学3年生までに拡大） （1歳以上一部負担金の1/2を自己負担→自己負担なしに変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
		男鹿市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について、実施機関番号「80.05.015.6」を廃止			平成28年7月診療分までの取扱い		
		県内 各市町村 （＊）	乳幼児	74	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 乳幼児及び中学校修了年度の3月31日までの児童 *訪問看護は対象外 *所得制限あり	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小中学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		大館市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から中学3年生 入院外：0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
		鹿角市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の交付要綱による乳幼児及び小中学生の基準を準用 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	潟上市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		9市町村 ※2 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
		湯沢市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、対象者を変更 （小学6年生→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 県の基準の所得制限者に対し入院のみ医療費の助成を実施 所得制限者：入院のみ中学3年生まで全額助成 *訪問看護は対象外					
		横手市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
		能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
		仙北市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
		小坂町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外					
		五城目町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
		八郎潟町 井川町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					

※2 大仙市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、大潟村、羽後町、東成瀬村

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	美郷町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	小学生まで—自己負担なし 中学生まで—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
				81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （0歳から未就学児→小学6年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学6年生まで *訪問看護は対象外					
		三種町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外					
				81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
		八峰町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外			対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
				81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
		藤里町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・中学生まで—自己負担なし ・上記以外—500円まで全額自己負担 （上限：1レセプト 500円/月）		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		にかほ市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 ・県の基準の対象年齢を拡大 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで （15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者について は市民税所得割非課税世帯） *訪問看護は対象外	・0歳及び市民税所得割非課税世帯の15歳に達する 日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に 達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 自己負担なし ・上記以外 窓口負担額の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		井川町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		にかほ市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあ る者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		八郎潟町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間 にある者（ただし社会保険各法の本人は除く） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		東成瀬村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間 にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	秋田市 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外対象年齢を拡大 (入院外:0歳から1歳まで→未就学児まで) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上の未就学児 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		大仙市 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、備考を削除 (対象年齢:中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで) (備考:市が定める所得制限あり→削除) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		湯沢市 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、所得制限者の対象範囲を拡大 (入院のみ中学3年生まで→中学3年生まで) 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 所得制限者:中学3年生まで全額助成 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		美郷町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、中学生の自己負担額を変更。 (中学生まで→自己負担分の1/2(上限:1レセプト 1000円/月)→なし) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		美郷町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学校3年生まで) 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		五城目町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生→18歳に達した日以後の最初の3月31日) 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （未就学児まで→幼児（小学校1年生の7月31日まで）） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上の幼児（小学校1年生の7月31日まで） 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		男鹿市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分以降廃止としていた「80.05.015.6」を再開 *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
				81	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学校3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		美郷町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・高校生等（満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		由利本荘市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額なしに変更 （15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（上限： 500円/レセプト→なし）） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		鹿角市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		仙北市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	鹿角市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を変更し、自己負担額を変更 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみ） （・住民税非課税世帯自己負担なし・左記以外自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→なし） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		潟上市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
		男鹿市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
		仙北市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみ） （・0歳—自己負担なし・1歳以上—自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→なし） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
		大潟村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
		羽後町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象者を拡大 （15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者について は市民税所得割非課税世帯→18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ＊訪問看護は対象外	・0歳及び市民税所得割非課税世帯の15歳に達する日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 自己負担なし ・上記以外 窓口負担額の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		湯沢市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ＊訪問看護は対象外	なし				
		能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	＊平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） ＊訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （幼児（小学校1年生の7月31日まで）→幼児（小学校1年生の7月31日まで）及び18歳に達した日以後の最初 の3月31日までの間にある者） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ＊訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上小学1年生の7月31日まで 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月） ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで （非課税世帯：自己負担なし、課税世帯：上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		大館市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 婚姻している者、社会保険各法の本人は対象から除く ＊訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		横手市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ＊訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額なしに変更 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ＊訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	県内 各市町村 (※)	乳幼児	74	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生→18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	・0歳児及び住民税所得 割非課税世帯の児童:自 己負担なし ・上記以外の児童:自己 負担分の1/2 (上限:1レセプト1レセプ ト 1,000円/月)	・0歳児及び住民税所得 割非課税世帯の児童:自 己負担なし ・上記以外の児童:自己 負担分の1/2 (上限:1レセプト1レセプ ト 1,000円/月)	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		秋田市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050016」の取扱い終了			令和6年7月診療分までの取扱い		
		大館市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050040」の取扱い終了			令和6年7月診療分までの取扱い		
		鹿角市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢及び助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		由利本荘市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	潟上市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050115」の取扱い終了			令和6年7月診療分までの取扱い		
		潟上市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢及び助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) *県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		大仙市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 *満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		大仙市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) *県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		北秋田市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 *15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) *県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		湯沢市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050149」の取扱い終了			令和6年7月診療分までの取扱い		
		湯沢市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(18歳まで) *訪問看護についても対象	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	男鹿市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・高校生等(満15歳に達した日以後の最初の4月1日から、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者。)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		にかほ市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		横手市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 ・15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		能代市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050180」の取扱い終了			令和6年7月診療分までの取扱い		
		能代市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		仙北市 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	小坂町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		上小阿仁村 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、助成範囲を拡大及び県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	・住民税所得割課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者:自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月) ・住民税所得割非課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者:自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		藤里町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	五城目町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		八郎潟町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		井川町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成31年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		大潟村 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	羽後町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		東成瀬村 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		美郷町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・高校生等(満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		三種町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80051121」の取扱い終了			令和6年7月診療分までの取扱い		
		三種町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
05	秋田県	八峰町 (※)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
				81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		男鹿市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050156」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
		藤里町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050644」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
		上小阿仁村 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の拡大に伴う対象者の変更 65歳未満の身障手帳4～6級所持者(全額助成)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	飯舘村	乳幼児	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 2月診療分
		金山町	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
		昭和村				なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 5月診療分
		大玉村	子育て 支援医療費	80	年齢15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 10月診療分
		昭和村 (*)	子育て支援	80	*平成19年5月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		磐梯町	乳幼児	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		小野町	乳幼児	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
		小野町 (*)	乳幼児 及び 小学生入院	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入 院:0歳から中学校就学前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から小学校就学前までの児童(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		飯舘村 (*)	乳幼児	80	*平成19年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし				
		本宮市	乳幼児 及び児童	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成21年 1月診療分
		川俣町	こども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		古殿町	乳幼児 及び小学生	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
		平田村	乳幼児 及び児童	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
		南会津町	乳幼児	80	0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
		国見町	子ども	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
		三春町	子育て	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
		古殿町 (*)	乳幼児 及び 児童・生徒	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	檜枝岐村	乳幼児	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		本宮市 (*)	子ども	80	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児及び小学生医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
		磐梯町 (*)	乳幼児 及び児童	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
		平田村 (*)	こども	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
		下郷町	子ども	80	0歳から中学校を卒業する月の末日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		三春町 (*)	子育て支援	80	*平成21年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
		小野町 (*)	子ども	80	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療及び小学生入院医療について、制度名を変更し 入院及び入院外の対象年齢を拡大 (入院:12歳まで、入院外:6歳まで→入院・入院外ともに中学校修了前までに拡大) 入院・入院外:0歳から中学校修了前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
		南会津町 (*)	子ども	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)	なし				
		飯館村 (*)	乳幼児等	80	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
		磐梯町 (*)	乳幼児 及び児童	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		会津若松市	子ども医療	80	入 院:0歳から中学校修了までの間にある者(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:0歳から小学校3年生修了までの間にある者(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
		大玉村 (*)	子育て 支援医療	80	*平成19年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳となる日の次の3月31日までの間にある者					
		只見町	子ども	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日以前から翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日までにある者)。 ただし、当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者。 (生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない。)	なし		未就学児のみ 食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	小野町 （＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町	こども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）			食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		双葉町 浪江町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
		二本松市	子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		北塩原村	乳幼児 及び児童	80	出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		富岡町	乳幼児 及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
		大熊町	乳幼児 及び子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
		会津美里町	乳幼児、児童 及び生徒	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし				
		会津若松市 （＊）	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院：15歳まで、入院外：9歳まで→入院・入院外ともに18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		本宮市 （＊）	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		国見町 （＊）	子ども	80	*平成21年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		川俣町 （＊）	子ども	80	*平成21年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		下郷町 （＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （義務教育修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		檜枝岐村 （＊）	乳幼児	80	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	只見町 （＊）	子ども	80	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない）	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		磐梯町 （＊）	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を 拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		金山町 （＊）	乳幼児 及び 子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		昭和村 （＊）	子育て支援	80	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		古殿町 （＊）	乳幼児 及び 児童・生徒等	80	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象 年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		平田村 （＊）	こども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		三春町 （＊）	子育て支援	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		飯舘村 （＊）	乳幼児等	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		南会津町 （＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		猪苗代町	乳幼児及び児童	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けてい る者を除く）	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		西会津町	子育て	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成26年 3月診療分
		矢吹町	こども	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
		川内村	乳幼児 及び こども	80	*18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	会津若松市 本宮市 国見町 川俣町 下郷町 磐梯町 南会津町 (*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成26年 3月診療分
		須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町 (*)	こども	80	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		二本松市 (*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
		大玉村 (*)	子育て支援	80	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		檜枝岐村 (*)	乳幼児	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
		只見町 (*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない)					
		北塩原村 (*)	乳幼児 及び 児童	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		猪苗代町 (*)	乳幼児 及び 児童	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く)					
		金山町 (*)	乳幼児 及び 子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
		昭和村 三春町 (*)	子育て支援	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	古殿町 （＊）	乳幼児 及び 児童・生徒等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒等医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成26年 3月診療分
		平田村 （＊）	こども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		小野町 （＊）	子ども	80	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		富岡町 大熊町 （＊）	乳幼児 及び 子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
		双葉町 浪江町 （＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
		飯館村 （＊）	乳幼児等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		会津美里町 （＊）	乳幼児、児童 及び 生徒	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児、児童及び生徒医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
		広野町	乳幼児 及び 児童医療	80	*満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		会津坂下町	乳幼児 及び児童	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成28年 12月診療分
		檜葉町	乳幼児 及び子ども	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする	なし	なし			
		湯川村 葛尾村	子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		玉川村	乳幼児 及び 子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし	なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
07	福島県	石川町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		田村市	乳幼児及び児童	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和3年 2月診療分
		喜多方市	子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		白河市	こども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		三島町	乳幼児 及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		浅川町	乳幼児・ 子ども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		郡山市	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		泉崎村	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和5年 2月診療分
		中島村	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	令和5年 2月診療分
		棚倉町	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準負担額を 助成	全国の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		西郷村	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準負担額を 助成	全国の 医療機関等	令和6年 2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	県内 各市町村	乳幼児	81	0歳児	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の 医療機関等	平成18年 7月診療分
				82	1・2歳児(3歳に達する日の前日の属する月の末日まで)					
				89	3歳以上小学校入学前(満6歳に達した日以後最初の3月31日まで)					
		古河市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象者は小学校6年生まで)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の 医療機関等	平成18年 10月診療分
				92	小学校6年生まで					
		つくば市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象者は0歳児から5歳児)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
		神栖市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 1月診療分
				92	小学生、中学生までの児童生徒(所得制限なし)					
		取手市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600 円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		土浦市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600 円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 7月診療分
		鹿嶋市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*県の乳幼児医療の年齢拡大 小学生・中学生までの児童生徒(所得制限あり)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		守谷市	すこやか医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 1月診療分
				92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう)から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
		東海村	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
				92	満12歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者。(小学生～中学生拡大)					
		龍ヶ崎市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		常陸太田市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)					
				92	小学校・中学校までの児童生徒(所得制限なし)					
		東海村	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	満12歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者。(小学生～中学生拡大)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		城里町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)					
				92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう。)から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
		筑西市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	日立市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 ・調剤は対象外	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 7月診療分
		常総市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県の乳幼児医療福祉制度非該当(所得超過)である者			対象外	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年から小学校3年の学年の終わりまでの間にある者(小学校3年生であれば年齢は問わない)					
		阿見町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県の乳幼児医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		城里町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう。以下同じ。)から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
		守谷市	すこやか医療 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学生就学児童	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 1月診療分
		牛久市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		大洗町	未就学児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		桜川市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者					
		稲敷市	乳幼児	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
			小学校 中学校	92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にあ る者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	水戸市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	9歳の誕生日の前日以後の最初の4月1日から12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある方(小学校4年生から小学校6年生まで)(所得制限は県と同じ)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		高萩市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生修了までの者					
		大子町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生から中学校3年生まで 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(所得制限なし)					
			妊産婦 (県の事業の 上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
		阿見町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生から小学校6年生まで(所得制限なし)					
		坂東市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生修了までの者					
			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	笠間市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学4年生から6年生修了までの者(公費負担者番号 83、87、88の受給者を除く。) (所得制限は県と同じ)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		県内 各市町村 (*)	小児	80	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大。また、新たに 法別番号を設定 7歳以上から小学校3年生まで(満9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)					
		日立市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成21年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		土浦市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成20年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		古河市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳までの小児					
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (7歳から12歳まで → 10歳から15歳までに変更) 10歳から15歳までの小児					
		常総市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (未就学児まで→小学校3年生までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から小学校3年生まで					
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (小学校1年生から小学校3年生→小学校4年生から小学校6年生までに拡大) 小学校4年生から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者					
		常陸太田市 龍ヶ崎市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		阿見町 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		大洗町 牛久市 桜川市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		東海村 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (小学校1年生から中学校卒業まで → 小学校4年生から中学校卒業までに変更) 小学校4年生から中学校卒業まで					
		鹿嶋市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生→小学校4年生から中学校3年生までに拡大) 小学生・中学生までの児童生徒〔所得制限あり(県に準じた所得制限)〕					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	神栖市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成20年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （6歳まで→9歳までに拡大） 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
			小児 （県の事業の 上乗せ分）	92	*平成20年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 （小学校1年生から中学校3年生 → 小学校4年生から中学校3年生に変更） 小学生、中学生までの児童生徒（所得制限なし）					
		守谷市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （6歳まで→9歳までに拡大） 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳までの小児					
			小児 （県の事業の 上乗せ分）	92	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 （小学校1年生から小学校6年生 → 小学校4年生から小学校6年生に変更） 小学校4年生から小学校6年生					
		城里町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （未就学児まで→9歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
			小児 （県の事業の 上乗せ分）	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 （6歳に達した以後の最初の4月1日から→9歳に達した以後の最初の4月1日からに変更） 満9歳に達した以後の最初の4月1日以後の者から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者					
		稲敷市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （6歳まで→9歳までに拡大） 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
			小児 （県の事業の 上乗せ分）	92	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 （小学1年生から中学3年生まで→小学4年生から中学3年生までに変更） ・小学校4年生から中学校3年生までの学齢児童・生徒 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に定める学齢児童及び学齢生徒〔小児（出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を除く〕					
		筑西市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （6歳まで→9歳までに拡大） 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		県内 各市町村 （＊）	小児	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （7歳以上から小学校3年生まで〔満9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで〕→満7歳に達する月の初 日から満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者）					
			乳幼児	89	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 （3歳以上小学校入学前〔満6歳に達した日以後最初の3月31日まで〕→3歳以上7歳に達する日の前月の末日 まで）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	境町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年の学年の終わりまでの間にある者					
		行方市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
		鉾田市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
		石岡市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(満12歳) ただし、第3子以降の児童に限る	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
		那珂市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
		つくば みらい市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
		結城市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
		牛久市 筑西市 桜川市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
		龍ヶ崎市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
		県内 各市町村	小児	84	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療(法別81、82、89)及び平成22年10月診療分から受託して いる小児医療(法別80)の実施機関番号を法別(84)に統一 満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		土浦市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
		茨城町 下妻市 五霞町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)					
		かすみがうら市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	北茨城市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (満12歳まで)					
			小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
		龍ヶ崎市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		守谷市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
		阿見町 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
		大洗町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (満15歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
		常陸大宮市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (年齢は問わない)					
		ひたちなか市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
		取手市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
		河内町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である 者)					
				92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
		八千代町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)					
		つくば市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
		小美玉市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である 者)					
				92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	石岡市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である 者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		潮来市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である 者)					
				92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
		行方市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である 者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		石岡市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成23年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (第3子以降の児童に限り小学校6年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
		結城市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(満15歳まで)					
		行方市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成23年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
		鉾田市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成23年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(満15歳まで)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	水戸市 下妻市 茨城町 鹿嶋市 八千代町 五霞町 かすみがうら市 鉾田市 笠間市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
		古河市 大子町	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 高校生の年齢に相当する者(所得制限なし)					
		県内 各市町村 (*)	小児	84	*平成24年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (入院:9歳まで→15歳までに拡大) (入院外:9歳まで→12歳までに拡大) 入院:満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者					
		日立市 土浦市 古河市 龍ヶ崎市 常陸太田市 大洗町 東海村 神栖市 阿見町 牛久市 守谷市 城里町 稲敷市 筑西市 桜川市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年10診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
		石岡市 潮来市 行方市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月			
						入院	入院外						
08	茨城県	結城市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分			
		常総市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→12歳までに拡大） 0歳から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		高萩市 大子町 坂東市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成22年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		北茨城市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→12歳までに拡大） 0歳から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		取手市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成20年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		河内町 小美玉市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		境町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		つくば市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成19年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （5歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		つくば みらい市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成23年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）								
		県内 各市町村 （日立市及び 高萩市除く） （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	92	*県の事業（84.08.***）の拡大に伴い、実施機関番号（92.08.***）を廃止					平成26年 9月30日			
		ひたちなか市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（入院外のみ）（所得制限あり）			対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分			
		結城市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし						
		常陸太田市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）								
		鹿嶋市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）								

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	稲敷市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		日立市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について入院外の年齢対象を拡大 (入院外:小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		常陸大宮市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限あり)					
		筑西市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 高校生の年齢に相当する者(所得制限なし)					
		境町	マル境 (県の事業の 上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 16歳から20歳の年齢に相当する者(所得制限なし) 19歳から20歳の年齢に該当する者については、学校教育法及び国民年金法に規定する学生である者(所得 制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		県内 各市町村	小児	84	*平成26年10月診療分から受託内容を変更した小児医療について、所得制限を緩和 入 院:満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり) 入院外:満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		牛久市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)					
		小美玉市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	水戸市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 また、所得制限を緩和 （県の小児医療福祉制度で対象とならない就学前までの子どもを対象者に追加） （所得制限を緩和） 就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （所得制限あり）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		那珂市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成27年1月診療分から受託している小児医療について、対象年齢等を拡大 （中学校1年生から中学校3年生まで→0歳から中学校3年生までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当者である者）					
		龍ヶ崎市 常総市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		日立市 桜川市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		坂東市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 12月診療分
		利根町	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 入院外:中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
			小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	県内 各市町村 （＊）	小児	84	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大 （入 院：満15歳→満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者に拡大） 入 院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり） 入院外：0歳から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		城里町 境町 筑西市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		北茨城市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		結城市 高萩市 取手市 大洗町 東海村 神栖市 潮来市 阿見町 行方市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		茨城町 八千代町 下妻市 五霞町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 入院外：満12歳に達した日以降最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり）		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		鉾田市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		古河市 龍ヶ崎市 常陸太田市 大子町 牛久市 稲敷市 坂東市 桜川市 小美玉市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	日立市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		鹿嶋市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		利根町 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成30年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		常総市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満18歳までに拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		石岡市 守谷市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入 院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		那珂市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入 院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		境町 (＊)	マル境 (県の事業の 上乗せ分)	94	*平成28年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を変更 (満16歳から→満18歳に達した日以降最初の4月1日からに変更) 満18歳に達した日以降最初の4月1日から満20歳に達した日以後最初の3月31日までの者(学校教育法及び 国民年金法に規定する学生である者(所得制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		県内 各市町村 (境町除く)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	94	*県の事業(84.08.***.*)の拡大に伴い、実施機関番号(94.08.***.*)を(90.08.***.*)に統一				平成30年9月診療分までの取扱い	
		古河市 (＊)	マル古 (県の事業の 上乗せ分)	94	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (→満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり)))に拡大) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所 得制限なし) 満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学 校教育法に規定する学生である者(所得制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	古河市 (＊)	マル古 (県の事業の 上乗せ分)	94	*平成27年6月診療分から助成内容を変更したマル古について、対象年齢を変更 (県の小児医療福祉制度で対象とならない満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)→対象外) 満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり)) ・平成30年3月31日をもって終了、ただし、平成30年度は経過措置として、平成29年度内に19歳に到達したもので、今年度も対象要件を満たす者のみ申請により資格を持つことが可能	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		美浦村	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		河内町 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		那珂市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		古河市	マル古 (県の事業の 上乗せ分)	94	*平成30年10月診療分から助成内容を変更したマル古について、経過措置期間終了に伴い取扱いを終了。					平成31年 3月診療分 までの取扱い
		水戸市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を緩和 (入院:就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者→18歳までに拡大) (入院外:就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者→15歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) ・入院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限なし) ・入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限なし) (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		石岡市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満15歳まで→満18歳までに拡大) ・入院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 ・入院外:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		かすみがうら市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止し、対象年齢を拡大 (中学1年生から中学校3年生→0歳から中学校3年生に拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) ・0歳から中学3年生までの者(所得制限なし) (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		笠間市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大 (中学校3年生の学年の終わりまで→満18歳に達した日以後最初の3月31日まで) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		常陸大宮市 (＊)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成27年10月診療分から受託している小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大 (中学校3年生の学年の終わりまで→満18歳に達した日以後最初の3月31日まで) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	水戸市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （入院外：15歳まで→18歳まで） 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		土浦市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳まで） 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		守谷市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （外来：15歳まで→18歳までに拡大） 入院外：0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		ひたちなか市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成27年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生→高校3年生に拡大） 12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（入院外の み）（所得制限あり）		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		かすみがうら 市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		つくば みらい市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		つくば市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		下妻市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 （所得制限あり→所得制限なしに変更） （入院：12歳から15歳→0歳から満18歳） （入院外：12歳から18歳→0歳から満18歳） 入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		八千代町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 （所得制限あり→所得制限なしに変更） （入院：12歳から15歳→0歳から満18歳） （入院外：12歳から18歳→0歳から満18歳） 入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
08	茨城県	五霞町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 （所得制限あり→所得制限なしに変更） （入院：12歳～15歳→0～18歳） （入院外：12歳～18歳→0～18歳） 入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		笠間市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大と所得制限を廃止 （満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当者であるもの）	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		茨城町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 （満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当者であるもの）	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		常陸大宮市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 （満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当者であるもの）	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		ひたちなか市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 （満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当者であるもの）	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	県内各市町	乳幼児	60	3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成18年 4月診療分
		宇都宮市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	小学校6年生までの者	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成20年 10月診療分
		21市町※1 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分
		那須塩原市 (*)	こども医療 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 3歳到達月の翌月から6歳到達後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	那須塩原市・大田原市・那須町の医療機関等	
		宇都宮市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 小学校6年生までの者	なし		対象外	市内の医療機関等	
		日光市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	日光市内の医療機関等	平成24年 4月診療分
		芳賀町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		芳賀町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順	なし		対象外	町内の医療機関等	平成24年 10月診療分
		宇都宮市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 小学校6年生までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	
		栃木市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
		佐野市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者				佐野市内の医療機関等	
		小山市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)				小山市内の医療機関等	
		野木町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者				野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等(上三川町内の歯科を除く。)	

※1 栃木県内27市町中、真岡市、さくら市・茂木町・市貝町・芳賀町・高根沢町については、食事標準負担額を引続き助成対象とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	那須烏山市 （＊）	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、食事標準負担額の助成を拡大 （食事標準負担額助成対象外→食事標準負担額助成対象に拡大） 3歳未満の乳幼児（3歳に達する日の属する月までの者） *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先 されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		日光市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 （日光市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
		足利市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	足利市内の 医療機関等	
		岩舟町	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
		市貝町	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	芳賀郡市内（真岡市、 市貝町、芳賀町、益 子町、茂木町）を所在 地とする保険医療機 関等	平成25年 11月診療分
		鹿沼市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		大田原市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	那須郡市内（大田原 市・那須塩原市・那須 町）の医療機関等	
		那須町	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	町内の 医療機関等	
		日光市 （＊）	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		野木町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関を拡大 （壬生町の協力医療機関を追加） 3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	野木町、小山市、下 野市、上三川町内の 医療機関等（上三川 町内の歯科を除く。） 及び壬生町の協力医 療機関	
		下野市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
		鹿沼市 （＊）	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 （鹿沼市内の医療機関等→鹿沼市内及び旧西方町の医療機関等に拡大） 3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	鹿沼市内及び旧西方 町の医療機関等	
		栃木市 （＊）	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	真岡市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		那須烏山市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			食事標準 負担額を助成		
		上三川町	児童 (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期の児童 (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
		壬生町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
		那珂川町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
		19市町 ※2 (*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先 されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外		
		真岡市 さくら市 茂木町 市貝町 高根沢町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先 されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準 負担額を助成		
		那須烏山市 (*)	乳幼児	60	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先 されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準 負担額を助成		
		栃木市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象 年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外		
		佐野市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢 の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	市内の 医療機関等	

※2 栃木県内25市町中、真岡市・さくら市・茂木町・市貝町・高根沢町・那須烏山市以外。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	小山市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更） 学童期のこども （小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		日光市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に変更） 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		芳賀町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳以上（3歳に達する日の属する月の翌月から）中学生まで→学齢期のこどもに変更） 学齢期のこども （小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順	なし		対象外	町内の 医療機関等	
		野木町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更し、対象医療機関等を拡大 （3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更） （野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等（上三川町内の歯科を除く。）及び壬生町の協力医療機関→県内の医療機関等に拡大） 学童期のこども （小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		那須町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更） 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	町内の 医療機関等	
		足利市 鹿沼市 大田原市 那須塩原市 下野市 市貝町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*県の事業（60.09.***＊）の対象年齢の拡大に伴い、県の事業へ移行するため取扱いを終了				平成27年3月診療分までの取扱い	
		下野市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
		宇都宮市 鹿沼市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		さくら市	児童 （県の事業の 上乗せ分）	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	塩谷町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (学童期のこども→学齢期のこども) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外		
		那須町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (町内の医療機関等→県内の医療機関等) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
		市貝町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		真岡市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		高根沢町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		益子町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		足利市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		那須塩原市	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		茂木町	こども (県の事業の 上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	下野市 （＊）	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳に拡大） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		芳賀町 （＊）	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 （町内の医療機関等→県内の医療機関等） 学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		小山市 （＊）	こども （県の事業に上乗 せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大し、対象医療機関等 を拡大 （12歳→15歳に拡大） 義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		佐野市 （＊）	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 （市内の医療機関等→県内の医療機関等） 学齢期のこども （小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		宇都宮市 （＊）	こども （県の事業に 上乗せ分）	80	*平成28年4月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 （学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）→義務教育就 学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		大田原市	こども （県の事業に 上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		佐野市 （＊）	こども （県の事業に 上乗せ分）	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		壬生町 （＊）	こども （県の事業に 上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （5歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		足利市 （＊）	こども （県の事業に 上乗せ分）	80	*平成31年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		栃木市 （＊）	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 1月診療分
		矢板市	こども （県の事業に上乗 せ分）	80	中学生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
		宇都宮市 （＊）	こども（県の事業 の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年4月 診療分
		足利市 （＊）						対象外		
		栃木市 （＊）						対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	佐野市 （＊）	こども（県の事業 の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年4月 診療分
		鹿沼市 （＊）						対象外		
		小山市 （＊）						対象外		
		真岡市 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			食事標準負担額を 助成		
		大田原市 （＊）						対象外		
		那須塩原市 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			対象外		
		さくら市 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			食事標準負担額を 助成		
		那須烏山市 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			食事標準負担額を 助成		
		下野市 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			対象外		
		日光市 （＊）						対象外		
		上三川町 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			対象外		
		益子町 （＊）						対象外		
		茂木町 （＊）			学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			食事標準負担額を 助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
						入院	入院外				
09	栃木県	市貝町 （＊）	こども（県の事業 の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を 助成	県内 医療機関等	令和5年4月 診療分	
		芳賀町 （＊）			対象外						
		壬生町 （＊）			対象外						
		野木町 （＊）			対象外						
		塩谷町 （＊）			対象外						
		高根沢町 （＊）			食事標準負担額を 助成						
		那須町 （＊）			対象外						
		那珂川町 （＊）			対象外						
		宇都宮市 （＊）	乳幼児	60	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			対象外			
		足利市 （＊）						対象外			
		栃木市 （＊）						6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）			対象外
		佐野市 （＊）						対象外			
		鹿沼市 （＊）						対象外			
		小山市 （＊）						対象外			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	真岡市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内 医療機関等	令和5年4月 診療分
		大田原市 （＊）						対象外		
		矢板市 （＊）						対象外		
		那須塩原市 （＊）						対象外		
		さくら市 （＊）						食事標準負担額を助成		
		那須烏山市 （＊）						食事標準負担額を助成		
		下野市 （＊）						対象外		
		日光市 （＊）						対象外		
		上三川町 （＊）			対象外					
		益子町 （＊）			対象外					
		茂木町 （＊）			食事標準負担額を助成					
		市貝町 （＊）			食事標準負担額を助成					
		芳賀町 （＊）			対象外					
		壬生町 （＊）			対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
09	栃木県	野木町 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内 医療機関等	令和5年4月 診療分
		塩谷町 （＊）						対象外		
		高根沢町 （＊）						食事標準負担額を 助成		
		那須町 （＊）						対象外		
		那珂川町 （＊）						対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	川口市	乳幼児	81	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	川口市及び 鳩ヶ谷市内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
		鳩ヶ谷市	乳幼児	81		なし		対象外	川口市及び 鳩ヶ谷市内の 医療機関等	
		春日部市	こども医療	81	7歳の誕生日までの末日までとする (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額 の1/2を助成	市内の 医療機関等	
		寄居町	こども医療費 支給事業	81	入 院:0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 入院外:0歳児から中学校就学前までの児童 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	町内の 医療機関等	平成19年 10月診療分
		和光市	乳幼児	81	*6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		市内の 医療機関等	
		川島町	子育て支援 医療	81	入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関(旧総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *平成21年1月診療分から川越市の協定医療機関等について拡大	なし		食事標準 負担額を助成	川越市、川島町及び 比企管内(東松山市、 滑川町、嵐山町、小 川町、ときがわ町、吉 見町、鳩山町、東秩 父村)に所在する協 定医療機関等	平成20年 1月診療分
		志木市	乳幼児	81	6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		志木市、朝霞市、和 光市、新座市の4市内 に所在する医療機関 等	平成20年 4月診療分
		本庄市 美里町 神川町 上里町	乳幼児	81	小学校就学前までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、美里町、神 川町、上里町の1市3 町内に所在する協定 医療機関等	
		狭山市	こども医療費 支給事業	81	0歳児から小学校3年生まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		久喜市	子ども医療費 支給事業	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から小学校就学前まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	さいたま市	子育て支援	81	6歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額の 1/2を助成	市内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		川口市 (*)	子ども医療	81	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	川口市及び 鳩ヶ谷市内の 医療機関等	
		東松山市	こども医療	81	満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校終了前まで) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	東松山市及び比企管 内(滑川町、嵐山町、 小川町、ときがわ町、 川島町、吉見町、鳩 山町、東秩父村)に所 在する協定医療機関 等	
		狭山市 (*)	こども医療	81	*平成20年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢の拡大 (小学校3年生まで→小学校4年生までに拡大) 小学校4年生修了時まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		鳩山町	こども医療	81	満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	町内の 医療機関等	
		志木市 (*)	子ども医療費 (児童)	81	*平成20年4月診療分から受託している子ども医療費(乳幼児)(81.11.028.0)と区別し、対象年齢を拡大の上、 子ども医療費(児童)として新たに実施機関番号(81.11.228.6)を設定 ・小学校1年生の7月から小学校6年生の年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし			志木市、朝霞市、和 光市、新座市の4市内 に所在する医療機関 等	平成21年 7月診療分
		志木市 (*)	子ども医療費 (乳幼児)	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を子ども医療費(乳幼児)へ変更 ・6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし				
		本庄市 (*)	子ども医療	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (小学校就学前まで→中学校就学前までに拡大) 中学校就学前までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、美里町、神 川町、上里町の1市3 町内に所在する協定 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	美里町 (*)	こども医療	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (小学校就学前まで→中学校就学前までに拡大) 中学校就学前までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	本市市、美里町、神 川町、上里町の1市3 町内に所在する協定 医療機関等	平成21年 7月診療分
		さいたま市 (*)	子育て支援	81	*平成21年4月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日以降の最初の3月31日まで→中学校卒業年度の3月31日までに拡大) 中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額の 1/2を助成	市内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
		入間市	子ども医療	81	0歳から小学校就学前の3月31日まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		鳩ヶ谷市 (*)	子ども医療	81	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名の変更 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	川口市及び 鳩ヶ谷市内の 医療機関等	
		朝霞市	こども医療	81	小学校6年生までの子ども (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		朝霞・志木・新座・和 光市内の医療機関等	平成22年 1月診療分
		久喜市 (*)	子ども医療	81	*平成20年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末まで) 入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から小学校卒業年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		行田市	子ども	81	入 院:15歳に達する日以後最初の3月31日まで 入院外:中学校就学前まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		(新)加須市	子育て支援	81	*平成22年3月23日に加須市・騎西町・北川辺町・大利根町が合併 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	(新)加須市内の 協力医療機関等	
		上尾市	こども	81	未就学児 *2事業の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 指定医療機関等	
		(新)久喜市	子ども	81	*平成22年3月23日に久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町が合併 *旧久喜市は平成20年10月診療分から受託済み(合併する3町について、平成22年4月診療分より取扱い) 入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から12歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	(新)久喜市内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	狭山市 (*)	こども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校4年生まで→小学校5年生までに拡大) 小学校5年生修了時まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		入間市 (*)	子ども	81	*平成21年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→入院:小学校3年生、入院外:小学校1年生までに拡大) 入 院:小学校3年生修了時まで 入院外:小学校1年生修了時まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		川島町 (*)	子育て支援	81	*平成20年1月診療分から受託している子育て支援医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *平成21年1月診療分から川越市の協定医療機関等について拡大	なし		食事標準 負担額を助成	川越市、川島町及び 比企管内(東松山市、 滑川町、嵐山町、小 川町、ときがわ町、吉 見町、鳩山町、東秩 父村)に所在する協 定医療機関等	
		鳩山町 (*)	こども	81	*平成21年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等の拡大 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	鳩山町及び比企管内 (東松山市、滑川町、 嵐山町、小川町、とき がわ町、川島町、吉見 町・東秩父村)に所在 する医療機関等 * 町内を除く比企管 内については医科・ 薬局のみ	平成22年 6月診療分
		杉戸町	こども	81	入 院:0歳から12歳到達年度末まで 入院外:0歳から小学校就学前まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	町内の 指定医療機関等	
		滑川町	こども	81	0歳から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	滑川町及び比企管内 (東松山市、比企郡、 東秩父村)に所在す る協定医療機関等	平成22年 7月診療分
		小川町	こども	81	0歳から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	小川町及び比企管内 (東松山市、比企郡、 東秩父村)に所在す る協定医療機関等	
		神川町 (*)	こども	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (就学前まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市及び児玉郡内 の協定医療機関等	
		上里町 (*)	こども	81						
		所沢市	子ども	81	9歳に達した日の属する年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①子ども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成22年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	深谷市	こども	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から中学校就学前まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 協力医療機関等	平成22年 10月診療分
		ときがわ町	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *訪問看護は対象外	なし		食事標準 負担額を助成	ときがわ町及び比企 管内(東松山市・滑川 町・嵐山町・小川町・ 川島町・吉見町・鳩山 町・東秩父村)に所在 する協力医療機関等	
		春日部市 (*)	こども	81	*平成19年4月診療分から受託しているこども医療について、入院の対象年齢を拡大するとともに、食事負担 額の助成内容を変更 (入院:7歳の誕生日の末日まで→満15歳到達後の最初の3月31日までに拡大) (食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更) 入 院:満15歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:7歳の誕生日の末日まで(1日生まれの場合は前月の末日まで)	なし		対象外	市内の 医療機関等	
		上尾市 (*)	こども	81	*平成22年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (未就学児→15歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までのこども こども医療・ひとり親家庭等医療の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		鳩山町 (*)	こども医療	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、歯科の対象医療機関等の拡大 (町内の医療機関等→町内及び比企管内に所在する医療機関等へ拡大) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	鳩山町及び比企管内 (東松山市・滑川町・ 嵐山町・小川町・とき がわ町・川島町・吉見 町・東秩父村)に所在 する医療機関等	
		滑川町 (*)	こども	81	*平成22年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大 (熊谷市医師会所属の医科医療機関を追加) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	・滑川町及び比企管 内(東松山市、比企 郡、東秩父村)に所在 する協定医療機関等 ・熊谷市医師会所属 の医科医療機関	平成22年 11月診療分
		滑川町 (*)	こども	81	*平成22年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大 (熊谷市薬剤師会所属の保険調剤薬局を追加) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	・滑川町及び比企管 内(東松山市、比企 郡、東秩父村)に所在 する協定医療機関等 ・熊谷市医師会所属 の医科医療機関 ・熊谷市薬剤師会所 属の保険調剤薬局	
		鴻巣市	こどもの 医療	81	15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成23年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	和光市 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳→12歳まで拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳 幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順		なし		市内の 医療機関等	平成23年 1月診療分
		熊谷市	こども	81	15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		東秩父村	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内(東秩父村、 東松山市及び比企郡 内)に所在の協力医 療機関	
		行田市 (*)	子ども	81	*平成22年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (入院外:中学校就学前→15歳に達する日以後最初の3月31日まで) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		狭山市 (*)	こども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校5年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生修了時まで					
		入間市 (*)	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校1年生まで→小学校2年生までに拡大) 入 院:小学校3年生修了時まで 入院外:小学校2年生修了時まで					
		志木市 (*)	子ども医療費 (児童・生徒)	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療費(児童)助成事業を子ども医療費(児童・生徒)助 成事業として対象年齢を拡大 (小学校6年生の年度末→中学校3年生の年度末まで) ・小学校1年生の7月から中学校3年生の年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		志木市、朝霞市、和 光市、新座市の4市内 に所在する医療機関 等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	和光市 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成23年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関を拡大 (和光市以外の朝霞地区3市(朝霞市、志木市、新座市)の医療機関等を追加) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳 幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順		なし		・和光市、朝霞市、志 木市、新座市の医療 機関等	平成23年 4月診療分
		滑川町 (*)	こども	81	*平成22年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末まで) 0歳から18歳到達年度末まで (ただし、婚姻している者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	・滑川町及び比企管 内(東松山市、比企 郡、東秩父村)に所在 する協定医療機関等 ・熊谷市医師会所属 の医科医療機関 ・熊谷市薬剤師会所 属の保険調剤薬局	
		寄居町 (*)	こども医療費 支給事業	81	*平成19年10月診療分から受託しているこども医療費支給事業について、対象年齢の拡大 (入院外: 中学校就学前まで→15歳に達する日以後最初の3月31日まで) 入 院: 0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	町内の 医療機関等	
		幸手市	子ども	81	入 院: 0歳児から満15歳到達年度末まで 入院外: 0歳児から満12歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	市内の 協力医療機関等	平成23年 7月診療分
		坂戸市	こども	81	入 院: 0歳児から15歳到達年度末まで 入院外: 0歳児から6歳到達年度末まで	なし		対象外	坂戸市内及び 鶴ヶ島市内の 協力医療機関等	平成23年 10月診療分
		鶴ヶ島市	こども	81	入 院: 0歳児から15歳到達年度末まで 入院外: 0歳児から6歳到達年度末まで	なし		対象外	鶴ヶ島市内及び 坂戸市内の 協力医療機関等	
		吉見町	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、 東松山市内及び 東秩父村内の 協力医療機関等	
		所沢市 (*)	子ども	81	*平成22年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、食事療養費の負担額変 更、優先順位の変更 (9歳まで→15歳までに拡大)(食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 15歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等の医療②子ども医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	
		坂戸市 鶴ヶ島市 (*)	こども	81	*平成23年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関の拡大 (坂戸市内及び鶴ヶ島市内の協力医療機関等→坂戸市内及び鶴ヶ島市内の協力医療機関等及び日高市の 一部協力医療機関へ拡大) 入 院: 0歳児から15歳到達年度末まで 入院外: 0歳児から6歳到達年度末まで	なし		対象外	・坂戸市内及び鶴ヶ島 市内の協力医療機関 等 ・日高市の一部協力 医療機関	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	蓮田市	こども	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から12歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	市内の 協力医療機関等	平成24年 1月診療分
		新座市	こども	81	中学校3年生までのこども *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順		なし		新座・朝霞・志木・和 光市内に所在の協力 医療機関等	平成24年 4月診療分
		毛呂山町	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	毛呂山町及び越生町 に所在の協定医療機 関等	
		本庄市 (*)	子ども	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校就学前まで→15歳までに拡大) 15歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡内に 所在する協定医療機 関等	
		入間市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生修了時まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		美里町 (*)	こども	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (中学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡内に 所在する協定医療機 関等	
		鳩ヶ谷市 ↓ 川口市	子ども	81	*平成23年10月11日から川口市と合併。平成24年4月診療分から川口市の助成内容及び実施機関番号を適 用する。 *ただし、子ども医療の助成内容は変更なし 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	川口市及び 旧鳩ヶ谷市内の 医療機関等	平成24年 5月診療分
		杉戸町 (*)	こども	81	*平成22年6月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関の変更 (町内の指定医療機関等→町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関に変更) 入 院:0歳から12歳到達年度末まで 入院外:0歳から小学校就学前まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	町内の指定医療機関 等及び幸手市の協力 医療機関	
		杉戸町 (*)	こども	81	*平成22年6月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象者を拡大 (小学校就学前まで→小学校修了までに拡大) 入院・入院外ともに小学校修了まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	町内の指定医療機関 等及び幸手市の協力 医療機関	
		草加市	こども	81	入 院:0歳児から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:0歳児から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内に所在の協力医 療機関等	平成24年 6月診療分
		日高市	子ども	81	12歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	日高市・飯能市に所 在の協力医療機関等	平成24年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	川越市	こども	81	入 院:15歳に達する日以後最初の3月31日まで 入院外:12歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		富士見市 三芳町	こども	81	満15歳到達後の最初の年度末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	富士見市・ふじみ野 市・三芳町内に所在 の協力医療機関等	
		ふじみ野市	こども	81	入院・通院ともに中学校就学の終期に達するまでの者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	ふじみ野市・富士見 市・三芳町内に所在 の協力医療機関等	
		松伏町	こども	81	0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	町内に所在の協力医 療機関等	
		熊谷市 (*)	こども	81	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大 (市内の医療機関等→熊谷市、深谷市、行田市に所在の協力医療機関等へ拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし		食事標準 負担額を助成	熊谷市、深谷市、行 田市に所在の協力医 療機関等	
		川口市 (*)	子ども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→15歳までに拡大) 15歳年度末(中学校3年生)までの児童 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	川口市内の 医療機関等	
		行田市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大 (市内の医療機関等→行田市及び熊谷市内の医療機関等へ拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	行田市及び熊谷市内 の医療機関等	
		本庄市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大 (本庄市、児玉郡内に所在する協定医療機関等→本庄市、児玉郡内、深谷市及び寄居町に所在の指定医療 機関等へ拡大) 15歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡内、 深谷市及び寄居町に 所在の指定医療機関 等	
		深谷市 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢と対象医療機関を拡大 (中学校就学前まで→15歳までに拡大) (市内の協力医療機関等→深谷市、熊谷市、寄居町、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機 関等へ拡大) 入院入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	深谷市、熊谷市、寄 居町、本庄市、美里 町、上里町、神川町 に所在の協力医療機 関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	坂戸市 鶴ヶ島市 （＊）	こども	81	*平成23年10月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳到達年度末→15歳までに拡大) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで	なし		対象外	・坂戸市及び鶴ヶ島市 に所在の協力医療機 関等 ・日高市の一部協力 医療機関等	平成24年 10月診療分
		美里町 （＊）	こども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (本庄市、児玉郡内に所在する協定医療機関等→本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機 関等へ拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡、深 谷市及び寄居町に所 在の協力医療機関等	
		神川町 上里町 （＊）	こども	81	*平成22年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (本庄市及び児玉郡内の協定医療機関等→本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等 へ拡大) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡、深 谷市及び寄居町に所 在の協力医療機関等	
		寄居町 （＊）	こども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (町内の医療機関等→寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等へ拡大) 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	寄居町、深谷市、本 庄市、美里町、上里 町、神川町に所在の 協力医療機関等	
		幸手市 （＊）	子ども	81	*平成23年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	市内に所在の 協力医療機関等	平成24年 11月診療分
		草加市 （＊）	こども	81	*平成24年6月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満6歳→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに0歳児から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	市内に所在の 協力医療機関等	
		戸田市	こども	81	15歳に達した日の属する年度の末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療(未就学児)③ひとり親家庭等医療④こども医療 (就学児)	なし		食事標準 負担額を助成	戸田市及び蕨市内に 所在の協力医療機関 等	平成25年 1月診療分
		北本市	こども	81	15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	北本市内に所在の 協力医療機関等	
		白岡市	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	白岡市内に所在の 指定医療機関等	
		秩父市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月				
						入院	入院外							
11	埼玉県	三郷市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	三郷市内に所在の 協力医療機関等	平成25年 4月診療分				
		横瀬町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等					
		皆野町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外						
		長瀬町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外						
		小鹿野町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外						
		川越市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、優先順位の変更 (①重度心身障害者医療②こども医療→①こども医療②重度心身障害者医療に変更) 入 院:15歳に達する日以後最初の3月31日まで 入院外:12歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成25年 4月診療分				
		春日部市 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について入院外の対象年齢を拡大 (7歳の誕生日の末日まで(1日生まれの場合は前月の末日まで)→15歳到達後の最初の3月31日までに拡 大) 15歳到達後の最初の3月31日まで(中学校修了) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	市内の 医療機関等					
		新座市 (*)	こども	81	*平成24年4月診療分から受託しているこども医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生までのこども→高校3年生までのこどもに拡大) 高校3年生までのこども(高校に通っていない場合でも親の扶養であれば対象) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順			なし			新座・朝霞・志木・和 光市内に所在の協力 医療機関等			
		久喜市 (*)	子ども	81	*平成22年4月診療分(旧久喜市は平成20年10月診療分から受託し平成22年1月診療分から助成内容を変 更)から受託している子ども医療について入院外の対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大 (0歳児から12歳到達年度末まで→0歳児から15歳到達年度末までに拡大) (訪問看護を追加) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順							なし	食事標準 負担額を助成	久喜市内に所在の 指定協力医療機関等
		日高市 (*)	子ども	81	*平成24年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳に達した日に属する年度末まで→15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日 を超えて中学校等に在学する者に拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を超えて中学校等に在学する者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	川島町 (*)	子育て支援	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について対象医療機関等を拡大 (川越市、川島町及び比企管内に所在する医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等に拡大) 0歳から15歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比 企郡、東松山市、東 秩父村及び川越市内 に所在の協力医療機 関等	平成25年 4月診療分
		入間市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
		宮代町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	宮代町内に 所在の協力 医療機関等	平成25年 6月診療分
		杉戸町 (*)	こども	81	*平成24年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 入院・入院外ともに中学校修了まで *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	町内の指定 医療機関等 及び幸手市の 協定医療機関等	
		越生町	こども	81	入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	越生町・毛呂山町区 域内に所在の協力医 療機関等	平成25年 7月診療分
		朝霞市 (*)	こども	81	*平成22年1月診療分から受託しているこども医療について対象年齢を拡大 (通院のみ小学校6年生までの子ども→通院のみ中学校3年生までの子どもに拡大) 中学校3年生までの子ども *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし			朝霞・志木・新座・和 光市内の医療機関等	平成25年 8月診療分
		越谷市	こども	81	入院・通院ともに15歳に到達した年度の3月31日まで *こども医療と重度心身障害者医療の間に優先順位はなし	なし		対象外	越谷市内に所在の 協力医療機関等	平成25年 10月診療分
		熊谷市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (熊谷市、深谷市、行田市に所在の協力医療機関→熊谷市、深谷市、行田市、寄居町に所在の協力医療機 関等へ拡大) 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	熊谷市、深谷市、行 田市、寄居町に所在 の協力医療機関等	
		和光市 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳 幼児・子ども医療(小学1年～中学3年)の順	なし			和光市・朝霞市・志木 市・新座市内の医療 機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	ときがわ町 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から受託しているこども医療について対象医療機関を拡大 (比企管内に所在の協定医療機関→比企管内及び入間郡(毛呂山町・越生町)に所在の協定医療機関等へ拡大) 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内及び入間郡 (毛呂山町・越生町) に所在の協定医療機 関等	平成25年 10月診療分
		鳩山町 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (比企管内に所在の協定医療機関→比企管内及び入間郡(毛呂山町・越生町)に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局へ拡大) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内及び入間郡 (毛呂山町・越生町) に所在の協定医療機 関並びに坂戸市及び 鶴ヶ島市に所在の協 定を結んだ保険薬局	
		寄居町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協定医療機関等→寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市内に所在の協定医療機関等へ拡大) 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	寄居町、深谷市、本 庄市、美里町、上里 町、神川町、熊谷市 内に所在の協定医療 機関等	
		志木市 (*)	子ども (乳幼児)	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療費(乳幼児)について、対象医療機関等を拡大 (志木市、朝霞市、和光市、新座市に所在の保険医療機関等→志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等に拡大) (訪問看護を追加) 6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし				平成25年 12月診療分
			子ども (児童・生徒)	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費(児童・生徒)について、対象医療機関等を拡大 (志木市、朝霞市、和光市、新座市に所在の保険医療機関等→志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等に拡大) (訪問看護を追加) ・小学校1年生の7月から中学校3年生の年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし				
		蕨市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日の属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	蕨市・戸田市内に所 在の協力医療機関等	平成26年 1月診療分
		川越市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳に達する日以後最初の3月31日まで→15歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	
		上尾市 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 15歳に達する日以後最初の3月31日までのこども *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順	なし		対象外	市内に所在の 指定医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	桶川市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	桶川市内に所在する 協力医療機関等	平成26年 4月診療分
		鳩山町 (*)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (比企管内及び入間郡(毛呂山町・越生町)に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局→比企管内、入間郡(毛呂山町・越生町)及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等へ拡大) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内、入間郡(毛 呂山町・越生町)及び 坂戸市・鶴ヶ島市に所 在の協定医療機関等	
		蓮田市 (*)	こども	81	*平成24年1月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	市内の協力 医療機関等	
		飯能市	子ども	81	入院・通院ともに12歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	飯能市・日高市内に 所在する協力医療機 関等	平成26年 7月診療分
		さいたま市 (*)	子育て支援	81	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、食事療養費の負担額の変更 (食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更) 中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
		羽生市	子ども	81	入院・通院ともに15歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順(ただし、中学3年生 までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順)	なし		食事標準 負担額を助成	市内に所在の 協力医療機関等	平成27年 1月診療分
		鴻巣市 (*)	こども	81	*平成23年1月診療分から受託しているこどもの医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		深谷市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	深谷市、熊谷市、寄 居町、本庄市、美里 町、上里町、神川町 に所在の協力医療機 関等	
		飯能市 (*)	子ども	81	*平成26年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入院・通院ともに15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	飯能市・日高市内に 所在する協力医療機 関等	

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	吉見町 (*)	こども	81	*平成23年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (比企郡内、東松山市内及び東秩父村内の協力医療機関等→比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等) 0歳児から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、 東松山市内、 東秩父村内、鴻巣市 内及び北本市内の 協力医療機関等	平成27年 5月診療分
		嵐山町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内 (滑川町、嵐山町、小 川町、ときがわ町、川 島町、吉見町、鳩山 町、東秩父村、東松 山市)に所在の協力 医療機関等	平成27年 10月診療分
		鳩山町 (*)	こども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	比企管内、入間郡(毛 呂山町・越生町)及び 坂戸市・鶴ヶ島市に所 在の協定医療機関等	
		川島町 (*)	子育て支援	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について対象医療機関等を拡大 (坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等に拡大) 0歳から15歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比 企郡、東松山市、東 秩父村、川越市、鴻 巣市、北本市、桶川 市、上尾市及び伊奈 町内に所在の 協力医療機関等	平成27年 11月診療分
		寄居町 (*)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢と対象地域を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) (寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市内に所在の協定医療機関等→寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町及び東秩父村内に所在の協定医療機関等へ拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	寄居町、深谷市、本 庄市、美里町、上里 町、神川町、熊谷市、 東松山市、滑川町、 嵐山町、小川町、川 島町、吉見町、鳩山 町、ときがわ町及び 東秩父村内に所在の 協定医療機関等	平成27年 12月診療分
		坂戸市 鶴ヶ島市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、助成限度額を変更 (助成額の上限なし→21,000円未満を助成に変更) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	坂戸市及び鶴ヶ島市 内に所在の協力医療 機関等並びに日高市 の一部協力医療機関	平成28年 1月診療分
		吉川市	子ども	81	15歳に達した日に属する年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	吉川市内に 所在の協力 医療機関等	平成28年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	東秩父村 (*)	こども	81	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内(東秩父村、 東松山市及び比企郡 内)に所在の協力医 療機関	平成28年 4月診療分
		長瀬町 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで (秩父郡市(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)に所在の協力医療機関等→秩父郡市(秩父市、横 瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等に拡大) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市(秩父市、横 瀬町、皆野町、長瀬 町、小鹿野町)、深谷 市及び寄居町に所在 の協力医療機関等	平成28年 10月診療分
		熊谷市 (*)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、事業の優先順位及 び食事療養費の助成内容を変更 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準 負担額を助成 (ただし、15歳に達 した最初の 3月31日まで)	熊谷市、深谷市、行 田市、寄居町に所在 の協力医療機関等	平成29年 1月診療分
		白岡市 (*)	こども	81	*平成25年1月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大し、助成内容を変更 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順			対象外	市内の指定 医療機関等	
		横瀬町 皆野町 小鹿野町 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等	平成29年 4月診療分
		深谷市 (*)	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末まで) 入院・入院外ともに、0歳児から18歳到達年度末まで *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	深谷市、熊谷市、寄 居町、本庄市、美里 町、上里町、神川町 に所在の協力医療機 関等	平成29年 10月診療分
		桶川市 (*)	こども	81	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日→18歳に達する日) 入院・通院ともに満18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	桶川市内に 所在する 協力医療 機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	行田市 (*)	子ども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日→18歳に達する日) 18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	行田市及び熊谷市内 の医療機関等	平成30年 10月診療分
		北本市 (*)	こども	81	*平成25年1月診療分から受託しているこども医療について、対象者の変更 (15歳に達した日→18歳に達した日) 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	北本市内に所在の協 力医療機関等	
		秩父市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象者の変更 (15歳に達した日→18歳に達した日) 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等	
		越谷市 (*)	こども	81	*平成25年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大 (→埼玉県立小児医療センター) 入院・通院ともに15歳に到達した年度の3月31日まで *こども医療と重度心身障害者医療の間に優先順位はなし	なし		対象外	越谷市内に所在の協 力医療機関等及び 埼玉県立小児医療セ ンター	平成31年 1月診療分
		伊奈町	子ども	81	18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順		なし		町内の協力 医療機関等	平成31年 4月診療分
		本庄市 (*)	子ども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡内、 深谷市及び寄居町に 所在の協力医療機関 等	
		美里町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡、深 谷市及び寄居町に所 在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	神川町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡、深 谷市及び寄居町に所 在の協力医療機関等	平成31年 4月診療分
		上里町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡、深 谷市及び寄居町に所 在の協力医療機関等	
		春日部市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、助成額の変更及び対象医療機関を拡大 (1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成→なし、市内の協力医療機関等→市内の協力医療機 関等及び埼玉県立小児医療センター) 15歳到達後の最初の3月31日まで(中学校修了)	なし		対象外	市内の 医療機関等及び埼玉 県立小児医療セン ター	令和元年 5月診療分
		春日部市 (*)	こども	81	*令和元年5月診療分から助成内容を変更したこども医療について入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳到達後の最初の3月31日まで→満18歳到達後の最初の3月31日まで) 入 院:満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳到達後の最初の3月31日まで	なし		対象外	市内の 医療機関等及び埼玉 県立小児医療セン ター	令和2年 4月診療分
		草加市 (*)	こども	81	*平成24年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳到達後の最初の3月31日まで→満18歳到達後の最初の3月31日まで) 入 院:満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳到達後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	市内に所在の 協力医療機関等	
		鴻巣市 (*)	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後最初の3月31日まで→18歳に達する日以後最初の3月31日まで) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	
		吉見町 (*)	こども	81	*平成27年5月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末まで) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、 東松山市内、東秩父 村内、鴻巣市内及び 北本市内の協力医療 機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	新座市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を引き下げ (高校3年生までのこども→中学校3年生までのこどもに引き下げ) 中学校3年生までのこども *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順		なし		新座・朝霞・志木・和 光市内に所在の協力 医療機関等	令和3年 4月診療分
		嵐山町 (*)	こども	81	*平成27年10月診療分から受託したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末までに拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし	なし	食事標準 負担額を助成	比企管内(滑川町、嵐 山町、小川町、ときが わ町、川島町、吉見 町、鳩山町、東秩父 村、東松山市)に所在 の協力医療機関等	令和3年 10月診療分
		飯能市 (*)	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末までに拡大) 入院・通院ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	飯能市・日高市内に 所在する協力医療機 関等	令和4年 4月診療分
		川島町 (*)	子育て支援	81	*平成27年11月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比 企郡、東松山市、東 秩父村、川越市、鴻 巣市、北本市、桶川 市、上尾市及び伊奈 町内に所在の 協力医療機関等	令和4年 4月診療分
		八潮市	こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	さいたま市 (*)	子育て支援	81	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		川越市 (*)	こども	81	*平成26年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		熊谷市 (*)	こども	81	*平成29年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費対象外へ (熊谷市、深谷市、行田市、寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		川口市 (*)	子ども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象医療機関等を拡大 (川口市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳年度末(中学校3年生)までの児童 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		行田市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (行田市及び熊谷市内の医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		秩父市 (*)	こども	81	*平成30年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (秩父郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		所沢市 (*)	子ども	81	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等の医療②子ども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		飯能市 (*)	こども	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (飯能市・日高市内に所在する協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	加須市（＊）	子育て支援	81	*平成22年3月23日に加須市・騎西町・北川辺町・大利根町が合併、子育て支援医療について対象医療機関を拡大 (加須市内の医療機関等→県内の医療機関等) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		本庄市（＊）	子ども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (本庄市、児玉郡内、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		東松山市（＊）	こども医療	81	*平成21年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (東松山市及び比企管内(川島町、吉見町、滑川町、鳩山町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村)に所在する協定医療機関等→県内の医療機関等) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校終了前まで) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		春日部市（＊）	こども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等及び埼玉県立小児医療センター→県内の医療機関等) 入院：満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳到達後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		狭山市（＊）	こども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 中学校3年生修了時まで *市外：21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		羽生市（＊）	子ども	81	*平成27年1月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順(ただし、中学3年生までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		鴻巣市（＊）	こども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	深谷市 (*)	こども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (深谷市・熊谷市・寄居町・本庄市・美里町・上里町・神川町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・入院外ともに、0歳児から18歳到達年度末まで *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		上尾市 (*)	こども	81	*平成26年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、対象医療機関等を拡大 (15歳→18歳) (市内に所在の指定医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達する日以後最初の3月31日までのこども *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		草加市 (*)	こども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大、21000円以上償還払いを現物給付へ (市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入 院:満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳到達後の最初の3月31日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		越谷市 (*)	こども	81	*平成31年1月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (越谷市内に所在の協力医療機関等及び埼玉県立小児医療センター→県内の医療機関等) 入院・通院ともに15歳に到達した年度の3月31日まで *こども医療と重度心身障害者医療の間に優先順位はなし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		蕨市 (*)	こども	81	*平成26年1月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (蕨市・戸田市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに15歳に達した日の属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		戸田市 (*)	こども	81	*平成25年1月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (戸田市及び蕨市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達した日の属する年度の末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療(未就学児)③ひとり親家庭等医療④こども医療(就学児)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		入間市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の協力医療機関等→県内の医療機関等) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		朝霞市 (*)	こども	81	*平成25年8月診療分から受託しているこども医療について対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (朝霞・志木・新座・和光市内の医療機関等→県内の医療機関等) 中学校3年生までの子ども *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	志木市 (*)	子ども (乳幼児)	81	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療費(乳幼児)について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (志木市・朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等→県内の医療機関等) 6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1 医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
			子ども (児童・生徒)	81	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療費(児童・生徒)について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (志木市・朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等→県内の医療機関等) ・小学校1年生の7月から中学校3年生の年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1 医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外		
		和光市 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (和光市・朝霞市・志木市・新座市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1 医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～中学3年)の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		新座市 (*)	こども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 中学校3年生までのこども *1 医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		桶川市 (*)	こども	81	*平成30年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、マル長調剤分を償還払いへ (桶川市内に所在する協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに満18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする マル長調剤分は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	久喜市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (久喜市内に所在の指定協力医療機関等→県内の医療機関等) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		北本市 (*)	こども	81	*平成30年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等の拡大 (北本市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		富士見市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定 (富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 満15歳到達後の最初の年度末日まで 21000円以上は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		ふじみ野市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定 (ふじみ野市・富士見市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに中学校就学の終期に達するまでの者 *市内・富士見市・三芳町以外:21000円以上は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		三郷市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (三郷市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		蓮田市 (*)	こども	81	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・入院外ともに0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		伊奈町 (*)	子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、食 事療養費を1/2助成 (町内の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順	なし		食事標準 負担額の1/2を助 成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	三芳町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定 (富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 満15歳到達後の最初の年度末日まで *ふじみ野市・富士見市・三芳町以外:21000円以上は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		坂戸市 (*)	こども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費を1/2助成 (坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関→県内の医療機関等) (食事療養費:対象外→1/2助成) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額の1/2を助 成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		毛呂山町 (*)	こども	81	*平成24年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (毛呂山町及び越生町に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等) 0歳児から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		越生町 (*)	こども	81	*平成25年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (越生町・毛呂山町区域内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		鶴ヶ島市 (*)	こども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関→県内の医療機関等) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		日高市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (日高市・飯能市に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を超えて中学校等に在学する者 *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		滑川町 (*)	こども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (・滑川町及び比企管内(東松山市、比企郡、東秩父村)に所在する協定医療機関等・熊谷市医師会所属の医 科医療機関・熊谷市薬剤師会所属の保険調剤薬局→県内の医療機関等) 0歳から16歳到達年度末まで (ただし、婚姻している者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く) *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *生活療養費は対象外	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	嵐山町（＊）	こども	81	*令和3年10月診療分から受託内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		小川町（＊）	こども	81	*平成22年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（小川町及び比企管内（東松山市、比企郡、東秩父村）に所在する協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		ときがわ町（＊）	こども	81	*平成25年10月診療分から受託内容を変更したこども医療について対象医療機関を拡大（比企管内及び入間郡（毛呂山町・越生町）に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		川島町（＊）	子育て支援	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大、訪問を追加（坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		吉見町（＊）	こども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大（比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		鳩山町（＊）	こども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、対象医療機関等を拡大（比企管内、入間郡（毛呂山町・越生町）及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） （15歳→18歳） 満18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで（中学校修了前まで） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		横瀬町 皆野町 小鹿野町（＊）	こども	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに18歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	長瀬町（＊）	こども	81	*平成28年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		東秩父村（＊）	こども	81	*平成28年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（比企管内（東秩父村、東松山市及び比企郡内）に所在の協力医療機関→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		美里町（＊）	こども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		神川町（＊）	こども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		上里町（＊）	こども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1 医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		寄居町（＊）	こども	81	*平成27年12月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町及び東秩父村内に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1 医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		宮代町（＊）	こども	81	*平成25年6月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定（宮代町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *21,000円以上の場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	白岡市（＊）	こども	81	*平成29年1月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、訪問を追加（市内の指定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		幸手市（＊）	子ども	81	*平成24年10月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		杉戸町（＊）	こども	81	*平成25年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大（町内の指定医療機関等及び幸手市の協定医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに中学校修了まで *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		松伏町（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		吉川市（＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（吉川市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		美里町（＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（訪問看護） 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで【平成31年3月診療分まで】 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで【平成31年4月診療分から】 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
		上里町（＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（訪問看護） 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで【平成31年3月診療分まで】 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで【平成31年4月診療分から】 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
		三芳町（＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現物給付限度額症の変更 市内（富士見市・三芳町含む）：上限額を設定しない→21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） 満15歳到達後の最初の年度末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	羽生市 (*)	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		久喜市 (*)	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳から18歳到達年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		三郷市 (*)	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳から18歳到達年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		小川町 (*)	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳から18歳到達年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *2事業の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		ときがわ町 (*)	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等 (訪問看護ステーショ ン除く)	
		加須市 (*)	子育て支援医療	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳から18歳到達年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		狭山市 (*)	子ども医療費	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳から18歳到達年度末まで 現物給付対象限度額 市内:限度額なし 市外:21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療③重度心身障害者医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		杉戸町 (*)	子ども医療費	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現物給付限度額の変更 (限度額なし→21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く)) (3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順→①重度心身障害者 医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順) 入院・入院外ともに中学校修了まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 (訪問看護ステーショ ン除く)	令和5年 10月診療分
		毛呂山町 (*)	子ども医療費	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順 ただし未就学児は子ども医療が優先される	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		川越市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		春日部市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大 (外来15歳年度末→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	上尾市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大 (外来15歳年度末→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		草加市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大 (外来15歳年度末→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		越谷市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *こども医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療費の間に優先順位はなし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		蕨市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		朝霞市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		八潮市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢の拡大及び食事療養費を助成対象外 に変更 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) (食事標準負担額を助成→対象外) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①子ども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		富士見市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		ふじみ野市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 市内(富士見市・三芳町含む):上限額を設定しない 県内:21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		三芳町 (*)	こども	81	* 令和5年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		日高市 (*)	子ども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順 ただし乳幼児(0歳から6歳の未就学児)は子ども医療が一位	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		嵐山町	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	東秩父村 （＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 （医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		宮代町 （＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 （外来15歳年度末→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		杉戸町 （＊）	こども	81	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 （15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に到達した年度の3月31日まで 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 （訪問看護ステーショ ン除く）	令和6年 4月診療分
		松伏町 （＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 （15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		戸田市 （＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 （15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療（未就学児）③ひとり親家庭等医療④こども医療 （就学児）	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		新座市 （＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 （15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		志木市 （＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 （15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③乳幼児・子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		吉川市 （＊）	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
11	埼玉県	さいたま市 (*)	子育て支援	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		幸手市 (*)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		坂戸市 (*)	こども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	食事標準 負担額の1/2を助 成	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		所沢市 (*)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		川口市 (*)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで(ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は ①重度心身障害者医療②子ども医療(0歳～6歳)未就学児③ひとり親家庭等医療④ 子ども医療(小学生～高校生年代)の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 (訪問看護ステーショ ン除く)	令和6年 10月診療分
		鶴ヶ島市 (*)	こども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		入間市 (*)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療費②重度心身障害者医療費③子ども医療費の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		和光市 (*)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び3事業の優先順位の変更 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	県内各市町村	乳幼児	83	入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 3月診療分
		香取市 (*)	乳幼児	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台)を新規設定。 入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ※薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		県内 各市町村 (*)	乳幼児 (県の基準)	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
		成田市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
		東庄町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
		大網白里町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
		船橋市 松戸市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
		市川市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
		浦安市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日 ※薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	我孫子市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 富里市 神崎町 多古町 芝山町 木更津市 富津市 袖ヶ浦市 香取市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
		白井市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
		酒々井町 栄町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
		大多喜町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
		御宿町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
		君津市 いすみ市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
		市原市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日(0歳は負担額0円) ※薬局での自己負担なし				
		横芝光町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
		船橋市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.404.0」の自己負担200円→300円に変更) (「83.12.104.6」を平成25年7月31日で廃止) 入 院:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	四街道市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施 機関番号(200番台)を新規設定。 （「83.12.417.2」の自己負担200円→0円に変更） （「83.12.117.8」を平成25年7月31日で廃止） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
		松戸市 酒々井町 栄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年 齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
		旭市 一宮町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年 齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		睦沢町 長柄町 長南町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
		長生村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		御宿町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、「83.12.462.8」の 対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		銚子市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 12月診療分
		市川市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年 齢を縮小 （中学校3年生まで→就学前までに縮小） 入 院：中学校3年生まで（実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで） 入院外：中学校3年生まで（実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
		流山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	鎌ヶ谷市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		千葉市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴 い、実施機関番号（500番台）を新規設定。 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ・500番台・・・500円/日 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年 生を対象 *薬局は自己負担なし				
		柏市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担 額を変更。それに伴い、実施機関番号（300番台）を新規設定。 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） （「83.12.109.5」を平成26年7月31日で廃止） （「83.12.409.9」の自己負担200円→300円に変更） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		長生村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号（400番台）を新規設定。 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		館山市 茂原市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
		東金市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
		八千代市 山武市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		南房総市 （＊）	乳幼児 （県の基準）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、実施機関番号（400番台）を 廃止 （「83.12.481.8」を平成26年7月31日で廃止） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		大網白里市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		習志野市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
流山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	九十九里町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成26年 12月診療分
		茂原市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年 齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		大多喜町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年 齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
		鋸南町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		野田市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.113.7」を平成27年7月31日で廃止					
		八街市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.118.6」を平成27年7月31日で廃止					
		いすみ市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.282.0」を平成27年7月31日で廃止					
		野田市 八街市 いすみ市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号（300番台）を新規設定 入院及び入院外：0歳から中学校3年生まで	300番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		習志野市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		野田市 （＊）				・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし				
		白子市 （＊）				・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		匝瑳市 （＊）				・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
		鴨川市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
						入院	入院外				
12	千葉県	市原市	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.180.6」を平成28年7月31日で廃止				平成28年7月診療分までの取扱い		
		睦沢町	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.254.9」を平成28年7月31日で廃止						
		市原市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:1歳から中学校3年生まで		・300番台・・・300円/日		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		睦沢町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:0歳から中学校3年生まで						
		白井市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
		館山市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで						
		南房総市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで						
		睦沢町	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(200番台)の新規(再開)認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.354.7」を平成29年7月31日で廃止				平成29年7月診療分までの取扱い		
		茂原市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)		・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/回 ・400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		睦沢町 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号の新設(再開) 実施機関番号(200番台)を新設(再開) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
		白子町 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)		・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/回 ・400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし			
		勝浦市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生まで) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	多古町 (*)	子ども	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定、実施機関番号(100番台)を廃止 (「83.12.133.5」を平成30年3月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		銚子市 (*)	子ども	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日		食事標準 負担額を助成		
		鋸南町 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ分)	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の所得制限を撤廃 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日		食事標準 負担額を助成		
		野田市 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ)	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、0歳から3歳(4歳に達する日の属する月の月末まで(1日生まれの場合は誕生日の前月末まで))までの入院・入院外の自己負担額を廃止。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		市川市 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ)	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から小学校3年生までの所得制限を廃止、それに伴い実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり、就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成		
		柏市 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃 (入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成		
		富里市 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定、実施機関番号100番台を廃止。 (「83.12.121.0」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		山武市 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号200番台を新規設定、実施機関番号300番台を廃止。 (「83.12.385.1」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		東金市 (*)	子ども (県の事業に 上乗せ)	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定(再開)、実施機関番号100番台を廃止。 (「83.12.143.4」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
						入院	入院外				
12	千葉県	市川市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校4年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 （小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/回 ＊薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分	
		白井市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.420.6」の対象年齢を拡大 （小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/回 ＊薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
		千葉市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	＊平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、300番台、400番台、500番台の調剤の自己負担を変更。 （自己負担＊薬局は自己負担なし→300番台及び400番台：（調剤）300円/回、500番台：（調剤）500円/回） 入院・入院外ともに中学生まで	・0番台・・・0円＊薬局は自己負担なし ・300番台、400番台・・・300円/日＊調剤300円/回 ・500番台・・・500円/日＊調剤500円/回 ＊500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分	
		香取市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「83121830」の取扱いは終了。					令和2年7月診療分までの取扱い	
		香取市 （＊）	子ども医療	83	＊平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号（83.12.383.6）を追加し、400番台の一部負担金を変更。 （400番台：200円→300円） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	0番台・・・0円 300番台・・・300円 400番台・・・300円／日	0番台・・・0円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 ＊薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分	
		我孫子市 （＊）	子ども医療	83	＊平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号（83.12.311.7）を追加し、400番台の一部負担金を変更。 （400番台：200円→300円） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 ＊薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分	
		野田市 （＊）	子ども	83	＊平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、6歳（就学前）までの入院・入院外自己負担額を廃止。それに伴い、200番台対象者を6歳（就学前）まで拡大し、400番台未就学児の自己負担額を廃止。 （自己負担額欄備考＊未就学児までは自己負担なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日 ＊未就学児までは自己負担なし	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 ＊薬局は自己負担なし ＊未就学児までは自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分	
		館山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、新たに自己負担区分を追加 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・400番台・・・300円/日	・400番台・・・300円/日 ＊薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分	
		大網白里市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	＊平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、300番台の対象年齢を変更、自己負担額を変更 （小学校4年生以上→0歳から中学校3年生まで） （・0番台、200番台及び400番台・・・0円 300番台・・・300円/日→0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日） 入院・入院外ともに中学校3年生まで ※「83.12.244.0」を令和3年7月31日で廃止	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日 ＊薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分	
		南房総市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	＊平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、廃止した実施機関番号（400番台）を再度設定 （「83.12.481.8」を令和3年8月1日から設定） 対象：中学校3年生まで	・400番台・・・300円/日	・400番台・・・300円/日 ＊薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	野田市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、廃止した番号（100番台）を再度設定、200番台の対象年齢を変更、400番台の自己負担額を変更 （「83.12.113.7」を令和4年8月1日から設定） （200番台：0歳から就学前児童→0歳から小学6年生までに拡大） （400番台：300円/日（回）→0円又は200円（小学1年生から小学6年生0円、中学生200円）） 入院・入院外ともに中学3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・0円または 200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・0円または 200円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		千葉市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *第3子以降の自己負担を無料化 →第3子以降の子に「83122010」又は「83128017」を新設	・200番台・・・0円 ・800番台・・・0円	・200番台・・・0円 ・800番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		神崎町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122283」を新設	・200番台・・・0円	・200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		御宿町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122622」を新設	・0番台、200番台・・・0円	・0番台、200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		鋸南町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122697」を新設	・0番台、200番台・・・0円	・0番台、200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		千葉市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *第3子以降の自己負担を無料化 →第3子以降の子に「83122010」又は「83128017」を新設 *処方せんによる調剤薬局での自己負担額を無料化 →現行の調剤薬局での自己負担額「83123018：300円」、「83124016：300円」及び 「83125013：500円」を全て自己負担なし（入院及び通院は現行どおり自己負担あり） （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・200番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日、 ・800番台・・・0円	・0番台・・・0円 ・200番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回、調剤薬局 0円 ・500番台 ・・・通院のみ500円/日、 調剤薬局0円 ・800番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		習志野市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		八千代市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで入院のみ「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		船橋市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		鎌ヶ谷市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	市川市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		浦安市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *小学1年生以上の自己負担を無料化 →「83121079」を廃止 →現行の「83124073」の自己負担を200円→0円 （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円 /日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円 /回 ・100番台を廃止	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		松戸市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		柏市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		流山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		我孫子市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *小学生所得制限「あり」→「なし」 →「83121111」を廃止 *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日 ・100番台を廃止	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回 ・100番台を廃止	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		野田市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *中学生の自己負担を無料化 →「83121137」を廃止 →現行の「83124131」の自己負担を200円→0円 （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・0円又は200 円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・0円又は200 円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		成田市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台及び200番台・・・0 円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台及び200番台・・・0 円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		佐倉市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	四街道市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充 →所得制限「あり」 →「83123174」を新設（再開）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔高校生〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔高校生〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		八街市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		印西市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		白井市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		富里市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		酒々井町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで入院のみ「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		栄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		神崎町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊県基準の月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊自己負担を無料化 →「83121287」を廃止、「83122283」を新設 →現行の「83124289」の自己負担を200円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		多古町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		東庄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	銚子市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		旭市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		東金市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで入院のみ助成対象「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		大網白里市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		九十九里町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成26年12月診療分から受託している子ども医療について、 *県基準の月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		芝山町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		茂原市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		一宮町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		睦沢町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		長生村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	白子町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		長柄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		長南町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		勝浦市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		御宿町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83123620」を廃止、「83122622」を新設 →現行の「83124628」の自己負担を300円→0円 *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円 ／日 ・300番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円 ／回 ・300番台を廃止	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		館山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		鴨川市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成28年4月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		鋸南町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） *自己負担を無料化 →「83123695」を廃止、「83122697」を新設 →現行の「83124693」の自己負担を300円→0円 *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円 ／日 ・300番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円 ／回 ・300番台を廃止	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		木更津市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		富津市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	袖ヶ浦市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		市原市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	〔乳幼児〕 ・0番台、200番台及び400 番台・・・0円 〔1歳以上〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日	〔乳幼児〕 ・0番台、200番台及び400 番台・・・0円 〔1歳以上〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		南房総市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		いすみ市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		香取市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		匝瑳市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		山武市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		横芝光町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） →「83120865」を新設 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		成田市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83122150」の取扱いを終了				令和5年7月診療分までの取り扱い	
		木更津市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊就学前まで自己負担を無料化 →「83122762」を新設	・200番台・・・0円	・200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		大多喜町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校生1年生から3年生の現物給付を開始（9月末まで償還払い）	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	・0番台、200番台及び400 番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	御宿町 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校生1年生から3年生の現物給付を開始(9月末まで償還払い)	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		木更津市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大(中学3年生⇒高校生3年生まで) *就学前までの自己負担を無料化 →「83.12.276.2」を新設	[0歳～就学前] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・中止 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 [小学生～中学生→高校生] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日	[0歳～就学前] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・中止 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 [小学生～中学生→高校生] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/回 ・400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		君津市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *助成対象年齢及び現物給付の拡大(中学3年生⇒高校生3年生まで)	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		富津市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大(中学3年生⇒高校生3年生まで)	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		市原市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大(中学3年生⇒高校生3年生まで)	[乳幼児] ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 [1歳以上] ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	[乳幼児] ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 [1歳以上] ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		市川市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 現物給付の拡大(中学3年生まで⇒高校生3年生まで) 入 院:高校3年生まで 入院外:高校3年生まで (所得制限なし) ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
		佐倉市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 助成対象及び現物給付の拡大(中学3年生まで⇒高校生3年生まで) 入 院:高校3年生まで 入院外:高校3年生まで ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
		八千代市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 助成対象及び現物給付の拡大(中学3年生まで⇒高校生3年生まで) 入 院:高校3年生まで 入院外:高校3年生まで ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
		白井市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 現物給付の拡大(中学3年生まで⇒高校生3年生まで) 入 院:高校3年生まで 入院外:高校3年生まで (所得制限なし) ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
		鴨川市 (*)	子ども医療	83	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳(高校生世代)までに拡大) 高校生世代(高校生のほか、就学者や学生でない者を含む。)の助成対象期間は、16歳になる年度の4月1日から満18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで) 入院・入院外ともに18歳(高校生世代)まで ※通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし(すべて自己負担0円)	0番台・・・0円 200番台・・・0円 400番台・・・0円	0番台・・・0円 200番台・・・0円 400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	野田市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83125138)を新設し、対象年齢を拡大。 (15歳まで→18歳まで) *0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで(ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで) *0番台は、0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで(ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで)(令和6年8月診療分から拡大) *200番台、400番台は、0歳から15歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで(ただし4月1日生まれは、15歳に達する前日まで) *500番台は、15歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで(ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで)(令和6年8月診療分から新設)	*0番台、200番台及び400番台・・・0円/日 *500番台・・・500円/日 *入院11日目以降自己負担なし	*0番台、200番台及び400番台・・・0円/回 *500番台・・・500円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
		いすみ市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、400番台の自己負担額を変更。それに伴い実施機関番号(83122820)を復活及び実施機関番号(83123828)を取扱い終了 (400番台 自己負担額 300円→0円) *0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで(ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで) *所得制限なし *200番台は実施機関番号復活(令和6年8月診療分から復活) *300番台は取扱い終了(令和6年7月31日取扱い終了) *400番台は自己負担額変更(令和6年8月診療分から変更)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
		いすみ市 (県の事業の上乗せ分)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の変更(市町村独自基準に変更)に伴い、「83123828」の取扱いを終了。 *実施機関番号 83123828を削除				令和6年7月診療分までの取扱い	
		千葉市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市民税の所得割非課税者 *200番台は、第3子以降、児童手当特例給付の所得制限限度額未達の者 *300番台は、児童手当特例給付の所得制限限度額未達の者 *400番台は、児童手当特例給付の所得制限限度額超過の者 *800番台は、第3子以降、児童手当特例給付の所得制限限度額超過の者	*0番台、200番台及び800番台・・・0円/日 *300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	*0番台、200番台及び800番台・・・0円/回 *300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
		千葉市 (県の事業の上乗せ分)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「83123018」及び「83124016」の事業内容と統合したため、実施機関番号「83125013」の取扱いは終了。 (実施機関番号「83123018」及び「83124016」の通院の対象年齢は0歳から小学3年生まで、実施機関番号「83125013」の通院の対象年齢は小学4年生から中学3年生までであったが、実施機関番号「83123018」及び「83124016」の対象年齢を0歳から高校生相当まで拡大)					令和6年7月診療分までの取扱い

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
12	千葉県	浦安市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		東庄町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		東金市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		九十九里町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		長南町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		富里市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		茂原市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		一宮町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
12	千葉県	睦沢町 (県の事業の 上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		長生村 (県の事業の 上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己負 担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・ 300円/回 *通院6回目以降自己負 担なし *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		芝山町 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (400番台 中学3年生→高校生相当まで) *0番台、100番台は0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4月1日生まれは、15歳に達 する前日まで) *400番台は、0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4月1日生まれは、18歳に達する 前日まで) *0番台、100番台の中学生が高校生相当年齢に達したら、400番台に全員移行。	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 400番台の中学生相当年 齢まで・・・200円/日 400番台の高校生相当年 齢・・・300円/日 ・入院11日目以降自己負 担なし	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/回 400番台の中学生相当年 齢まで・・・200円/回 400番台の高校生相当年 齢・・・300円/回 ・薬局は自己負担なし ・通院6回目以降自己負 担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		酒々井町 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで	・0番台・・・0円 ・100番台、400番台・・・ 200円/日 入院11日目以降は自己 負担なし	・0番台・・・0円 ・100番台、400番台・・・ 200円/回 通院6回目以降自己負担 なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関	令和7年 1月診療分
		我孫子市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで *0番台は、市町村民税所得割非課税世帯の0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4 月1日生まれは、15歳に達する前日まで) *300番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4 月1日生まれは、15歳に達する前日まで) *400番台は、15歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで(ただし4月1日生まれは、18歳に達 する前日まで)	*0番台・・・0円 *300番台及び400番台・・・ 300円/日 *入院11日目以降自己 負担なし	*0番台・・・0円 *300番台及び400番台・・・ 300円/回 *薬局は自己負担なし *通院6回目以降自己負 担なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等及 び茨城県内の対象医 療機関	令和7年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月			
						入院	入院外						
13	東京都	都内 各区市町村	乳幼児	88	義務教育就学前までの乳幼児 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号200・800番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	平成21年 4月診療分 (※1)			
			義務教育 就学児	88	小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号100・300・400・500番台	○実施機関番号100・400番台 自己負担2割							
						○実施機関番号300・500番台 自己負担なし							
		29市町村 (※2)	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について自己負担額の変更 (入院・入院外:医療費の2割→入院:自己負担なし、入院外:1回につき200円) 小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号100・400番台	○実施機関番号100・400番台 入 院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成21年 10月診療分			
		12市町村 (※3)	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分からの自己負担額の変更に伴い、補助金算定上区別するため、新たに実施機関番号を設定 対象者は都の事業と同じ 法別88、実施機関番号700番台	自己負担なし							
		武蔵野市 府中市 (*)		88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者の拡大 都の事業の所得制限による対象外の者について助成 法別88、実施機関番号500番台	自己負担なし							
		西東京市 福生市 (*)		88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者の拡大 都の事業の所得制限による対象外の者について助成 法別88、実施機関番号400番台	入 院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)					対象外	区内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		千代田区	高校生等	88	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、新たに実施機関番号を設定 (中学3年生まで→18歳までに拡大) 15歳に達した日以降の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別88、実施機関番号(600番台)新規設定	なし							
		大島町	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	平成27年 10月診療分			
		国立市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)							

※1 東京都の医療費等助成事業においては、平成21年5月提出分(4月診療分)から月遅れ分を含めての取扱い。
※2 東京都内39市町村のうち、武蔵野市・府中市・日の出町・檜原村・奥多摩町・利島村・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町を除く
※3 武蔵野市・府中市・日の出町・檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	神津島村	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		八王子市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		調布市 国分寺市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 (都の事業の所得制限による対象外の者を助成) 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		調布市 日野市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について新たに実施機関番号を設定 法別88、実施機関番号700番台	自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	
		国立市 (*)	義務教育 就学児	88	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (小学校三年生まで→小学校六年生までに拡大) 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		多摩市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成31年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	三鷹市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		小金井市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	
		三宅村	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	
		調布市 (*)	義務教育 就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (小学校三年生まで→小学校六年生までに拡大) *都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	
		狛江市	義務教育 就学児	88	※平成21年10月診療分から助成内容を変更している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校二年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から8歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		瑞穂町	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	町田市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		小笠原村	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		小笠原村 (*)	乳幼児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 義務教育就学前までの乳幼児 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号200番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		小金井市 (*)	義務教育 就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (小学3年生まで→小学6年生まで) 小学1年生から小学6年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		武蔵野市	高校生等	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 市内に住民登録がある高校生等 (15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている子ども、児童福祉施設等に入所している子ども及び児童福祉法に規定する里親に委託されている子どもは対象外) 法別88、実施機関番号600番台	なし		対象外	市内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		青梅市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500・700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		八丈町	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	国分寺市 （＊）	義務教育 就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （小学一年生～小学三年生→小学一年生～中学三年生に拡大） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月 1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		狛江市 （＊）	義務教育 就学児	88	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （小学一年生～小学二年生→小学一年生～小学六年生に拡大） 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月 1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		三鷹市 （＊）	義務教育 就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （小学一年生～小学六年生→小学一年生～中学三年生に拡大） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月 1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		八丈町 （＊）	乳幼児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 法別88、実施機関番号200番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		国立市 （＊）	義務教育 就学児	88	*平成30年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		調布市 （＊）	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業の所得制限内部分につい て、所得制限及び通院時にかかる一部負担金（200円）を撤廃し、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号700番台	入 院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く） →自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
			義務教育 就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児の所得制限外部分について、所得制限及び 通院時にかかる一部負担金（200円）を撤廃、対象年齢を拡大し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		あきる野市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限及び通 院時にかかる一部負担金（200円）を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		小平市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃 し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		昭島市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃 し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	千代田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		中央区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		港区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		新宿区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		文京区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		台東区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		墨田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		江東区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		品川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	目黒区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		大田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		世田谷区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		渋谷区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		中野区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		杉並区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		豊島区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		北区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		荒川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		板橋区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	練馬区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		足立区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		葛飾区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		江戸川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		八王子市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		立川市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		武蔵野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		三鷹市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		青梅市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		府中市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	昭島市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		調布市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		町田市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		小金井市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		小平市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		日野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		東村山市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		国分寺市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		国立市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		福生市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	狛江市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		東大和市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		清瀬市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		東久留米市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		武蔵村山市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		多摩市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		稲城市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		羽村市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		あきる野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		西東京市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	瑞穂町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		日の出町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		大島町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		利島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		新島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		神津島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		三宅村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		御蔵島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		八丈町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		青ヶ島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	小笠原村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		立川市	義務教育 就学児	88	＊平成21年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.125.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで					令和5年9月診療分までの取扱い
		立川市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.125.4」の取り扱いは令和5年9月30日まで					令和5年9月診療分までの取扱い
		三鷹市	義務教育 就学児	88	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.127.1」、「88.13.427.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで					令和5年9月診療分までの取扱い
		三鷹市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.127.0」、「89.13.427.4」の取り扱いは令和5年9月30日まで					令和5年9月診療分までの取扱い
		日野市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.135.3」の取り扱いは令和5年9月30日まで					令和5年9月診療分までの取扱い
		瑞穂町	義務教育 就学児	88	＊令和2年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.151.1」、「88.13.451.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで					令和5年9月診療分までの取扱い
		日野市	義務教育 就学児	88	＊平成29年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号：500番台	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	
		日野市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限及び通院時に係る一部負担金(200円)を撤廃し、実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの 間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号：500番台・700番台	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	
		瑞穂町	義務教育 就学児	88	＊令和2年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・通院時に係る一部負担金(200円)を撤廃し、実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号：500番台・700番台	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	
		三鷹市	義務教育 就学児	88	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに 設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号：500番台・700番台	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	
		三鷹市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに 設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの 間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号：500番台・700番台	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	立川市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		立川市	高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		武蔵村山市	義務教育 就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 実施機関番号:400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		檜原村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		奥多摩町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		小金井市 (*)	高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、対象年齢を拡大(所得制限なし)。 法別89、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		小金井市 (*)	義務教育 就学児	88	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大・都の事業の所得制限を超えた部分(所得制限による対象外の者を助成) 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学児(小学校6年生まで→中学校3年生まで) (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 実施機関番号 400番台(番号変更なし)	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		八王子市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		東村山市	義務教育 就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		稲城市	義務教育 就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		稲城市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	狛江市 （＊）	義務教育 就学児	88	令和4年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（12歳→15歳に拡大） 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		小平市 （＊）	義務教育 就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（9歳→15歳に拡大） 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		昭島市	義務教育 就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		昭島市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		昭島市	義務教育 就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135306」、「88137302」の新設に伴い、実施機関番号「88131305」、「88134309」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
		昭島市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135305」、「89137301」の新設に伴い、実施機関番号「89131304」、「89134308」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
		武蔵村山市	義務教育 就学児	88	令和5年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		武蔵村山市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		武蔵村山市	義務教育 就学児	88	令和5年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135462」、「88137468」の新設に伴い、実施機関番号「88131461」、「88134465」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
		武蔵村山市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135461」、「89137467」の新設に伴い、実施機関番号「89131460」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	清瀬市	義務教育 就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		清瀬市	高校生等	89	令和5年4月から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		東大和市	義務教育 就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		東大和市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		東大和市	義務教育 就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135439」、「88137435」の新設に伴い、実施機関番号「88131438」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
		東大和市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135438」、「89137434」の新設に伴い、実施機関番号「89131437」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
		瑞穂町	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		瑞穂町	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135511」、「89137517」の新設に伴い、実施機関番号「89131510」、「89134514」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
		青ヶ島村	義務教育 就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の 医療機関等	令和6年10月 診療分
		青ヶ島村	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		青ヶ島村 (*)	乳幼児	88	平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業について、所得制限を撤廃 乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:200番台	なし	なし	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
13	東京都	東久留米市	義務教育 就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		青梅市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 2.所得制限内(都の基準)の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		町田市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 2.所得制限内(都の基準)の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		小平市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 2.所得制限内(都の基準)の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧（実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体）

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	横浜市	小児	81	入院:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり *10歳から15歳までは償還払い	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 3月診療分
		川崎市	小児	81	小学校2年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし				
		相模原市	小児	81	小学校6年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし				
		横須賀市	小児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		平塚市	小児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *就学児から所得制限あり	なし				
		鎌倉市	小児	81	小学校6年生までの者 *就学児から所得制限あり	なし				
		藤沢市	乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *中学生は所得制限あり(旧児童手当所得制限に準ずる)	なし				
		小田原市	乳幼児	81	入院:15歳に達した日以降の最初に到達する3月31日までの者 入院外:12歳に達した日以降の最初に到達する3月31日までの者 (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)	なし				
		茅ヶ崎市	小児	81	小学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		逗子市	小児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし				
		三浦市	乳幼児	81	小学校5年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		秦野市	乳幼児	81	10歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
	厚木市	子ども	81	15歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法その他の法令による措置により公費負担施設に入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	大和市	乳幼児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 3月診療分
		伊勢原市	小児	81	小学校4年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障害者医療費助成制度対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし				
		海老名市	子ども	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受ける者は対象外)	なし				
		座間市	小児	81	小学校を卒業する年の年度末までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし				
		南足柄市	小児	81	10歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし				
		綾瀬市	小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外)	なし				
		葉山町	小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		寒川町	小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		大磯町	乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし				
		二宮町	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし				
		中井町	乳幼児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		大井町	乳幼児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
松田町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外)	なし						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	山北町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 3月診療分
		開成町	乳幼児	81	小学校を卒業する年の年度末までの者 *3歳以上は所得制限あり	なし				
		箱根町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		真鶴町	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		湯河原町	乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		愛川町	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者 医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし				
		清川村	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者は対象 外)	なし				
		川崎市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生まで拡大) 小学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対 象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		平塚市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対 象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *就学児から所得制限あり					
		三浦市 (*)	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校5年生まで→小学校6年生まで拡大) 小学校6年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		大井町 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	小田原市 （＊）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （入院外：12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の3月31日までの者 （ただし、他の医療助成（生活保護、施設入所等）の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		秦野市 （＊）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （10歳まで→12歳までに拡大） 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者					
		伊勢原市 （＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （10歳まで→12歳までに拡大） 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障害者医療費助成制度対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり					
		横浜市	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更の上、実施機関番号を追加 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	小学校4年生以上小学校6年生までの者 1回につき500円 （ただし市民税非課税者を除く） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		川崎市	小児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更の上、実施機関番号を追加 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外） *1歳児以上は所得制限あり		小学校4年生以上小学校6年生までの者 1回につき500円 （ただし市民税所得割非課税者を除く） *薬局での自己負担なし			
		寒川町 （＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 7月診療分
		三浦市 （＊）	乳幼児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校1年生まで拡大） 中学校1年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
		綾瀬市 （＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		鎌倉市 （＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者 *就学児から所得制限あり	なし				
		南足柄市 （＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （小学校4年生まで→中学校3年生（ただし、中学生は保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合）までに拡大） 中学校3年生（ただし、中学生は保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合）までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	茅ヶ崎市	小児	81	平成28年3月診療分から受託している小児医療について、実施機関番号(900番台)を新規設定し、対象年齢の拡大及び入院外の自己負担額を設定 小学校4年生から小学校6年生までの者 所得制限あり	なし	1回につき500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		横須賀市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。) 所得制限なし	なし				
		三浦市 (*)	小児	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (中学校1年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)					
		南足柄市 (*)	小児	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している小児医療について、対象者の変更 (保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合に限る。→就学援助世帯(準要保護世帯)と同等の場合に限る。) 中学校3年生までの者(ただし、中学生は就学援助世帯(準要保護世帯)と同等の場合に限る。) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 7月診療分
		開成町 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校を卒業する年の年度末までの者→中学校を卒業する年の年度末までの者) 中学校を卒業する年の年度末までの者 *3歳以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 9月診療分
		相模原市	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大。また中学1年生～3年生までの 養育者が市民税非課税の者以外について自己負担額の設定に伴い、実施機関番号(81.14.910.6)を新規設 定 中学3年生までの者(15歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎても、中学校に在学している場合は、18歳 に達する日の属する月の月末まで) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者 は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	1回につき500円 (中学校1年生から3年 生、ただし養育者が市民 税非課税の者を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		座間市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生までの者→中学校3年生までの者) 中学3年生まで(満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし				
		葉山町 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 12月診療分
		横浜市 (*)	小児	81	*平成29年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 中学3年生までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	小学校4年生以上中学校 3年生までの者 1回につき500円 (ただし市民税非課税者 を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	藤沢市 (＊)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:12歳→15歳に拡大) 15歳に達する年の属する年度末までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外) (中学生は所得制限あり(新児童手当所得制限に準ずる))	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		大井町 (＊)	小児	81	*平成28年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		秦野市 (＊)	小児	81	*平成28年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳→15歳に拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		南足柄市 (＊)	小児	81	*平成30年7月診療分から助成内容を変更している小児医療について、入院外の対象者を拡大 (小学校6年生までの入院と通院及び中学校3年生までの入院。(中学生の通院は就学援助世帯(準要保護世帯)と同等の場合に限る。)-→中学校3年生まで) 中学校3年生までの者 (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		逗子市 (＊)	小児	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更している小児医療について、入院外の対象者を拡大 (入院外:12歳まで→15歳まで) 0歳～15歳まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、 ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		茅ヶ崎市 (＊)	小児	81	*平成30年4月診療分から受託している小児医療について、対象者を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生まで) 小学校4年生～中学校3年生までの者(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	小学校4年生以上中学校 3年生までの者 1回につき500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		平塚市 (＊)	小児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を拡大 (就学時から所得制限あり→抹消) 0歳～15歳まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対 象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 1月診療分
		伊勢原市 (＊)	小児	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳→15歳) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障がい者 医療費助成制度対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		大磯町 (＊)	小児	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更、入院外の対象年齢 を拡大、所得制限を撤廃 (乳幼児医療→小児医療)(12歳→15歳) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、ひとり親家庭等医 療費助成制度対象者及び重度心身障がい者医療費助成制度対象者は対象外) *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	横浜市 （＊）	小児	81	*平成31年4月診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を一部撤廃、自己負担を追加 （1歳以上は所得制限あり→3歳以上は所得制限あり） （自己負担【1歳～2歳】通院1回500円（月額上限なし）（ただし、保護者の所得が児童手当旧基準以上の場合に限る）※薬局での自己負担なしを追加） 0歳～中学3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外） *3歳以上は所得制限あり	なし	【1歳～2歳】 通院1回500円 （月額上限なし） （ただし、保護者の所得が児童手当旧基準以上の場合に限る） *薬局での自己負担なし 【小学4～中学3年生までの者】 1回につき500円（ただし、保護者の所得が非課税の場合を除く） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		寒川町 （＊）	小児	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を撤廃 （1歳以上は所得制限あり→抹消） 中学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		南足柄市 （＊）	小児医療	81	*令和元年10診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を撤廃 （1歳以上は所得制限あり→所得制限なし） 中学校卒業までの入院と通院について助成。 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		松田町 （＊）	小児医療	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業まで→満18歳の誕生日の最初の3月31日まで） 満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで （ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		湯河原町 （＊）	小児医療	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （通院：12歳→15歳） 入・通院：0歳～15歳まで （15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ただし、生活保護受給世帯は除く	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		鎌倉市 （＊）	小児医療	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を廃止 中学校3年生までの者 *就学児から所得制限あり→＜記述消去＞	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		伊勢原市 （＊）	小児医療	81	*令和2年10月から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を変更 （1歳以上は所得制限あり→小学生以上は所得制限あり） 0歳から15歳までの者 （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び心身障害者医療費助成制度対象者は対象外） *小学生以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		藤沢市 （＊）	小児	81	*平成31年4月診療分から受託している小児医療について、すべての対象者について所得制限なし ・入院、入院外ともに15歳に達する年の属する年度末までの者。 ただし、中学生の助成は所得制限あり（新児童手当所得制限に準ずる） → すべての対象者について所得制限なし。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		大和市 （＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止 ・中学卒業までの者。 （ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外） *1歳以上は所得制限あり→ 所得制限なしへ変更	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		座間市 （＊）	小児	81	*平成30年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止 0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外） *1歳以上所得制限あり→抹消	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	逗子市（＊）	小児医療	81	*令和元年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢拡大及び所得制限を廃止 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、婚姻した者は対象外) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		大磯町（＊）	こども医療	81	*令和2年10月診療分から受託している小児医療について、名称変更し対象年齢拡大 0歳～18歳までの通院・入院 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象は対象外 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	
		箱根町（＊）	小児医療	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢拡大 0歳から18歳までの者 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		山北町（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢拡大 (0歳～15歳まで→0歳～18歳まで) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 6月診療分
		茅ヶ崎市（＊）	小児医療	81	*令和元年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限・入院外の自己負担撤廃に伴い実施機関番号:81149080は使用しない。 (実施機関番号:81140089へ統括) 0歳～中学3年生まで (15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
		綾瀬市（＊）	小児医療	81	*平成29年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 0歳～18歳 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
		中井町（＊）	小児医療	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 0歳から18歳までの者 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
		横浜市（＊）	小児医療	81	*令和3年4月診療分から受託している小児医療について、所得制限・入院外の自己負担撤廃に伴い実施機関番号（一部負担金あり）81144511～81144685は使用しない。 0歳～中学3年生までの者 (ただし、生活保護法の提要を受けている者は対象外) *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		大和市（＊）	子ども	81	*令和5年4月診療分から受託している小児医療について、年齢を中学卒業まで→高校卒業相当年齢までに拡大、名称を小児医療→子ども医療に変更 ・高校卒業相当年齢までの者（自身を監護する者がいない者も含む） (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び他公費を受けている者は対象外) *所得制限なし(所得制限撤廃は令和5年4月診療分から実施)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分
		海老名市（＊）	子ども	81	*平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までへ拡大) 満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
		川崎市（＊）	小児	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学3年生までへ拡大(一部負担金あり)) (1歳児以上は所得制限あり→所得制限なし) 0歳～中学3年生 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者は対象外) *所得制限撤廃し、対象者は原則現物給付	なし	小学校4年生以上の者 1回につき500円 (ただし市民税所得割非課税者を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	愛川町 （＊）	小児	81	* 平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者 医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 9月診療分
		真鶴町 （＊）	小児	81	* 平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		座間市 （＊）	小児	81	* 令和5年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 0歳から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		葉山町 （＊）	小児	81	* 平成30年12月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までへ拡大） 0歳～18歳まで （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、重度障害者医療 費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		開成町 （＊）	小児	81	* 平成30年9月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を拡大（15 歳→18歳へ拡大） 18歳に到達した日以後の最初の3月31日（高校3年生相当）までの者 * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		伊勢原市 （＊）	小児	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃 0歳～15歳までの者 （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び心身障害者医 療費助成対象者は対象外） * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		横須賀市 （＊）	小児	81	* 平成30年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。） * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		小田原市 （＊）	小児	81	* 平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃 0歳～15歳まで （15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） （生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者 は対象外） * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		三浦市 （＊）	小児	81	* 平成30年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成 対象者は対象としない。）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		秦野市 （＊）	小児	81	* 平成31年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃 0歳～中学校3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （生活保護法の適用を受けている者は対象外） * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		厚木市 （＊）	子ども	81	* 平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法そのほかの法令による措置により公費負担施設に 入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成 対象者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	寒川町 (*)	小児	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以後の最初の3月末日までにある者) (生活保護法の適用を受けている人、重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受けることができる人、児童福祉施設に入所している人、里親に託されている人は対象外) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		清川村 (*)	小児	81	* 平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者は対象外) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		鎌倉市 (*)	小児	81	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 18歳までの者 * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		南足柄市 (*)	小児	81	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業→高校卒業までへ拡大) 高校卒業までの入院と通院について助成 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、婚姻している者は対象外) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
		平塚市 (*)	小児	81	* 令和2年1月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (就学、就労等の状況に関わらず、生年月日を基準とする) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 12月診療分
		藤沢市 (*)	小児	81	* 令和5年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) * すべての対象者について所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		二宮町 (*)	こども	81	* 平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更 (15歳→18歳へ拡大) (小児医療→こども医療へ変更) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		茅ヶ崎市 (*)	小児	81	* 令和5年7月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		相模原市 (*)	こども	81	* 平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、事業名を変更し、対象年齢を拡大及び入院外の自己負担額有りの対象年齢を拡大 (小児医療→こども医療) (15歳まで→18歳までへ拡大) (自己負担 入院外:1回につき500円 中学生→中学生以上に変更) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者は所得制限あり。	なし	1回につき500円 (中学生以上、ただし養育者が市民税非課税の者を除く) * 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
14	神奈川県	小田原市 (*)	子ども	81	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更 (15歳→18歳へ拡大) (小児医療→子ども医療へ変更) 0歳～18歳まで(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		伊勢原市 (*)	こども	81	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更 (15歳→18歳へ拡大) (小児医療→こども医療へ変更) 0歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び心身障害者医療費助成制度対象者は対象外) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		秦野市 (*)	こども	81	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更 (15歳→18歳へ拡大) (小児医療→こども医療へ変更) 0歳～18歳まで(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの) (生活保護法の適用を受けている者は対象外) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		湯河原町 (*)	小児医療	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳へ拡大) 入・通院:0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ただし、生活保護受給世帯は除く	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	16市町村 (※1)	子どもの医療	65	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		長岡市 柏崎市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成		
		上越市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
		新発田市 小千谷市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
		十日町市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成		
		村上市 魚沼市 弥彦村	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
		阿賀野市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
		胎内市 田上町 聖籠町	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成		
		関川村	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
		三条市 見附市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
		燕市 佐渡市 湯沢町	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			対象外		
		妙高市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成		
		五泉市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 1,200円/日	対象外		
		阿賀町 津南町 刈羽村 粟島浦村	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで			対象外		

※1 三条市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	糸魚川市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院外: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし		県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		加茂市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入 院: 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
			子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	県基準の入院自己負担額及び食事標準負担額を助成 入 院: 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		食事標準負担額を 助成		
		南魚沼市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (入院・入院外: 所得制限等なし)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
			子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	県基準の自己負担額を助成 入院・入院外: 満5歳に達する日の属する月の月末まで	なし	なし			
		出雲崎町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成23年 9月診療分
			子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	県基準の自己負担額を助成 0歳児	なし	なし			
		新潟市	こども医療	90	入 院: 出生した日から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外: 出生した日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) ・薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗 せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院: 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
		新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成23年 9月診療分
		柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		燕市 (*)	子どもの 医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、実施機関番号の統合 (県基準(65.15.027.8)→県基準の上乗せ分(90.15.027.7)に統合) 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
			子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、実施機関番号の統合により食事療養費の負 担額を変更 (対象外→0歳児で減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児: 減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	上越市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		小千谷市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		糸魚川市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗 せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大 (入院:18歳まで、入院外:6歳まで→12歳までに拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 6月診療分
		胎内市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
		15市町村 ※2 (*)	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで→満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 9月診療分
		長岡市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について対象年齢を拡大 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		三条市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、県基準の対象年齢の拡大による変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を削除 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし			
		柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		小千谷市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		加茂市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満6歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで)→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		

※2 三条市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、湯沢市、津南町、刈羽村、粟島浦村及び阿賀町

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、県基準の対象年齢の拡大による変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を削除 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 9月診療分
		村上市 魚沼市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		妙高市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		五泉市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (入院:満12歳まで、入院外:満9歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで)→満15歳まで に拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
		阿賀野市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大 (入院:満12歳まで、入院外:満9歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで)→満15歳まで に拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		佐渡市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
		燕市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成24年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外(3人以上の子を有する保護者で ある場合)の対象年齢を拡大 (入 院:満12歳まで→満15歳までに拡大) (入院外:満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		聖籠町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		弥彦村	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		田上町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
		湯沢町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
		新潟市 (*)	こども	90	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	五泉市 (＊)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ)	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、食事標準負担額の助成を拡大 (入院時食事療養標準負担額助成対象外→減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に 拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) ※薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成24年 11月診療分
		16市町村 ※3 (＊)	子どもの医療	65	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	平成25年 4月診療分
		県内 各市町村 (新潟市除く) (＊)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
		新潟市 (＊)	こども医療	90	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		南魚沼市 出雲崎町 (＊)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		なし			
		十日町市 (＊)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円／日	医療機関毎に 530円／日 (月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
		燕市 (＊)	子どもの 医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について平成25年3月31日廃止 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 3月31日廃止
		魚沼市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子ども医療につい て、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		田上町 (＊)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、入院外の対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	

※3 三条市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、燕市、田上町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村及び阿賀町

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	新潟市 (*)	こども	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで、入院外:満9歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 入 院:15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 (3人以上の子を有する保護者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
		柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満9歳まで→満12歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
		三条市 (*)	子ども	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満6歳まで→満9歳まで) 入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		南魚沼市 (*)	子ども	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→2人以下の子を有する保護者にあつても満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(ただし、2人以下の子を有する保護者にあつては、入院外の3歳から12歳は、法別90で助成)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
		関川村 (*)	子ども	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに、満15歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
		加茂市 見附市 糸魚川市 粟島浦村 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
		五泉市 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	刈羽村 （＊）	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子にかかる保護者の範囲及び対象年齢を拡大 （入院：3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に拡大） （入院外：3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に拡大）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 9月診療分
					入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで（3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）		指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		長岡市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満6歳まで→満9歳までに拡大）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
					入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）		指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		小千谷市 村上市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		加茂市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
					入 院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		見附市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	91	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 県基準の入院自己負担額及び食事標準負担額を助成 入 院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
					*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満6歳まで→満9歳までに拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		見附市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90			指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
15	新潟県	阿賀野市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子ども医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年9月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		粟島浦村 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年11月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		湯沢町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		胎内市 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 入院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		出雲崎町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	関川村 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳まで→2人以下の子を有する保護者にあつても満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		津南町 （＊）	子どもの医療	65	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
			子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		糸魚川市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成24年6月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満12歳まで→満15歳に拡大） 入 院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 6月診療分
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		柏崎市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満12歳まで→満15歳に拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成26年 9月診療分
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		見附市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満9歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	胎内市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成24年7月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成26年 9月診療分
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		燕市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		阿賀町 （＊）	子どもの医療	65	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 入院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
			子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している子どもの医療について、 対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		糸魚川市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成26年6月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		五泉市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	＊平成24年11月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		聖籠町	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	91	県基準の自己負担額における入院外の月2回目から4回目を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日 （月の1回目のみ）		県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	妙高市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成27年 6月診療分
		佐渡市	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	91	*県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		新潟市 （＊）	こども	90	*平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更したこども医療について、対象を拡大 （入院：満15歳まで→満18歳まで、入院外：満9歳→満12歳まで） 入 院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成27年 9月診療分
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		村上市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		魚沼市	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	91	*県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで （子ども医療費助成事業「90150236」の対象者については、平成28年4月1日以降）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		長岡市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満9歳まで→満12歳までに拡大） 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		三条市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （入院外：満9歳まで→満12歳まで） 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	新発田市	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	91	* 県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成27年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		加茂市 (*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者あつては、入院外の対象年齢を拡大。 (入院外:3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに変更) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		見附市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を 変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		糸魚川市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		南魚沼市 (*)	子どもの医療	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、 法別65廃止に伴い、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (満12歳まで→満15歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	田上町 (*)	子どもの医療	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		湯沢町 (*)	子どもの医療	90	*平成25年11月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		津南町 (*)	子どもの医療	90	*平成26年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		刈羽村 (*)	子どもの医療	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について法 別65廃止に伴い、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (満15歳まで→満18歳までに拡大) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		粟島浦村 (*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療につ いて、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	三条市 加茂市 見附市 糸魚川市 妙高市 五泉市 佐渡市 南魚沼市 胎内市 田上町 湯沢町 津南町 刈羽村 粟島浦村 阿賀町 (*)	子どもの医療	65	県の医療費助成事業補助金の交付金化に伴い、実施機関番号「65.15.***」を廃止 (「90.15.***」へ事務継承)				平成28年3月診療分までの取扱い	
		阿賀野市 (*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、2人以下の子を有する保護者に対しては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		上越市 (*)	子どもの医療	90	*平成24年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成28年 9月診療分
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		佐渡市 (*)	子どもの医療	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
			子どもの医療	91	*平成27年9月診療分から受託した子ども医療における県基準の入院自己負担額の助成について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
								対象外	県内の 医療機関等	
		湯沢町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで		なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		粟島浦村	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満5歳に達する日の属する月の月末まで		なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	阿賀町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		長岡市 (*)	子どもの医療	90	*平成27年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 12月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		加茂市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
		魚沼市 (*)	子どもの医療	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
				91	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) *入院自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (重度心身障害者医療費助成事業「61150231」の受給者及びひとり親家庭等医療費助成事業「64150238」の受給者で一定の障害の状態である子どもについては、20歳未満の子ども)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		田上町 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、 食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	弥彦村 (*)	子どもの医療	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢拡大し、食事療養費の対象を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) (食事療養費:0歳児まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		十日町市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*県基準の入院の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		長岡市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		柏崎市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳に拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
		加茂市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、助成内容を拡大 (入院外:対象外→入院外:満1歳までに拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満1歳に達する月の末日まで	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		南魚沼市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、 対象年齢を拡大 (満5歳まで→満6歳までに拡大) *県基準の自己負担額を助成 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし		県内の 医療機関等	
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	小千谷市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担 額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 7月診療分
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		上越市	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	91	*県基準の自己負担額を助成 小学校就学前の児童	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 9月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		糸魚川市	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	91	*県基準の入院の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		三条市 （＊）	子どもの医療	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （入院外：満12歳まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）→満15歳まで（子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり）に拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担 額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		新潟市 （＊）	子ども	90	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療のについて、対象年齢を拡大 （入院外：満12歳→満15歳に拡大） 入院：満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者毎 に1日250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		燕市 （＊）	子ども	90	*平成26年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） *薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担 額を助成	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
							指定訪問看護事業者毎 に1日250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		聖籠町 （＊）	子ども	91	*平成27年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日 （月の1回目のみ）		県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	妙高市	子ども (県の事業の 上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
							なし		県内の指定訪問看護 ステーション	
		三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、所得制限を廃止 (子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり→所得制限なし) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		阿賀町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*平成28年10月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満6歳→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 5月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		阿賀野市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31まで *下記の事業の入院における自己負担を助成 ・子ども医療費助成事業(90.15.021.0) ・ひとり親家庭等医療費助成事業(64.15.021.2) ・重度心身障害者医療費助成事業(61.15.021.5)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		出雲崎町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	91	*平成25年4月診療分から助成内容を更新した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (0歳児→満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受給している者を含む	なし	なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳まで) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
				91	*平成28年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳まで) 県基準の入院自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受給している者を含む	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
15	新潟県	阿賀町 (*)	子ども医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*令和元年5月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳) *県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
							なし		県内の指定訪問看護ステーション	
		見附市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 7月診療分
							指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		十日町市 (*)	子どもの医療	91	*平成29年9月診療分から受託している子どもの医療について、入院外自己負担額の助成を拡大 (入院外:対象外→入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、外来自己負担額:対象外→なし) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
							なし		県内の指定訪問看護ステーション	
		上越市 (*)	子どもの医療	91	*平成30年9月診療分から受託している子どもの医療について、市民税非課税世帯の対象年齢を拡大 (対象者:小学校就学前の児童→小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで) 小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
							なし		県内の指定訪問看護ステーション	
		津南町	子ども	91	入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	魚沼市 （＊）	子どもの医療	90	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、食事療養費の対象年齢を拡大（食事療養費 0歳児；減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成→減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 1月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
			子どもの医療	91	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、医療費に係る一部負担金及び訪問看護ステーションに係る一部負担金を全額助成（一部負担金：入院外（対象外）→なし、訪問の行を追加） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （重度心身障害者医療費助成事業「61150231」の受給者及びひとり親家庭等医療費助成事業「64150238」の受給者で一定の障害の状態である子どもについては、20歳未満の子ども）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		南魚沼市 （＊）	子ども医療	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		新潟市 （＊）	子ども医療	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで→多子世帯の制度廃止） 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		三条市 （＊）	子ども医療	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	長岡市 (*)	子どもの医療	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		柏崎市 (*)	子どもの医療	90	*平成29年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		弥彦村	子ども医療	91	*県基準の自己負担額を助成 0歳から18歳になった最初の3月31日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
							なし		県内の指定訪問看護ステーション	
		粟島浦村 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*平成28年10月診療分から受託している子どもの医療(県の事業の上乗せ分)について、対象年齢を拡大(満5歳に達する日の属する月の月末まで→満18歳に達した日以後の最初の3月末日まで) 満18歳に達した日以後の最初の3月末日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		聖籠町 (*)	子ども	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
			子ども	91	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、2歳までの対象を拡大(0~2歳→入院、入院外とも一部負担金を無償化) 入院:満2歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:①満2歳に達する日以後の最初の3月31日まで :②満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(①を除く)	なし	①なし ②医療機関毎に530円/日 (月の1回目のみ)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		燕市	子ども医療	91	*県基準の自己負担額を助成 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
		燕市 (*)	子ども医療	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院における食事療養費に係る給付対象の年齢制限を撤廃。 (食事療養費 0歳児:標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成⇒年齢制限なしに変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに 1200円/日	医療機関ごとに530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
							指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		上越市 (*)	子ども医療	91	*令和2年9月診療分から助成内容変更した子どもの医療について、市民税非課税世帯の対象年齢を拡大 対象者:小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで)→小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は高校卒業の年の3月31日まで) 小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は高校卒業の年の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
							なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
15	新潟県	五泉市	子ども医療	91	* 県基準の自己負担額を助成 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		小千谷市	子ども医療	91	* 県基準の自己負担額を助成 0歳から18歳になった最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		糸魚川市 (*)	子ども医療	90	* 平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院における食事療養費に係る給付 対象の年齢制限を撤廃。 (食事療養費 0歳児:標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成⇒年齢制限なしに変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに 1200円/日	医療機関ごとに530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認 定証の交付を受け た者に対し食事標 準負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
							指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		糸魚川市 (*)	子ども医療	91	* 平成30年10月診療分から受託している子どもの医療について、入院のみであった自己負担全額助成を入院 外も対象に拡大 * 県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		阿賀野市 (*)	子どもの医療	91	* 令和2年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院のみであった自己負担全額助成を入院 外及び指定訪問看護も対象に拡大 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※下記の事業の自己負担を助成 ・子ども医療費助成事業(90.15. 021.0) ・ひとり親家庭等医療費助成事業(64.15. 021.2) ・重度心身障害者医療費助成事業(61.15. 021.5)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		妙高市	子ども医療	91	令和元年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
							なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
		村上市	子ども	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		聖籠町 (*)	子ども	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額の助成について、入院、入院外ともに満2歳まで→入院、入院外ともに満18歳までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
16	富山県	富山市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市内、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	平成31年 4月診療分
		高岡市 氷見市 砺波市 南砺市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
		魚津市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・こども支援センター(0歳は県内の医療機関等)	
		滑川市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等、黒部市民病院、富山労災病院(0歳は県内の医療機関等)	
		黒部市	乳幼児・こども	81	満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	黒部市、魚津市、入善町及び朝日町の医療機関等、県リハビリテーション病院・こども支援センター、県立中央病院、富山市民病院(富山市医師会急患センター除く)、富山大学附属病院(0歳は県内の医療機関等)	
		小矢部市	乳幼児・こども	81	・入院:満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ・外来:満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
		射水市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター(0歳は県内の医療機関等)	
		舟橋村 上市町 立山町	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
		入善町 朝日町	乳幼児・こども	81	満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	黒部市、入善町及び朝日町の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
16	富山県	小矢部市 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等→高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター) ・入院:満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ・外来:満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター(0歳は県内の医療機関等)	平成31年 4月診療分
		魚津市 (*)	乳幼児・子ども	81	平成31年4月から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター→魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院(0歳は県内の医療機関等)	令和2年 4月診療分
		滑川市 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等、黒部市民病院、富山労災病院(0歳は県内の医療機関等)	令和2年 4月診療分
		魚津市	乳幼児・子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院(0歳は県内の医療機関等)	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
16	富山県	富山市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（富山市内、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		高岡市 氷見市 砺波市 南砺市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		黒部市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（黒部市、魚津市、入善町及び朝日町の医療機関等、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、県立中央病院、富山市民病院（富山市医師会急患センター除く）、富山大学附属病院（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		射水市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		舟橋村 上市町 立山町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		入善町 朝日町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（黒部市、入善町及び朝日町の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		小矢部市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・入院：満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ・外来：満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		滑川市（＊）	乳幼児・子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等、黒部市民病院、富山労災病院（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
		魚津市（＊）	乳幼児・子ども	81	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
16	富山県	射水市 (*)	乳幼児・こども	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		高岡市 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託しているこども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「中学3年生まで→18歳となって最初の3月31日まで」	なし	なし	なし	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		氷見市 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託しているこども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「0歳～15歳(中学3年生)まで→18歳(高校3年生相当)まで」 ※満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	なし	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		砺波市 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託しているこども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「中学校第3学年の終了前まで→18歳になる年の年度末まで」	なし	なし	なし	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		小矢部市 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託しているこども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大 通院「満15歳年度末まで→満18歳年度末まで」 入院「満18歳年度末まで」(変更なし)	なし	なし	なし	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		南砺市 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託しているこども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「満15歳年度末まで(中学3年生)→満18歳年度末まで(高校生世代)」	なし	なし	なし	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		舟橋村 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託しているこども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大 「満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで →満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで」	なし	なし	なし	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		上市町 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) *満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		立山町 (*)	子ども	81	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (15歳まで → 18歳までに拡大) ・立山町に住所を有する者 ・生活保護法の規定による保護を受けていない者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
17	石川県	輪島市	こども	88	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし *他の公費負担医療制度との併用は不可 *他の公費負担医療制度による自己負担金は償還 払いにより助成		対象外	輪島市内の医療機関 等及び穴水町の指定 医療機関等	平成26年 11月診療分
		能美市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ひとり親家庭医療制度に該当する児童を含む)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		金沢市	子育て支援	89	出生の日から満15歳になった後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に 1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
		白山市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ひとり親家庭等医療制度に該当する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある 子を含む)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		小松市	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		加賀市	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					
		珠洲市	子ども	88	0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					
		川北町	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ひとり親家庭等医療制度に該当する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある 子を含む)					
		宝達志水町	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 1月診療分
		かほく市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					
		野々市市	子育て支援	89	0歳から15歳到達後最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に 1日500円まで *薬局での自己負担なし			
		津幡町	子ども	89	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びひとり親家庭(父母のいない者を含む) で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで)	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に 1日500円まで *薬局での自己負担なし			
		内灘町	子ども	88	0歳から6歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
				89	6歳に到達後最初の4月1日から18歳に到達後最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に1日500円 まで *薬局での自己負担なし			
		輪島市 (*)	こども	88	*平成26年11月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (輪島市内の医療機関及び穴水町の指定医療機関→県内の医療機関等に拡大)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		穴水町	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし				
		輪島市 (*)	こども	88	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者					
		能登町	子ども ・ ひとり親家庭等	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
						入院	入院外				
17	石川県	羽咋市	子ども ・ ひとり親家庭等	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 11月診療分	
		中能登町	子ども	88	0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 11月診療分	
		津幡町 （＊）	子ども	89	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、ひとり親家庭（父母のいない者を含む）で一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで）	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に 1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分	
		野々市市 （＊）	子育て支援	89	*平成28年1月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に 1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等		
		七尾市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分	
		志賀町	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外			
		内灘町 （＊）	子ども	88	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳到達後最初の3月31日までの→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分	
			子ども	89	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、88.17.468.5の対象年齢の拡大に伴い、89.17.468.4は令和3年12月診療分までの取扱い。					令和3年12月診療分までの取扱い	
		津幡町	子ども	88	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担の廃止に伴い、実施機関番号「88.17.464.4」を新設。 （「89.17. 464.3」は令和5年3月診療分まで） （入院 1,000円/レセプト、通院 500円/日、調剤 0円 → なし） ・0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、ひとり親家庭（父母のいない者を含む）で一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分	
		野々市市	子育て支援	89	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、自己負担廃止に伴い、89.17.457.7は令和5年9月診療分までの取扱い。					令和5年9月診療分までの取扱い	
		野々市市	子育て支援	88	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「88.17.457.8」を新設。 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	
		金沢市	子育て支援	88	*平成27年7月診療分から受託している子育て支援医療について、入院分の自己負担廃止に伴い、対象年齢を拡大し、入院分のみとして実施機関番号「88.17.402.4」を新設。 （15歳まで→18歳までに拡大） 入院：出生の日から満18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者	なし	—	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	
		金沢市	子育て支援	89	*平成27年7月診療分から受託している子育て支援医療について、入院分の新設に伴い、通院・調剤のみの対象に変更。 出生の日から満15歳になった後の最初の3月31日までの間にある者。	—	医療機関毎に1日500円 まで＊薬局での自己負担なし	—	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
18	福井県	福井市 小浜市	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、母子家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月8日 まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月(1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		敦賀市 大野市 鯖江市 越前市 池田町 越前町		80	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)					
		勝山市 南越前町 美浜町 おおい町		80	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
		あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町		83	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)					
		高浜町		80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)					
		南越前町 (＊)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 6月診療分
		おおい町 (＊)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 (婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は除く) (ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		勝山市 (＊)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の 医療機関等	令和2年 9月診療分
		美浜町 (＊)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の 医療機関等	令和2年 9月診療分

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
18	福井県	大野市	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、福井県内の大学等通学者以外、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		敦賀市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、結婚した場合、進学等で敦賀市に住所登録がない場合、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重 度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担な し	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担な し *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		越前市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担な し	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担な し *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		大野市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 (中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、福井県内の大学等通学者以外、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		鯖江市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担な し	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担な し *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		あわら市 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		永平寺町 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		坂井市 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		越前町 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(≒満18歳になる年の年度末まで)) 高校生相当まで(≒満18歳になる年の年度末まで) ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担な し	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担な し *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
18	福井県	福井市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) 高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで) ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		小浜市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) 高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで) ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		若狭町 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→18歳年度末まで) 18歳年度末までの者 ※働いている方、結婚している方を含む	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
		越前町	子ども	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規 実施機関番号(0番台)を設定。 ・0歳から高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)※働いている方、結婚している方を含む	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		越前市	子ども	80	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規 実施機関番号(0番台)を設定。 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び 重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		鯖江市	子ども	80	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規 実施機関番号(0番台)を設定。 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び 重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		福井市	子ども	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機 関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 (入院:500円/日→なし) (入院外:500円/月→なし) 高校生相当(満18歳になる年の年度末まで)までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
		福井市	子ども	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.101.9及び80.18.701.6】を廃止。				令和6年12月診療分までの取扱い	
		敦賀市	子ども	80	*子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定に伴い、実施機関番号「80181027」及び「80187024」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
		敦賀市	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、結婚した場合、進学等で敦賀市に住所登録がない場合、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重 度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
19	山梨県	県内 各市町村	乳幼児	81	入 院:義務教育就学前。(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:5歳未満児。(満5歳に達する日の属する月末まで) *生活保護を受けている世帯に属する者、ひとり親家庭医療費助成事業対象者、重度心身障害者医療費助成 事業対象者及び老人医療費支給対象者を除く *市町村によっては、対象年齢を拡大している	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		甲府市 中央市 昭和町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		忍野村 鳴沢村 小菅村 丹波山村 南部町 道志村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		富士川町	乳幼児	81	*平成22年3月8日に増穂町・鯉沢町が合併。町名を富士川町とし新たに実施機関番号81.19.110.8を設定。 入 院:義務教育就学前。(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:5歳未満児。(満5歳に達する日の属する月末まで) *生活保護を受けている世帯に属する者、ひとり親家庭医療費助成事業対象者、重度心身障害者医療費助成 事業対象者及び老人医療費支給対象者を除く *市町村によっては、対象年齢を拡大している	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		南アルプス市 甲斐市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		北杜市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		身延町 市川三郷町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		上野原市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 1月診療分
		富士河口湖町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		西桂町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 6月診療分
		富士川町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
19	山梨県	山梨市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		韮崎市 山中湖村 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		甲州市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		都留市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		富士吉田市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
		大月市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		笛吹市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		身延町 市川三郷町 （＊）	子育て支援	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）				県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		昭和町 （＊）	子育て支援	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外		
		忍野村 （＊）	こども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
		甲府市 （＊）	すこやか子育て	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
19	山梨県	南アルプス市 （＊）	子ども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 1月診療分
		道志村 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		鳴沢村 （＊）	子ども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分
		富士河口湖町 （＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
		南アルプス市 （＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		山梨市 （＊）	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大し、助成対象外 の者についても拡大 （入 院：12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成を受けている者、 児童福祉施設に入所及び里親に委託されている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
		大月市 （＊）	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （入院：12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		北杜市 （＊）	乳幼児	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 1月診療分
		甲州市 （＊）	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		中央市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
19	山梨県	南部町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		富士川町 (*)	乳幼児	81	*平成22年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		甲斐市 (*)	乳幼児	81	平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について一部対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外 *重度心身障がい児医療制度の適用を受けている者は入院、外来ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		韮崎市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		丹波山村 (*)	子ども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		上野原市 (*)	子ども	81	*平成22年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		都留市 (*)	すこやか子育て	81	平成24年4月診療分から助成内容を変更したすこやか子育て医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、重度心身障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭医療費助成対象者、婚姻している者、生活保護法による医療扶助を受けている者を除く)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 11月診療分
		大月市 (*)	子育て支援	81	平成26年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
19	山梨県	富士吉田市 (*)	子育て応援	81	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子育て応援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		早川町 (*)	子育て支援	81	平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (乳幼児医療→子育て支援医療) (入 院:6歳→18歳 入院外:5歳→18歳) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		北杜市 (*)	乳幼児	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		甲斐市 (*)	こども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) 入 院 :18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外 :18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		西桂町 (*)	子ども	81	*平成22年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院 :18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外 :18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		山梨市 (*)	子ども	81	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院 :18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外 :18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		甲州市 (*)	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		中央市 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		昭和町 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		笛吹市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 11月診療分
		甲府市 (*)	すこやか 子育て	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 1月診療分
		小菅村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		山中湖村 (*)	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	長野市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		松本市	乳幼児等	83	入院 : 出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで 通院 : 出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の 1/2を助成		
		上田市	児童	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		岡谷市	乳幼児等	83	【入院・入院外】 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を 助成		
		飯田市	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		諏訪市	乳幼児・児童	83	入 院: 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を 助成		
		須坂市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の 1/2を助成		
		小諸市	乳幼児等	83	入院: 出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外: 出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		伊那市	乳幼児等	83	入 院: 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		駒ヶ根市	子ども	83	入 院: 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		中野市	乳幼児等	83	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の 1/2を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	大町市	乳幼児・児童	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		飯山市	乳幼児等	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		茅野市	こども	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を 助成		
		塩尻市	乳幼児等	83	出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		千曲市	乳幼児等	83	出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		佐久市	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		佐久穂町	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
		小海町	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		川上村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		南牧村	乳幼児及び児童	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を 助成		
		南相木村	乳幼児・児童	83	出生した日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	北相木村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		軽井沢町	児童	83	所得制限:制限なし(18歳に達した最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		御代田町	こども	83	出生した日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		立科町	乳幼児 児童	83	乳幼児:出生の日から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 児童 :満6歳に達した日以降最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		長和町	乳幼児及び児童	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		東御市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		青木村	乳幼児・児童	83	入通院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		坂城町	子ども	83	出生した日から18歳到達後の年度末まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		下諏訪町	乳幼児等	83	入院・入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を 助成		
		富士見町	乳幼児及び児童 等	83	出生の日から満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		原村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の3月31日まで	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	辰野町	乳幼児等	83	出生した日または転入日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		箕輪町	乳幼児・児童	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		飯島町	子育て支援	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		南箕輪村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		中川村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		宮田村	子ども (乳幼児)	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		木曽町	児童	83	出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(下記に該当する者を除く。)	なし	なし	対象外		
		上松町	乳幼児・児童	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		南木曽町	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		木曽村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		王滝村	乳幼児	83	入院:出生の日から中学校就学中の生徒 入院外:出生の日から中学校就学中の生徒	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	大桑村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		筑北村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		麻績村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		生坂村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		山形村	子ども	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		朝日村	乳幼児・児童	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		安曇野市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(入院・入院外とも)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		池田町	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
		松川村	乳幼児等	83	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		白馬村	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		小谷村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	松川町	乳幼児等	83	入院・入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		高森町	子ども	83	入 院：出生または転入日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生または転入日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		阿南町	乳幼児等	83	入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		阿智村	乳幼児等	83	入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		平谷村	乳幼児等	83	入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		根羽村	乳幼児等	83	入院、入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		下條村	乳幼児	83	入院：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		売木村	乳幼児・児童	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		天龍村	乳幼児・児童	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		泰阜村	乳幼児等	83	入 院：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を 助成		
		喬木村	乳幼児	83	入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	豊丘村	乳幼児・児童	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		大鹿村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		小布施町	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	小学生未満は、食 事標準負担額を助 成		
		高山村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の 1/2を助成		
		山ノ内町	こども	83	入院、入院外 18歳に到達後最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	小学校就学前まで 食事標準負担額の 2分の1を助成		
		木島平村	乳幼児及び児童 等	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		野沢温泉村	乳幼児等	83	入院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		信濃町	乳幼児等	83	出生から18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間の者	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の 1/2を助成		
		飯綱町	乳幼児等	83	出生の日から満18歳に達する日以降最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		小川村	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		栄村	乳幼児等	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者及び18歳以上20歳未満で高等学校 その他村長が認める施設に在学若しくは在校中の者(入院、入院外とも)	なし	なし	食事標準負担額を 助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	飯山市 (＊)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		阿智村 (＊)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担額を変更 (300円→なし) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		下條村 (＊)	乳幼児	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の 医療機関等	
		泰阜村 (＊)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大し食事療養費の取扱いを変更 (対象者:15歳→18歳に拡大、食事療養費:対象→対象外) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の 医療機関等	
		根羽村 (＊)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担を変更 (300円→なし) 入院、入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 5月診療分
		野沢温泉村 (＊)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		大町市 (＊)	乳幼児・児童	83	平成30年8月から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		王滝村 (＊)	乳幼児等	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大 (中学校就学中の生徒→18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) 出生の日から18歳に達する日以降の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関	
		朝日村 (＊)	乳幼児・児童	83	平成30年8月から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) 出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関	
		東御市 (＊)	乳幼児等	83	*平成30年8月から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
20	長野県	松本市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 入 院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		塩尻市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院・入院外対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		安曇野市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		駒ヶ根市 (*)	子ども	83	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し自己負担額を変更 (入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		南箕輪村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		伊那市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し自己負担額を変更 (入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		大桑村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		箕輪町 (*)	乳幼児・児童	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		辰野町 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担(入院・外来)を変更 (500円→なし) 出生した日または転入日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	上田市 （＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院、入院外の対象年齢を15歳まで→18歳までに拡大 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		岡谷市 （＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、15歳まで→18歳までに拡大 【入院・入院外】 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト あたり 500円	1レセプト 当たり 500円	食事標準負担額を 支給	県内の 医療機関等	
		諏訪市 （＊）	乳幼児・ 児童	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、15歳まで→18歳までに拡大 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト 当たり 500円	食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
		須坂市 （＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、15歳まで→18歳までに対象年齢を拡大 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト 当たり 500円	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	
		千曲市 （＊）	乳幼児	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、15歳まで→18歳までに拡大 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の 医療機関等	
		麻績村 （＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		山形村 （＊）	子ども	83	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、15歳まで→18歳までに拡大 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
		飯山市 （＊）	乳幼児等	83	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		青木村 （＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担（入院・外来） を 500円から0円に変更 入通院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		長野市 （＊）	子ども	83	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに変更） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	対象外	県内の 医療機関等	
		茅野市 （＊）	こども	83	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
		王滝村 （＊）	乳幼児等	83	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		下條村 （＊）	乳幼児	83	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更（300円→0円） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		山ノ内町 （＊）	こども	83	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 18歳到達後最初の3月31日まで	なし	なし	小学校就学前まで 食事標準負担額の 2分の1を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	飯田市 (※)	子ども	83	平成30年8月診療分から受託している子ども医療について自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→300円) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 300円	1レセプト あたり 300円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		中野市 (※)	乳幼児等	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大及び自己負担額を変更 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (「15歳年度末まで」→「18歳年度末」まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		上松町 (※)	乳幼児・児童	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児・児童医療について自己負担額を変更 入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:1レセプト500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		大鹿村 (※)	乳幼児等	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について自己負担額を変更 入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:1レセプト300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		松本市 (※)	乳幼児等	83	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
		長野市 (※)	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		高山村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		小川村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		木島平村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	野沢温泉村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		松川村 (※)	乳幼児等	83	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		塩尻市 (※)	乳幼児等	83	出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関	令和7年 4月診療分
		安曇野市 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		生坂村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
20	長野県	山形村 (※)	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		朝日村 (※)	乳幼児・児童	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関	令和7年 4月診療分
		高森町 (※)	子ども	83	出生または転入日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		豊丘村 (※)	乳幼児・児童	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		筑北村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		南木曾町 (※)	乳幼児	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
24	三重県	四日市市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	四日市市内の医療機関等	平成30年 4月診療分
		名張市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
		川越町	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
		伊賀市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
		津市	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	市内の医療機関等	平成30年 9月診療分
		亀山市	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		食事標準負担額を助成 ※ただし、住民税非課税世帯で標準負担額減額認定証を提示した場合のみ	市内の医療機関等	
		鳥羽市	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		志摩市	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		伊勢市	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		玉城町	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		度会町	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
24	三重県	大紀町	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適 用・標準負担額減 額認定証の提示に より標準負担額が 減額されている者に 限る	鳥羽市、志摩市、伊 勢市、玉城町、度会 町、大紀町及び南伊 勢町の医療機関等	平成30年 9月診療分
		南伊勢町	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	鳥羽市、志摩市、伊 勢市、玉城町、度会 町、大紀町及び南伊 勢町の医療機関等	
		朝日町	子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	四日市市、桑名 市、川越町、朝 日町、木曽岬町 及び菰野町の 医療機関等	
		桑名市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 9月診療分
		鈴鹿市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		尾鷲市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		熊野市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等 (訪問看護 ステーション除く)	
		いなべ市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		木曽岬町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		東員町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		菰野町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
24	三重県	多気町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 9月診療分
		明和町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		大台町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		紀北町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		御浜町	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等 (訪問看護 ステーション除く)	
		紀宝町	子ども	81	・未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象	県内及び和歌山県新 宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーショ ン除く) ※新宮市内は被用者 保険分のみ対象	
		四日市市 (*)	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市内一県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		伊賀市 (*)	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (伊賀市及び名張市内一県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		名張市 (*)	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (伊賀市及び名張市内一県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		川越町 (*)	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町一県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		亀山市 (*)	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大 (食事標準負担額を助成一対象外)(市内一県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
24	三重県	津市（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		伊勢市（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		鳥羽市（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		志摩市（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		朝日町（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		玉城町（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		度会町（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		大紀町（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		南伊勢町（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ＊所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
		四日市市（＊）	子ども	81	＊令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、所得制限なしに変更、小・中学生の対象医療機関を設定（対象者：6歳→15歳、所得制限あり→所得制限なし、対象医療機関：県内の医療機関等→6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等、小学生及び中学生…四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 ＊所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生：四日市市及び菰野町、朝日町、川越町の医療機関等	令和2年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
24	三重県	四日市市 (*)	子ども	81	*令和2年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小・中学生の対象医療機関を拡大 (6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者:県内の医療機関等、小学生及び中学生:四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし(生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 9月診療分
		川越町 (*)	子ども	81	*令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、小・中学生の対象医療機関を設定 (対象者:6歳→15歳(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)) (対象医療機関等:県内の医療機関等→未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)県内の医療機関等、小学生及び中学生(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)は、川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等) 15歳(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし(生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者:県内の医療機関等 小学生及び中学生(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者):川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等	
		鈴鹿市 (*)	子ども	81	*令和元年9月診療分から受託している子ども医療費助成の対象年齢を拡大 (未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)→中学校3年生までの者(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)に拡大) 中学校3年生までの者(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) *所得制限あり(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 9月診療分
		川越町 (*)	子ども	81	*令和3年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小・中学生の対象医療機関等を拡大 (対象医療機関等:川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等 → 小学生及び中学生(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)県内の医療機関等 *所得制限なし(生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者:県内の医療機関等 小学生及び中学生(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者):川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等 → 県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		桑名市 (*)	子ども	81	*令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
		名張市 (*)	子ども	81	*令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
		菰野町 (*)	子ども	81	*令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
24	三重県	御浜町 （＊）	子ども	81	＊ 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象医療機関等を拡大 （三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年 9月診療分
		伊賀市 （＊）	子ども	81	＊ 令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 9月診療分
		四日市市 （＊）	子ども	81	令和3年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		津市 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		亀山市 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		伊勢市 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		紀宝町 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等 （訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年 9月診療分
		志摩市 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		玉城町 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		川越町 （＊）	子ども	81	令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		度会町 （＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
24	三重県	南伊勢町 (*)	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		木曾岬町 (*)	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		大紀町 (*)	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
		鈴鹿市 (*)	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) *所得制限なし(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	大津市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども	40	小学校1年生から小学校6年生	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
		彦根市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども医療	40	小学校1年生から小学校3年生までの児童(9歳到達最初の3月31日までの子ども)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		長浜市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
		近江八幡市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども医療	40	就学から15歳到達後最初の3月31日まで(中学校卒業まで)	助成対象外	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		東近江市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども医療費助成	40	小学1年生～中学3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		草津市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども医療	40	小学1～3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者。以下同じ)	なし	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	守山市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども		小学1年生から3年生まで	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		栗東市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども	40	小学校1年生から小学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から9歳到達後の最初の3月31日まで)	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		野洲市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども医療	40	小学校1年生から3年生	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		湖南市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
		甲賀市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子育て応援医療	40	小学校1年生から小学校6年生年度末(12歳到達後の最初の3月31日)まで	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
			中学生通院医療	40	中学校1年生から中学校3年生年度末(15歳到達後の最初の3月31日)まで *所得制限あり	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		高島市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども	40	小・中学生(15歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	米原市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			児童・生徒	40	小学生から中学生まで(15歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		日野町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			小中学生	40	小学生、中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		竜王町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子ども医療	40	小学校1年生～中学校3年生(15歳到達後最初の3月末日まで)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		愛荘町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			あんしん子育て医療	40	小学校～中学校(15歳到達後の3月31日まで)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		豊郷町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子育て応援医療(町単)	40	小学生～高校生世代	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		甲良町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			小中学生	40	義務教育期間を対象	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	多賀町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分
			子育て応援医療	40	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
			子育て応援医療(重心)	41	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
			子育て応援医療(母子)	43	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
			子育て応援医療(父子)	44	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		湖南市	小中学生	40	小中学生(6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 9月診療分
		長浜市	子ども医療	40	・義務教育期間の子ども(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
		草津市 (*)	子ども医療	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) ・6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
		守山市 (*)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大)	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	栗東市 (*)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) 小学校1年生から小学校6年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで)	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
		野洲市 (*)	こども医療	40	*令和3年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) 小学校1年生から小学6年生	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
		甲賀市 (*)	子育て応援医療	40	*令和3年4月診療分から受託している子育て応援医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学6年生→小学1年生から小学3年生に拡大) 小学校1年生から中学3年生年度末(15歳到達後の最初の3月31日)まで	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
		甲良町 (*)	小中学生・高校生世代	40	*令和3年4月診療分から受託している小中学生医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小中学生医療→小中学生・高校生世代医療) (義務教育機関を対象→小学1年生から高校生世代に拡大) 小学1年生から高校生世代(18歳到達以後の3月31日)まで	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
		彦根市 (*)	子ども医療	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、小学3年生まで→小学6年生までに拡大 小学校(1年生から小学校6年生までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの子ども))	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 4月診療分
		近江八幡市 (*)	子ども医療	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、15歳まで→18歳までに拡大 小学1年生から18歳到達後最初の3月31日まで(高校生世代まで)	対象外(償還払)	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		草津市 (*)	子ども医療	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学6年生→小中学生および高校生等に拡大) ・6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		大津市 (*)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) ・15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		野洲市 (*)	子ども医療	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学6年生→小学1年生から中学3年生に拡大) 小学1年生から中学3年生 ・6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		米原市 (*)	児童・生徒等	40	*令和3年4月診療分から受託している児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (制度名:「児童・生徒」→「児童・生徒等」に変更) (小学1年生から中学生まで(15歳未満)→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) ・6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		守山市 (*)	子ども	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学6年生まで→中学3年生までに拡大) (15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者)	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		大津市	子ども(高校生世代)	40	高校生世代(義務教育終了翌日から18歳に到達する年度の末日まで) 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		彦根市	子ども(高校生世代)	40	15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	長浜市	子ども(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		近江八幡市	子ども医療(高校生世代)	40	令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		東近江市	子ども(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		草津市	子ども(高校生世代)	40	令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者) 法別40、実施機関番号400番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		守山市	子ども(高校生世代)	40	15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にあるもの 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		栗東市	子ども(高校生世代)	40	高校1年生から高校3年生まで(15歳到達後の最初4月1日から18歳到達後の最初の3月31日まで) *学校等への在学、就労、婚姻は問わない。 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		野洲市	子ども(高校生世代)	40	15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 上限月14,000円	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		湖南市	子ども(高校生世代)	40	15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		甲賀市	子ども(高校生世代)	40	15歳到達後、最初の4月1日から18歳到達後最初に迎える3月31日まで 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		高島市	子ども(高校生世代)	40	15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないもの 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	米原市	子ども(高校生世代)	40	令和5年10月診療分から助成内容を変更した児童・生徒等医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)まで(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		日野町	子ども(高校生世代)	40	高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		竜王町	子ども(高校生世代)	40	高校1年生世代から高校3年生世代(18歳年度末) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		愛荘町	子ども(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		豊郷町	子ども(高校生世代)	40	令和3年4月診療分から受託している子育て支援応援医療(町単)について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		甲良町	子ども(高校生世代)	40	令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生・高校生世代医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校1年生から高校3年生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		多賀町	子ども(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		彦根市 (*)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) (未就学児(6歳未満)→出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号500番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		彦根市 (*)	子ども医療	40	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を拡大 (小学校1年生から小学校6年生までの児童(12歳到達最初の3月31日までの子ども)→6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40 実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	長浜市 (＊)	子ども医療	40	*令和4年10月診療分から受託している子ども医療について、対象者の文言を変更 (義務教育期間の子ども(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)→小学生・中学生世代(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)) 小学生・中学生世代(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		近江八幡市 (＊)	子ども医療(小・中学生)	40	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を変更し入院の自己負担を変更 (「小学校1年生から18歳到達後最初の3月31日まで」→「小学校1年生から15歳到達後最初の3月31日まで(中学卒業まで)」に変更) (入院の自己負担:「対象外(償還払)」→「なし」に変更) 小学校1年生から15歳到達後最初の3月31日まで(中学卒業まで) 法別40、実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		東近江市 (＊)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) 未就学児(6歳未満)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		草津市 (＊)	子ども医療	40	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更 (「小中学生および高校生等」→「小中学生」に変更) ・6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者 法別40、実施機関番号900番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		栗東市 (＊)	子ども	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) 小学校1年生から中学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から15歳到達後の最初の3月31日まで) 法別40 実施機関番号900番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		野洲市 (＊)	子ども医療	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども医療」に変更) (「未就学児(6歳未満)」→「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」に変更) ・出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40 実施機関番号500番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		米原市 (＊)	小・中学生	40	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した児童・生徒等医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更 (制度名:「児童・生徒等」→「小・中学生」に変更) (対象者:「小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)」→「小学校1年生から中学校3年生(15歳年度末)まで」に変更) 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 法別40 実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
25	滋賀県	豊郷町 (＊)	子ども(乳幼児)	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども(乳幼児)」に変更) (「未就学児(6歳未満)」→「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号500番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		豊郷町 (＊)	子ども(小中学生) (町単)	40	*令和3年4月診療分から受託している子育て応援医療(町単)医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更 (制度名:「子育て応援医療(町単)」→「子ども(小中学生)(町単)」に変更) (「小学生～高校生世代」→「6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」) 6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		甲良町 (＊)	小中学生	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生・高校生世代医療について、制度名を変更し、対象者を変更 (制度名:「小中学生・高校生世代」→「小中学生」に変更) (「小学1年生から高校生世代を対象」→「小学1年生から中学校3年生」に変更) 小学校1年生から中学校3年生	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		多賀町 (＊)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) 未就学児(6歳未満)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	府内 各市町村	乳幼児医療	86	入 院:就学前まで 入院外:3歳未満 *所得制限あり *市町村によって年齢拡大あり、所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
27	大阪府	茨木市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (小学校1年生まで→小学校2年生までに拡大) 0歳～小学校2年生年度末(8歳到達後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成21年 11月診療分
27	大阪府	能勢町 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生までに拡大) 0歳～小学校3年生まで(9歳到達後の最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
27	大阪府	堺市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校3年生までに拡大) 0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
27	大阪府	阪南市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の所得制限の撤廃 (所得制限あり→所得制限なし) *平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大 (3歳未満→小学校就学前まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	岬町 (＊)	乳幼児 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大 (3歳未満→小学校就学前まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
27	大阪府	河南町 (＊)	乳幼児 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢の拡大 (中学校就学前まで→中学校3年生まで(15歳に達した日以降最初の3月31日まで) *平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生まで(12歳に達した日以降最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
27	大阪府	千早赤阪村 (＊)	乳幼児 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (小学校就学前→小学校6年生まで(12歳に達した日以降最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
27	大阪府	東大阪 (＊)	乳幼児・子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで) 入 院:15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで 入院外:0歳から6歳到達後の最初の3月末日(小学校就学前)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
27	大阪府	富田林市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 0歳～12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 9月診療分
27	大阪府	寝屋川市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 12歳に達した日以降最初の3月末日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達した日以降最初の3月末日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
27	大阪府	茨木市 (*)	乳幼児	86	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生までに拡大) 9歳到達後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成23年 11月診療分
27	大阪府	泉佐野市 (*)	乳幼児 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (4歳まで→6歳までに拡大) ・6歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校就学前)までの間にある者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 1月診療分
27	大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大) 入 院:0歳から小学校卒業年度末まで 入院外:0歳から小学校就学前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
27	大阪府	大東市 大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→就学前までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生修了前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
27	大阪府	高石市 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (入院:4歳未満まで→就学前までに拡大、入院外:4歳未満まで→就学前までに拡大) 入 院:小学校就学前まで 入院外:小学校就学前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	交野市 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校就学前までに拡大) 入 院: 満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外: 満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
27	大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (5歳まで→7歳までに拡大) 7歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学1年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
27	大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また所得制限の撤廃 (6歳まで→12歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なし) 0歳から12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
27	大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→7歳までに拡大) 0歳から小学1年生まで(7歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
27	大阪府	門真市 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入 院:満12歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者 入院外:満6歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。	○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。	食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
27	大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) 0歳～小学校3年生(9歳到達後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。	○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。	食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
27	大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (入院:就学前児童→中学校卒業年度末までに拡大) 入 院:中学校卒業年度末まで 入院外:就学前児童	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。	○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。	食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
27	大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳(中学校修了)までに拡大) 入院・入院外ともに15歳(中学校修了)までの者 *0～2歳は所得制限なし、3歳以上は所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。	○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。	食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 11月診療分
27	大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満6歳→満15歳(中学3年生修了)までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者 *所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。	○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。	食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成24年 11月診療分
27	大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (入 院:中学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) (入院外:小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *保険薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	河南町 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校卒業まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *保険薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
27	大阪府	千早赤阪村 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校卒業まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *保険薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
27	大阪府	茨木市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成23年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生年度末（12歳到達後の最初の3月31日）まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
27	大阪府	和泉市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （小学校1年生学年末まで→小学校3年生学年末までに拡大） 0歳から小学校3年生学年末まで（9歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
27	大阪府	四條畷市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大） 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
27	大阪府	岬町 （＊）	乳幼児等 （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学校卒業年度末まで→中学校卒業年度末までに拡大） 入 院：中学校卒業年度末まで（満15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者） 入院外：小学校就学前まで（満6歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
27	大阪府	泉大津市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （7歳まで→8歳までに拡大） 入院・入院外ともに8歳に達した日以後最初の3月31日まで（小学2年生修了まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
27	大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校卒業までに拡大) ・入院・入院外ともに中学校卒業(15歳到達年度末)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 3月診療分
27	大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学6年生(12歳到達後の最初の3月末日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
27	大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校第3学年修了前まで→小学校第6学年修了前までに拡大) 入院・入院外ともに小学校第6学年修了前(12歳に達する日以後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
27	大阪府	松原市 (*)	乳幼児 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 小学6年生まで(12歳到達後の最初の3月31日まで) 入院外: 6歳到達後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
27	大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (8歳まで→9歳までに拡大) 9歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学校3年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
27	大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
27	大阪府	高石市 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
27	大阪府	交野市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、制度名を変更 入 院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
27	大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→小学校卒業年度末までに拡大) 入 院:中学校卒業年度末まで 入院外:小学校卒業年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
27	大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生(12歳に達する日以後最初の3月31日)まで (入院外の小学校1年生から小学校6年生は、所得制限あり)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
27	大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大) 小学校卒業年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
27	大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→12歳までに拡大) 12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
27	大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入 院: 0歳から小学校6年生年度末まで 入院外: 0歳から小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
27	大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 出生の日から12歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 12月診療分
27	大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳到達後最初の3月31日) 小学生入院の所得制限を廃止	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成23年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→15歳までに拡大) 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
27	大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
27	大阪府	貝塚市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
27	大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に到達後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
27	大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
27	大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更し乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
27	大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
27	大阪府	大阪狭山市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (小学校第6学年修了前まで→中学校第3学年修了前までに拡大) 中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
27	大阪府	泉佐野市 (＊)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校4年生までに拡大) 小学校4年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
27	大阪府	岸和田市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学1年生まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
27	大阪府	寝屋川市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
27	大阪府	和泉市 (＊)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
27	大阪府	四條畷市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
27	大阪府	阪南市 (＊)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに12歳小学校卒業年度末日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→中学校卒業年度末までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで(15歳に達する日以降における最初の3月末日)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
27	大阪府	豊能町 (*)	乳幼児 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し食事標準負担額の助成内容を変更 (就学前まで→高校3年生までに拡大) (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに高校3年生まで(18歳到達後の最初の3月31日まで) ※所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
27	大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を一部撤廃 (所得制限あり→2歳まで所得制限なし) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで *0から2歳までは所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
27	大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
27	大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
27	大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を一部撤廃及び緩和し、食事標準負担額の助成内容を変更 (2歳まで所得制限なし→12歳まで所得制限なし) *0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 13歳(中学校就学)から15歳(中学校修了)までの所得制限を緩和	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の 医療機関等	平成27年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	枚方市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生→中学校3年生まで 入院外:小学校3年生→中学校3年生まで、に拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成27年 12月診療分
27	大阪府	高槻市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→対象外) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
27	大阪府	泉佐野市 (＊)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校4年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
27	大阪府	羽曳野市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
27	大阪府	摂津市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃、食事標準負担額の助成内容を変更 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外の小学校1年生から小学校6年生は、所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
27	大阪府	岸和田市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
27	大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
27	大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
27	大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
27	大阪府	田尻町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
27	大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業年度末まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
27	大阪府	茨木市（＊）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃（2歳まで所得制限なし→所得制限なし） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年12月診療分
27	大阪府	貝塚市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生修了まで→中学校3年生修了までに拡大） 中学校3年生修了まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
27	大阪府	松原市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
27	大阪府	四條畷市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分
27	大阪府	能勢町（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、食事標準負担額の助成内容を変更（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（食事標準負担額を助成→助成対象外に変更）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
27	大阪府	吹田市（＊）	子ども医療（府の事業の上乗せ分）	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで） *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
27	大阪府	松原市 （＊）	子ども （府の事業の上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
27	大阪府	和泉市 （＊）	子ども （府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年7月診療分
27	大阪府	門真市 （＊）	こども （府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→18歳までに拡大） 入院、入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年10月診療分
27	大阪府	大阪市 （＊）	こども （府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳（中学校修了）まで→18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までに拡大） 入院・入院外ともに、0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）まで 0歳から12歳（小学校修了）までは所得制限なし 12歳（中学校就学）から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までは所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年11月診療分
27	大阪府	箕面市 （＊）	子ども （府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院、入院外ともに18歳に達した日以後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
27	大阪府	泉南市 （＊）	子ども （府の事業の上乗せ分）	86	*平成20年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大（就学前児童→中学校3年生までに拡大） 入院：中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで） 入院外：就学前児童	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	八尾市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外・就学前児童→中学校卒業年度末までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *0歳は所得制限なし、1歳以上は所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成26年 12月診療分
27	大阪府	泉南市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前児童→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
27	大阪府	豊中市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,501円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成29年 11月診療分
27	大阪府	府内 各市町村 (＊)	乳幼児医療	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、対象年齢を拡大 就学前児童 *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	大阪市 (＊)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあるこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	堺市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成22年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	岸和田市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	豊中市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	池田市 (＊)	児童医療	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した児童医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 満15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・児童医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	吹田市 (＊)	子ども医療 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年2月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	泉大津市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 対象年齢を拡大 中学3年生修了(15歳に達した日以後最初の3月31日)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	高槻市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	貝塚市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 中学校3年生修了まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	守口市 (*)	子ども医療	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 中学校卒業まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	平成28年12月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成対象者を拡大 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *0歳は所得制限なし、1歳以上は所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年3月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 ・入院・入院外ともに中学校卒業(15歳到達年度末)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	柏原市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	羽曳野市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	門真市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成29年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 食事療養費を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	摂津市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 対象年齢を拡大 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	高石市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 小学校6年生年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	藤井寺市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 食事療養費を変更 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及 び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	交野市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 入院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	島本町 (*)	子ども医療	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 小学校卒業年度末までの児童 *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	豊能町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	忠岡町 (*)	子ども医療	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、対象年齢を拡大 0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	田尻町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	岬町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで(15歳に達する日以降における最初の3月末日)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成24年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者 *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
27	大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生年度末まで→中学校卒業年度末までに拡大) 中学校卒業年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 6月診療分
27	大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃、食事標準負担額の助成内容を変更 (1歳以上は所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	平成30年 7月診療分
27	大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事療養費の助成対象者を変更 入院・入院外ともに、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	平成30年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	堺市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日 まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
27	大阪府	岬町 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで(15歳に達する日以降における最初の3月末日)→18歳に達した 日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	令和元年 7月診療分
27	大阪府	池田市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した児童医療について、制度名及び助成内容を変更し、対象年齢 を拡大 (食事標準負担額を助成→対象外に変更) (満15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童→満18歳に到達した日以降最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
27	大阪府	河南町 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳に到達した日以降最初の3月31日まで→満18歳に到達した日以降最初の3月31日まで) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
27	大阪府	豊中市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童→18歳に達した日以降における最初の3月31日ま で) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和元年 11月診療分
27	大阪府	八尾市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年7月診療分から、助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和2年 1月診療分
27	大阪府	島本町 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業年度末までの児童→15歳到達後最初の3月31日まで) *15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和2年 1月診療分
注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。										

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	高槻市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
27	大阪府	吹田市 (＊)	子ども医療 (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
27	大阪府	門真市 (＊)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事療養費の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→対象外) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのこども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
27	大阪府	柏原市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から、助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳到達後最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
27	大阪府	大阪狭山市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 対象年齢を拡大 (中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
27	大阪府	太子町 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	池田市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	泉大津市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *中学3年生修了（15歳に達した日以後最初の3月31日）まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	泉佐野市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで） *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	和泉市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、食事療養費を変更 （入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最 初の3月31日まで） （食事標準負担額を助成→助成対象外） 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
27	大阪府	茨木市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで） *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	大阪狭山市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	大阪市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成30年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで 0歳から12歳（小学校修了）までは所得制限なし 12歳（中学校就学）から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までは所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1 日につき500円（月2日を限度） *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、そ れぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれ ぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500 円を超えるものは償還。		重度の身体又は知 的障がいがあり、か つ、食事療養標準 負担額減額認定証 の交付を受けてい るこどもの場合、食 事標準負担額を助 成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	貝塚市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び拡大対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) (中学校3年生修了まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
27	大阪府	柏原市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	交野市 (＊)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入 院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	門真市 (＊)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	河南町 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和元年10診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	河内長野市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	堺市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を 助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	島本町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和2年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *15歳到達後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	吹田市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	摂津市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	泉南市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	千早赤阪村 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	大東市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業(15歳到達年度末)まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	高石市 (＊)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業年度末まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	高槻市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	田尻町 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	忠岡町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童→18歳に達した日以降における最初の3月31日ま で) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30 年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療 対象者については、経過措置として平成33年3月31 日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和元年11 月診療分
27	大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和元年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	豊能町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *15歳到達後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、対象医療を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
27	大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、対象医療を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
27	大阪府	府内各市町村	乳幼児医療	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 就学前児童 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	岬町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和元年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額 を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	守口市 （＊）	子ども医療	86	＊平成30年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ＊中学校卒業まで ＊精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） ＊保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	八尾市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	＊令和2年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ＊18歳に達した日以降における最初の3月31日まで ＊精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） ＊保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年4月 診療分
27	大阪府	富田林市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ＊18歳に達した以後の最初の3月31日まで ＊精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） ＊保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
27	大阪府	茨木市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、入院時食事療養費を変更（中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）→18歳到達後の最初の3月31日まで）（食事標準負担額を助成→対象外） 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで ＊精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） ＊保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500		対象外	府内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
27	大阪府	大阪狭山市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院食事療養費の助成を変更。（食事標準負担額を助成→対象外） ＊18歳に達した日以降における最初の3月31日まで ＊精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） ＊保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年 11月診療分
27	大阪府	東大阪市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、助成内容を変更（15歳到達後の最初の3月末日（中学校卒業）まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） ＊18歳に達した日以降における最初の3月31日まで ＊精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） ＊保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降に おける最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
27	大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) 18歳に達した以後の最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和4年4月 診療分
27	大阪府	守口市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年4月 診療分
27	大阪府	交野市 (*)	こども医療 (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、助成内容を変更 (入 院:満12歳になった日以降最初の3月31日まで、入院外:満6歳になった日以降最初の3月31日まで→18 歳到達後最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
27	大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生修了→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3 月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
27	大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達した日以降における最初の3月末日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入 院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額 2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
27	大阪府	泉佐野市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達した最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
27	大阪府	忠岡町 (*)	子ども医療	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
27	大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及 び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	令和5年 4月診療分
27	大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
27	大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業(15歳到達年度末)まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	枚方市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
27	大阪府	岸和田市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで拡大） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
27	大阪府	松原市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
27	大阪府	大阪市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃 （12歳（中学校就学）から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までは所得制限あり→所得制限なし） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円（月2日を限度） *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
27	大阪府	河内長野市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
27	大阪府	島本町 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和6年7月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
27	大阪府	阪南市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
27	大阪府	高槻市 （＊）	子ども （府の事業の 上乗せ分）	86	*18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。） （自己負担額：入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度）→なし） （食事療養費：対象外→食事標準負担額を助成）	なし	なし	食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	神戸市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	・0歳～3歳の誕生日の属する月の月末まで:なし ・上記以外:1医療機関等あたり2割負担(1日400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
		姫路市 芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 小野市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 篠山市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		尼崎市	乳幼児等	80	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者600円)を限度に月2回 ※就学前は無料。	対象外	県内の医療機関等	
		西宮市	乳幼児等	80	0歳児及び1歳の誕生日の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
				81	1歳の誕生日の翌月1日から6歳到達後の3月31日までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		洲本市 西脇市 川西市 上郡町 香美町 新温泉町 朝来市 淡路市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		伊丹市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児:自己負担なし 就学児:1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
		赤穂市 佐用町 宍粟市	乳幼児等	81	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	三木市	乳幼児等	80	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 3月診療分
				81	県助成制度の対象とならない以下の者 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		高砂市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		三田市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割 負担上限1日400円(低所得者0円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
		多可町	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)対象外としている。 (償還払いのみ対応) *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		神河町	乳幼児等	81	高校等3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		南あわじ市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		豊岡市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
		宍粟市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→18歳までに拡大) 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 7月診療分
		尼崎市	乳幼児等	81	就学前の乳幼児等(ただし0歳児は除く。) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	三田市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、外来自己負担の変更 (所得制限超過者3割負担800円) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円(低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関	令和2年 7月診療分
			乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、外来自己負担の変更 (小1～小3:所得制限超過者3割負担800円) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円(低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関	令和2年 7月診療分
		佐用町 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児医療費助成について、現物助成の対象年齢を拡大(中学3年生→高校3年生) 高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関	令和2年 7月診療分
		新温泉町 (*)	こども	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児医療費助成について、対象年齢を拡大 (中学3年生→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関	令和2年 7月診療分
		川西市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *市単独制度(1歳以上の未就学児に限り、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関	令和2年 7月診療分
		淡路市	こども	48	小学4年生から中学3年生まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		淡路市	乳幼児等	81	小学3年生まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児等	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	神戸市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	・0歳～3歳の誕生日の属 する月の月末まで:なし ・上記以外:1医療機関等 あたり2割負担(1日400 円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		神戸市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負 担(1日400円)を限度に 月2回	対象外	県内の 医療機関等	
		姫路市 芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 小野市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 丹波篠山市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		姫路市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		尼崎市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日 800円(低所得者600円) を限度に月2回 ※就学前は無料。	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己 負担額の2/3	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	明石市 (*)	こども	81	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (中学3年生まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		西宮市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 0歳児及び1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
				81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (6歳到達後の3月31日まで→小学3年生まで) 1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以 降は一部負担金を徴収し ない。	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円) 未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		洲本市 西脇市 川西市 上郡町 香美町 新温泉町 朝来市 淡路市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	洲本市 西脇市 上郡町 香美町 朝来市 淡路市 南あわじ市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 丹波篠山市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		加西市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (中学3年生→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		伊丹市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児：自己負担なし 就学児：1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回】	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回】	対象外	県内の 医療機関等	
		赤穂市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	佐用町 （＊）	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		宍粟市 （＊）	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		三木市 （＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
				81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		高砂市 （＊）	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	川西市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (入院外・医療保険における自己負担額の1/3→なし) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		小野市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から高校3年生(高校在籍の有無に関係なく18歳到達の年度末まで) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		三田市 (*)	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割 負担上限1日400円(低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	48	*令和2年7月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円(低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
		多可町 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、所得制限を撤廃 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)対象外としている。 (償還払いのみ対応) *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大及び所得制限を撤廃 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (小学4年生から中学3年生→小学4年生から高校3年生まで) 小学4年生から高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)対象外としている。 (償還払いのみ対応) *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *20歳までの高校3年生について助成	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	神河町 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		香美町 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		新温泉町 (*)	こども	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) *小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		南あわじ市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) *小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		豊岡市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担を変更 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (外来自己負担備考「非課税世帯は無料」追加) *小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回 非課税世帯は無料	対象外	県内の 医療機関等	
			こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (外来自己負担備考「非課税世帯は無料」追加) *小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己 負担額の2/3かつ1医療 機関等ごとに月上限 1,600円 非課税世帯は無料	対象外	県内の 医療機関等	
		尼崎市 (*)	乳幼児等	81	*令和元年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) *就学前の乳幼児等(ただし0歳児は除く。) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以 降は一部負担金を徴収し ない。	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
		川西市 (*)	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) *小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *市単独制度(1歳以上の未就学児に限り、両親等の市(町村)民税 所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	三田市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から受託内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大、備考を追加 (小学4年生から中学3年生→入院:小学4年生から高校3年生※ ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民) 入院:小学4年生から高校3年生※ 外来:小学4年生から中学3年生 ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円(低所得者0円・所得制限超過者3割負担800円)を限度に月2回(高校生は対象外)	対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
		神戸市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から受託内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大 (中学3年生→18歳到達後の最初の3月31日) 入院:小学4年生から18歳到達後の最初の3月31日までにある者 外来:小学4年生から中学3年生) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担(1日400円)を限度に月2回(高校生世代は助成なし)	対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
		尼崎市	こども	48	入院:小学4年生から、高校3年生まで 外来:小学4年生から、中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日800円、月2回まで	対象外	県内の医療機関等	令和4年 7月診療分
		西脇市	乳幼児	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 県制度の所得制限を超過した者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 7月診療分
		西脇市	こども	48	小学4年生から高校3年生 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 県制度の所得制限を超過した者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 7月診療分
		尼崎市 (*)	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担を変更 (就学児の入院外を1日800円(低所得者600円)→1日400円(低所得者は無料)に変更) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日400円(低所得者は無料)を限度に月2回 ※就学前は無料	対象外	県内の医療機関等	令和4年 7月診療分
		尼崎市 (*)	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大し、入院自己負担額を変更 (就学前の乳幼児等(ただし0歳児は除く。)→小学校3年生まで) (定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しないーなし) 小学校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	なし	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	尼崎市 (*)	こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担を変更 (医療保険における自己負担額の2/3→1医療機関等あたり1日400円又は2割のうち、どちらか少ない額を限度に月2回(低所得世帯は無料)) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円又は2割のうち、どちらか少ない額を限度に月2回(低所得世帯は無料)	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		伊丹市 (*)	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、自己負担を変更 (未就学児:自己負担なし、就学児:1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回→なし】 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		伊丹市 (*)	こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、自己負担を変更 (1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回】→なし) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		加古川市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者) 小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		三木市 (*)	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→ 入院:0歳から高校3年生まで(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)、入院外:0歳から中学3年生まで) 県助成制度の対象とならない以下の者 入院:0歳から高校3年生まで(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 入院外:0歳から中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし ※高校生は助成対象外	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		加東市 (*)	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から、助成内容を変更している乳幼児等医療について、所得制限を撤廃する。〈備考*所得制限なしを追加〉 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		加東市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から、助成内容を変更しているこども医療について、所得制限を撤廃するとともに、助成対象年齢を拡大する。 (小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳の年度末、備考*所得制限なしを追加) 小学4年生から18歳の年度末 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	稲美町 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		播磨町 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		福崎町 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		たつの市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		豊岡市 (*)	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、自己負担を変更(外来:非課税世帯 は無料→非課税世帯・0～3歳児は無料) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 ※3歳児とは、4歳の誕生日の属する月の末日までをいう	なし	1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回 非課税世帯・0～3歳児は 無料	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		洲本市	こども	48	16歳から18歳 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 1月診療分
		西宮市	こども	48	小学4年生から中学3年生 所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上 高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割 負担限度月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以 降は一部負担金を徴収し ない。	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 1月診療分
		伊丹市	こども	48	入院・入院外とも、9歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者 ※生活保護の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		伊丹市	乳幼児	81	入院・入院外とも、出生の日から9歳に達する日以降最初の3月31日までの者 ※生活保護の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		川西市	こども	48	入 院:18歳到達後最初の3月31日までの者(所得超過の者) 入院外:15歳到達後最初の3月31日までの者(所得超過の者) (ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	南あわじ市	こども	48	小学4年生～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの 児童・生徒等 所得制限あり(県制度に準ずる) 生活保護法の適用を受けている者は対象外	負担なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		高砂市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用者は除外)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		市川町 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
		丹波市 (*)	こども	48	*令和3年7月から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 →小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		丹波市 (*)	乳幼児等	81	*令和3年7月から助成内容を変更している乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 ・小学3年生まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		淡路市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生まで ⇒小学4年生から高校3年生(18歳到達後の最初の3月末)まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		朝来市 (*)	こども	47	*令和3年7月診療分に助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		尼崎市 (*)	乳幼児	81	*令和4年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、入院外の負担金を変更 小学校3年生まで(ただし0歳児は除く。) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	なし	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回(就 学前は無料)	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		豊岡市 (*)	乳幼児等	80	*令和4年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の負担金を変更 小学3年生まで ・1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回非課税世帯・0～3歳児は無料⇒小学3年生まで無料	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		養父市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学校4年生から中学3年生まで→小学校4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある 者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		川西市 (*)	乳幼児	81	* 令和2年7月診療分から受託している乳幼児医療について、小学校1年生～小学校3年生の所得制限を撤廃 ・小学校3年生までの乳幼児等 ※市単独制度(1歳以上の未就学児に限り、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも 対象) ⇒小学校1年生～小学校3年生についても、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対 象に変更	なし		対象外	県内の 医療機関	令和5年 7月診療分
		神戸市 (*)	こども	48	*令和3年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 → 小学4年生から高校生世代(※) ※18歳到達後、最初の3月31日までの者。高等学校などに通っていない者も対象。 ・小学4年生から18歳到達後の最初の3月31日までにいる者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負 担(1日400円)を限度に 月2回	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	相生市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 → 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 12月診療分
		三田市 (*)	こども	48	* 令和3年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大（中学生まで→高校生期までに拡大） 入院、外来共に：小学4年生から高校3年生※ ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	低所得 0円 一般 1日2割400円 3日目以降0円 所得超過 1日3割800円 3日目以降0円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		太子町 (*)	こども	48	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院：小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		姫路市 (*)	こども	47	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を一部拡大及び所得制限を一部撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃し、15歳まで→18歳までに拡大) ○2人以下の子どもを養育している世帯 小学4年生から中学3年生※ (※中学校卒業後(16歳)から18歳までの入院は償還払い) *所得制限あり ○3人以上の子どもを養育している世帯 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限なし *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		姫路市 (*)	乳幼児	81	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を一部撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *3人以上の子どもを養育している世帯は所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		宝塚市 (*)	こども	48	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃し、対象者を拡大 (扶養者及び扶養者の配偶者の市民税課税所得額235,000円→所得制限なしに変更) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		宝塚市 (*)	乳幼児等	81	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、対象者を拡大 (扶養者及び扶養者の配偶者の市民税課税所得額235,000円→所得制限なしに変更) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	姫路市	こども	48	15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(所得制限なし) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		朝来市	こども	48	小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得基準(扶養義務者の市町村民税(所得割)額の合計が23万5千円)以上	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		朝来市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *1歳児からは所得基準(扶養義務者の市町村民税(所得割)額の合計が23万5千円)以上	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		芦屋市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃 (15歳まで→18歳までに拡大) 小学4年生から高校生相当まで (15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの者。)※高等学校等の在学有無は問わない *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	所得基準額(※)未満: なし 所得基準額(※)以上及 び高校生相当: 1医療機関等あたり 1日上限800円まで (3回目以降負担なし) ※保護者・扶養義務者 (父母等)のいずれかが、 市(区)町村民税所得割 額23万5千円以上の場合	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		芦屋市 (*)	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	0歳児(出生日から1歳の 誕生月の末日まで)及び 所得基準額(※)未満:な し 1歳以上で所得基準額 (※)以上: 1医療機関等あたり 1日上限800円まで (3回目以降負担なし) ※保護者・扶養義務者 (父母等)のいずれかが、 市(区)町村民税所得割 額23万5千円以上の場合	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		姫路市 (*)	こども	47	*令和6年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を変更 (18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→15歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更) 小学4年生から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	姫路市 (*)	乳幼児	81	*令和6年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃⇒全ての世帯の所得制限を撤廃に変更) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		三木市 (*)	子ども	81	*令和4年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大及び入院外の 自己負担金を変更 (0歳から中学3年生まで⇒0歳から高校生世代までに拡大) (自己負担(入院外) なし※高校生は助成対象外)⇒(自己負担 なし) ・18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
		香美町	乳幼児等	81	1歳から9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (所得制限を超過した者) *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分
		西宮市 (*)	乳幼児等	81	1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計 が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 (入院の自己負担額:定率1割負担 上限3,200円/月→なし)	なし	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分
		西宮市 (*)	こども	48	小学4年生から中学3年生 所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 (入院の自己負担額:定率1割負担 上限3,200円/月→なし)	なし	1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
28	兵庫県	赤穂市 （＊）	乳幼児等	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大） （扶養義務者等の市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算なし）→所得制限なし） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分
		尼崎市 （＊）	こども	48	9歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （入院外の対象年齢：15歳まで→18歳までに拡大） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 （入院外の自己負担：9歳に達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの 尼崎市の基準による所得区分で「特定」の者 800円→400円 15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 対象外→800円）	なし	・9歳に達する日以降の 最初の4月1日から15歳 に達する日以降の最初 の3月31日までの者 1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回 ・15歳に達する日以降の 最初の4月1日から18歳 に達する日以降の最初 の3月31日までの者 1医療機関等あたり1日 800円を限度に月2回 （低所得は自己負担なし）	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分
		尼崎市 （＊）	乳幼児	81	小学校3年生まで（ただし0歳児は除く。） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者 （入院外の自己負担：6歳に達する日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以降の最初の3月31日までの尼 崎市の基準による所得区分で「特定」の者 800円→400円）	なし	1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回 （就学前は自己負担な し）	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分
		豊岡市 （＊）	こども	47	小学4年生から中学3年生で以下の者 【区分Ⅰ】保護者の市民税所得割額の合計額が12万円未満の者 【区分Ⅱ】保護者の市民税所得割額の合計額が12万円以上23万5千円未満の者 （対象者：2つの区分に分割） （外来における1医療機関等あたりの自己負担額：上限1600円→（区分Ⅰ）なし、（区分Ⅱ）上限300円） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	【区分Ⅰ】 なし 【区分Ⅱ】 医療保険における自己 負担額の2/3かつ1医療 機関等あたり月300円を 限度	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
29	奈良県	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 山添村 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 大淀町 下市町 下北山村 上北山村	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		十津川村	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	500円 ※レセプト単位 ※歯科、薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		宇陀市	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		平群町 三郷町 斑鳩町 曽爾村 御杖村 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 川上村 東吉野村	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		生駒市 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
		奈良市	子ども	73	令和元年8月診療分から助成を開始した子ども医療について、対象年齢を拡大し、小中学生における公費負担者番号について新設 7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者	14日以上…1000円/レセプト 13日以下…500円/レセプト	1000円/レセプト	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
29	奈良県	上北山村 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		下市町 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		十津川村 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、医科レセプトに係る未就学児の一部負担金額を 無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		橿原市 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		下北山村 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		五條市 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→県内の医療機関及び県外の医療機関等に拡大) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等及び 和歌山県伊都医療圏 内(1市3町)の医療機 関等 「和歌山県橋本市、和 歌山県伊都郡(かつ らぎ町・九度山町・高 野町)」	令和5年 10月診療分
		桜井市	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		生駒市	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		香芝市	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
29	奈良県	川西町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		田原本町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		上牧町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		広陵町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		河合町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		野迫川村	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		十津川村	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		下北山村	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		上北山村	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		奈良市 (※)	子ども	73	※令和5年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者→7歳到達年度初め(小学校入学) から18歳年度末(高校生世代)までの者に拡大) ・7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		大和高田市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	・0歳から6歳まで500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ・7歳から18歳まで 1,000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
29	奈良県	大和郡山市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		天理市	子ども	73	令和元年8月診療分から受託している子ども医療について実施機関番号(73291049)を新設し、(73290041)の 自己負担額を変更 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし) *0番台は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *100番台は、小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の者)	負担なし	・0番台…なし ・100番台…1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		橿原市 (※)	子ども	73	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		五條市 (※)	子ども	73	令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、事業名を変更 (6歳まで→18歳までに拡大) (乳幼児→子ども) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等及 び 和歌山県伊都医療圏 内(1市3町)の医療機 関等 「和歌山県橋本市、和 歌山県伊都郡(かつ らぎ町・九度山町・高 野町)」	令和6年 8月診療分
		御所市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		葛城市	子ども	73	令和元年8月診療分から受託している子ども医療について実施機関番号(73291106)を新設し、(73290108)の 自己負担額を変更 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし) *0番台は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *100番台は、小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		宇陀市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(6歳ま で→18歳までに拡大) (外来 7歳から18歳まで1,000円を追加) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	・0歳から6歳まで500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ・7歳から18歳まで 1,000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		山添村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
29	奈良県	平群町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		三郷町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		斑鳩町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		安堵町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		三宅町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		曽爾村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		御杖村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		高取町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		明日香村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
29	奈良県	王寺町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		吉野町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		大淀町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (6歳まで→18歳までに拡大) (外来 7歳から18歳まで1,000円を追加) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	・0歳から6歳まで500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ・7歳から18歳まで 1,000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		下市町 (※)	子ども	73	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、事業名を変更し対象年齢を拡大 (乳幼児→子ども) (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		黒滝村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		天川村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		川上村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		東吉野村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	24市町※1	乳幼児	81	義務教育就学前まで	なし		対象外※2	県内の 医療機関等	平成18年 10月診療分
		和歌山市 新宮市 九度山町 那智勝浦町 太地町	乳幼児	81	義務教育就学前まで	なし		対象外※2	県内の 医療機関等	平成19年 8月診療分
		由良町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		日高川町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		紀の川市 広川町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 9月診療分
		岩出市 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入 院:12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:義務教育就学前まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		日高町 印南町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 1月診療分
		有田川町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を追加し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		紀美野町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		白浜町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		橋本市 (*)	乳幼児 及び小学生	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		かつらぎ町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		湯浅町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	

※1 19年8月から委託する5市町及び北山村を除く

※2 一部市町村において償還払いによる助成

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	印南町 (*)	乳幼児 子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		由良町 (*)	子ども	81	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		白浜町 (*)	子ども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→10歳までに拡大) ・10歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		白浜町 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (10歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
		美浜町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また、所得 制限の撤廃 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり→なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
		御坊市 (*)	乳幼児 及び子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者※所得制限あり					
		九度山町 (*)	乳幼児 及び就学児	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者※所得制限あり					
		みなべ町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者※所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 1月診療分
		古座川町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		すさみ町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		那智 勝浦町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		有田川町 (*)	乳幼児 子ども	81	*平成22年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療・子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 9月診療分
		美浜町 (*)	子ども	81	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		すさみ町 (*)	子ども	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
		海南市 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
		田辺市 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	日高川町 （＊）	子ども	81	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		紀の川市 （＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		美浜町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、制度名を変更 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 3月診療分
		橋本市 （＊）	乳幼児 及び 小中学生	81	*平成23年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療及び小学生医療について、制度名を変更し、対象 年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（所得制限あり）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		日高町 （＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		和歌山市	こども	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外 （償還払い による助成）	県内の 医療機関等	
		有田市	乳幼児・ 子ども	81	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入院6歳まで→15歳まで、外来12歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		田辺市	子ども	81	*平成25年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		県内 各市町村 （北山村除く） （＊）	乳幼児医療	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、訪問看護を対象とする 対象者については、各市町村の対象者を参照		なし		県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		御坊市 （＊）	乳幼児 及び子ども	81	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、所得制限を廃止 ・12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり→なし	なし		対象外		
岩出市 （＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、入院の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：義務教育就学前まで	なし		対象外				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	みなべ町 （＊）	子ども	81	*平成24年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
		白浜町 （＊）	子ども	81	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		太地町 （＊）	乳幼児 ・ 就学児	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし					
		海南市 （＊）	子ども	81	*平成25年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		上富田町 （＊）	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外：義務教育就学前まで					
		かつらぎ町 （＊）	子ども	81	*平成23年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳に拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		北山村	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		和歌山市 （＊）	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者			対象外		
		紀の川市 （＊）	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		串本町 （＊）	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
		紀美野町 （＊）	子ども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		茨木市 （＊）	こども （府の事業の 上乗せ分）	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃 （2歳まで所得制限なし→所得制限なし） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	平成28年 12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	太地町 (*)	乳幼児・ 就学児	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・就学児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		古座川町 (*)	子ども	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし			
		新宮市 (*)	子ども	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		岩出市 (*)	子ども	81	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学生以上の自己負担限度額を設定 (入院外:義務教育就学前まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		義務教育就学前まで: 負担金なし 小学生以上: 定率1割 (限度額26,700円/月まで)	対象外	岩出市の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		田辺市 (*)	子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:6歳→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		高野町 (*)	乳幼児	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 1月診療分
		広川町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療・子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		有田川町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成24年9月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(婚姻している者及び婚姻の届け出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者、離婚した者は除く。)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 9月診療分
		上富田町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳→15歳に拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		湯浅町 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
		かつらぎ町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	美浜町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	*平成27年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
		由良町 （＊）	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		有田市 （＊）	子ども	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		橋本市 （＊）	乳幼児医療及び 子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （乳幼児及び小学生→乳幼児及び子ども） （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・所得制限あり	—	—	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		九度山町 （＊）	子ども	81	*平成23年8月診療分から受託している乳幼児及び就学児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		高野町 （＊）	こども	81	*平成30年1月診療分から受託している就学児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		和歌山市 （＊）	こども	81	*平成28年8月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		白浜町 （＊）	こども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療費について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		海南市 （＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		那智勝浦町 （＊）	子ども	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		新宮市 （＊）	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		岩出市 （＊）	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額（入院外）を変更し、対象年 齢を拡大 （小学生以上：定率1割→なし） （15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
30	和歌山県	串本町 （＊）	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		上富田町 （＊）	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
31	鳥取県	県内 各市町村	小児医療	85	小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯:上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円(上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		県内 各市町村 (*)	小児医療	85	*平成20年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢の拡大(小学校就学前→中学校卒業まで) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者			対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		県内 各市町村 (*)	小児医療	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大(中学校卒業まで→18歳まで) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯:上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円(上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		県内 各市町村 (*)	小児医療	85	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、患者負担額を無償化 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
32	島根県	大田市	子ども	90	小学校就学後から中学校卒業の3月末までの者	3割負担 1医療機関 2,000円/月を限度	3割負担 1医療機関 1,000円/月を限度 *薬局・訪問での自己負担なし	対象外	大田市内の医療機関等及び特定の県内医療機関等	平成22年7月診療分
		大田市 (*)	子ども	90	*平成22年7月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (自己負担3割 1医療機関の上限が入院2,000円/月、入院外1,000円/月→自己負担なしに変更) 小学校就学後から中学校卒業の3月末までの者	なし		対象外	大田市内の医療機関等及び特定の県内医療機関等	平成25年10月診療分
		大田市 (*)	子ども	90	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	なし	なし	対象外	大田市内の医療機関等及び特定の県内医療機関等	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
33	岡山県	県内 各市町村	乳幼児	85	1. 県の基準 入院・入院外＝義務教育就学前までの乳幼児 2. 市町村 県の基準に上乗せ(市町村により異なる)	義務教育就学前までは、全市町村自己負担なし ただし、赤磐市の小学1年生～3年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)		対象外	県内の 医療機関等	平成18年 10月診療分
		奈義町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
		総社市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		奈義町 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成19年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
		新見市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(ただし、今回の対象年齢の拡大(中学校1年生～3年生)については、平成21年4月診療分 に遡るため、平成21年4・5・6月診療分については償還払いにより助成)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 7月診療分
		赤磐市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで					
		真庭市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
		赤磐市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 (年齢:小学校6年生まで → 中学校3年生までに拡大) (負担額:小学校1年生から6年生まで1割負担→なし) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 12月診療分
		玉野市 矢掛町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		井原市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで					
		里庄町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (10歳未満まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで					
		鏡野町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
33	岡山県	県内 各市町村 (*)	乳幼児 (県の基準)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (義務教育就学前まで→小学6年生までに拡大) 入 院:小学6年生まで 入院外:義務教育就学前までの乳幼児	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		津山市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
		早島町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
		笠岡市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで					
		高梁市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→18歳までに拡大) 入院、入院外とも満18歳に達した以後の最初の3月31日まで(ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。)					
		備前市 瀬戸内市 西粟倉村 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
		浅口市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (10歳未満まで→中学校3年生までに拡大) 入院、入院外とも中学校3年生まで					
		岡山市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→中学3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		倉敷市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで					
		井原市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
		早島町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで					
		吉備中央町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
33	岡山県	津山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 （就学前まで→小学校3年生までに拡大、自己負担なし→小1～3年生は1割負担） 入 院：中学校3年生まで（満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 入院外：小学校3年生まで（満9歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1～3年生までは、1割負担（限度44,400円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
		瀬戸内市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入 院：小学校6年生まで→中学3年生までに拡大） （入院外：義務教育就学前まで→中学3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
		津山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1～6年生までは、1割負担（限度44,400円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		早島町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし				
		里庄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
		西栗倉村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院：小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大、入院外：就学前まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
		備前市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 入 院：中学3年生まで 入院外：義務教育就学前まで					
		奈義町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ）	85	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→高校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに高校3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
		備前市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （義務教育就学前まで→中学3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		津山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学生以上は1割負担（限度44,400円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		笠岡市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし				
		早島町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
33	岡山県	県内 各市町村 （＊）	子ども	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照		全市町村自己負担なし ただし、津山市の小学生 以上については自己負担1割（限度額44,400円/月）		県内の指定訪問 看護ステーション	平成26年 10月診療分
		倉敷市	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		和気町	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで）	なし				
		吉備中央町	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、社会保険本人を除く	なし				
		岡山市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 （就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担 （1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで）	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		矢掛町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く	なし				
		新庄村 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで）					
		久米南町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成20年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く					
		備前市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 1月診療分
		津山市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担額を変更 （小学生以上1割負担→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 7月診療分
		勝央町 美咲町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		赤磐市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	85	*平成21年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び患者負担額を変更 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く	中学校3年生までは負担なし ただし、高校生等は1割負担				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
33	岡山県	総社市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	小学6年生までは負担なし ただし、中学1年生～3年生までは1割負担	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 7月診療分
		井原市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生→18歳に達した日以後の最初の3月31日までに拡大） 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ・社会保険本人は除く ・所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		鏡野町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→満18歳に達した日以降後の最初の3月31日まで） 満18歳に達した日以降後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		新見市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢の拡大 （中学校3年生まで→満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで *社会保険被保険者本人は除く。 *満15歳に達した日以降の最初の4月1日からの者の現物給付扱いは令和2年6月診療分から、償還給付扱いは令和2年4月診療分から	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		瀬戸内市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳まで） 入院・入院外ともに満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		美作市 （＊）	若年者 （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		西栗倉村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （4月1日が誕生日の方は満17歳の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		里庄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		浅口市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
33	岡山県	総社市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成30年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院外 小学生まで→中学生までに拡大） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		真庭市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
		倉敷市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （入院外 小学生まで→中学生までに拡大） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		早島町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・婚姻している者及び社会保険被保険者本人は除く	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		岡山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→高校生等まで拡大） 入 院：高校生等まで（高校生等とは、在学、婚姻の有無にかかわらず満18歳に達した日移行の最初の3月31日までの者） 入院外：小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担（1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで）	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		玉野市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・外来ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・婚姻している者、社会保険本人を含む	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		岡山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 （入院外：小学校6年生まで→高校生等までに拡大） （入院外 小学生 自己負担1割→自己負担なし） ・満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 （入院外 中学生 自己負担3割→自己負担1割） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 （入院外 高校生等 自己負担3割→自己負担1割） （中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料） ・高校生等まで※ ※高校生等とは在学、婚姻の有無にかかわらず満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	小学生までは負担なし 中学生～高校生等までは、定率1割負担 （1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで） ※中学生及び高校生等の通院医療費の月額上限額は44,400円 ※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		津山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成29年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） 入院・入院外ともに満18歳まで ・18歳までとは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までを指す ・婚姻している者、社会保険本人も対象に含む	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		赤磐市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を変更し、患者負担額を変更 （入院・外来ともに満18歳まで） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・「婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く」を削除 ・高校生等 1割負担→自己負担なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	広島市	乳幼児	90	1.就学前まで 2.発達障害(*)と診断された小学校1・2年生 (*発達障害者支援法に規定する発達障害をいう)	乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等は自己負担なし その他の者は、医療機関等ごとに月14日を限度に1日500円	乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等は、医療機関等ごとに月4日を限度として初診料算定時1日500円 その他の者は、医療機関等ごとに月4日を限度として1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		廿日市市	乳幼児	90	就学前まで	なし				
		熊野町	乳幼児	90	入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
		府中町	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
		三次市 世羅町 神石高原町	乳幼児	90	中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
		三原市 庄原市 大竹市 安芸高田市 安芸太田町	乳幼児	90	小学校6年生まで					
		竹原市 尾道市	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:小学校3年生まで					
		呉市 福山市 府中市 東広島市 海田町 坂町 北広島町	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
		江田島市	乳幼児	90	小学校3年生まで					
		大崎上島町	乳幼児	90	就学前まで					
		竹原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外とも小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 6月診療分
		海田町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	坂町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について自己負担額の変更 (1日500円→1日200円に変更) 入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		安芸高田市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに:中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		安芸太田町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→18歳到達後最初の3月31日までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
		北広島町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		庄原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
		尾道市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		神石高原町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
		三原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
		府中市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		東広島市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
		大崎上島町 (*)	乳幼児	90	平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	尾道市 （＊）	乳幼児	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （入院外：小学校3年生まで→小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分
		三次市 （＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		大竹市 （＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生まで					
		江田島市 （＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		廿日市市 （＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 （入 院：就学前まで→中学校3年生までに拡大） （入院外：就学前まで→小学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで	未就学児は 自己負担なし 小学生以上は 月14日を限度に 1日500円	未就学児は 自己負担なし 小学生以上は 月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		北広島町 （＊）	乳幼児	90	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで					
		安芸高田市 （＊）	乳幼児	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで					
		世羅町 （＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	なし	1 保護者の所得額が基準額未満 月4日を限度に 初診料算定時1日500円 2 保護者の所得額が基準額以上 （1）未就学児 月2日を限度に 1日1,000円 （2）小学校1年生から小学校3年生 月2日を限度に 1日1,500円 （3）第三子以降の子ども 月4日を限度に 初診料算定時1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 1月診療分
広島市 （＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 （入 院：就学前まで→中学校3年生までに拡大） （入院外：就学前まで→小学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生 入院外：小学校3年生							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	府中町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) (入院外:就学前まで→小学校6年生まで)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		東広島市 (*)	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
		呉市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		尾道市 (*)	乳幼児	90	*平成28年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
		海田町 (*)	乳幼児	90	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:就学前まで→小学校3年生まで) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 1月診療分
		福山市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を変更し対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生、通院:就学前→入院・通院とも中学校3年生に拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		坂町 (*)	乳幼児	90	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し自己負担を変更 (入院:小学校6年生→中学校3年生、通院:就学前まで→小学校6年生に拡大、自己負担:200円→500円に変更) 入 院:中学校3年生まで 通 院:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		竹原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 入 院:中学校3年生まで 通 院:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 7月診療分
		廿日市市 (*)	子ども	90	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名称を変更し対象年齢を拡大 (制度名称:乳幼児等医療費→子ども医療費) (通 院:小学校3年生まで → 小学校6年生まで) 入 院:中学校3年生まで 通 院:小学校6年生まで	未就学児は自己負担なし 小学生以上は 月14日を限度に 1日500円	未就学児は無料 小学生以上は 月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		東広島市 (*)	乳幼児	90	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (入院外:小学校3年生まで→小学校6年生まで) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		海田町 (*)	乳幼児	90	*平成30年1月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (通 院:小学校3年生まで→小学校6年生まで) 入 院:中学校3年生まで 通 院:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	広島市 (*)	乳幼児	90	*平成29年1月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大及び自己負担額の変更 (通院: 小学校3年生まで → 小学校6年生まで) ((1) 未就学児 月2日を限度に1日1,000円→初診料算定時1日1,000円を限度(月2回まで)) 入院: 中学校3年生まで 通院: 小学校6年生まで	自己負担なし	1 保護者の所得額が基準額未満 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 (1) 未就学児 初診料算定時1日1,000円を限度(月2回まで) (2) 小学校1～6年生 1日1,500円を限度(月2日まで) ※初診料算定時に限らない。 (3) 第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
		大崎上島町 (*)	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		尾道市 (*)	乳幼児	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳まで) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		熊野町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院: 未就学児まで→中学校3年生まで	なし(無料)→ 月14回を限度に1日500円	なし(無料)→ 月4回を限度に1日500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
		江田島市 (*)	乳幼児	90	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院: 小学校6年生まで→中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
		坂町 (*)	乳幼児	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院: 小学校6年生まで→中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円→ (住民税課税世帯) 月14回を限度に1日500円 (住民税非課税世帯) なし(無料)	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし→ (住民税課税世帯) 月4回を限度に1日500円 (住民税非課税世帯) なし(無料)	対象外	県内の 医療機関等	令和5年4月 診療分
		庄原市 (*)	乳幼児	90	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月14日を限度に 1日500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	東広島市 (*)	乳幼児	90	*令和3年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 入院(中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 外来(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大)	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		呉市 (*)	乳幼児	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大 (制度名:乳幼児等医療費助成制度→こども医療費助成制度) 入院(中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 外来(小学校6年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		竹原市 (*)	乳幼児	90	*平成2年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 入院(中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 外来(小学校6年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		三原市 (*)	乳幼児	90	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		府中市 (*)	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		大竹市 (*)	乳幼児	90	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		大崎上島町 (*)	こども	90	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名を変更 (制度名:乳幼児等医療費助成制度→こども医療費助成制度) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		海田町 (*)	乳幼児	90	* 令和4年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、通院の対象年齢を拡大 (通院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		府中町 (*)	乳幼児	90	* 平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、通院の対象年齢を拡大 (通院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		坂町 (*)	こども医療費	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	(住民税課税世帯) 月14日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯) なし(無料)	(住民税課税世帯) 月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯) なし(無料) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		江田島市 (*)	こども	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大 (制度名:乳幼児等医療費支給制度→こども医療費支給制度) (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		神石高原町 (*)	乳幼児	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について一部負担金を変更 (自己負担 500円→なし) 18歳到達後最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		廿日市市 (*)	こども	90	*令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (入院:中学3年生まで、通院:小学校6年生まで→入院・通院とも18歳までに拡大) 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	未就学児は無料 小学生以上は1医療機関につき1日500円 同一医療機関月14日を限度	未就学児は無料 小学生以上は1医療機関につき1日500円 同一医療機関月4日を限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
34	広島県	東広島市 (*)	こども	90	*令和5年8月診療分から受託している乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大 (制度名:乳幼児等医療→こども医療) 0歳～18歳になる年度の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		広島市 (*)	こども	90	*令和4年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (通院:小学6年生まで→中学3年生までに拡大)	なし	1 保護者の所得額が基準額未満 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 未就学児は初診算定時1日1,000円を限度(月2回まで) 小学1年から中学3年生は1日1,500円を限度(月2回まで) 第三子以降の子どもは初診料算定時1日500円を限度(月4回まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
		熊野町 (*)	こども	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (入院・通院:中学校3年生まで→18歳到達後最初の3月31日までに拡大)	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	県内 各市町村	乳幼児	45	満7歳に達する日の属する月の末日までにある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※2)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※3) *薬局での自己負担なし	対象外※1	県内の 医療機関等	平成20年 2月診療分
		阿南市 阿波市 佐那河内村 神山町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	県の対象者年齢を拡大 阿南市…満9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 阿南市以外…満9歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者	なし				
		阿南市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 神山町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者	なし				
		上勝町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		石井町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満9歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし				
		佐那河内村 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中学校修了までの者)	なし				
		神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学校修了までの者)	なし				
		那賀町 (*)	乳幼児 (県の基準)	45	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *償還払いとしていた、3歳以上の者について、今回、現物給付へ拡大する 満7歳に達する日の属する月の末日までにある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※2)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※3) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 9月診療分
			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	*県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者	なし				
		阿波市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳の誕生日の前日の属する月の月末までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
		勝浦町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (小学校修了までの者)	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		美波町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (小学校修了まで者)					
		神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学校修了まで者)	なし				

※1 一部市町村において償還払いによる助成

※2 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者は600円とする。

※3 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	美馬市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学校修了までの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 9月診療分
			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	*県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:満6歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から満7歳の誕生日の前日の属する月の末日まで の間にある者 入院外:満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から満7歳の誕生日の前日の属する月の末日まで の間にある者					
		県内 各市町村 (*)	乳幼児 (対象年齢 の拡大)	45	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 小学校3年生修了まで (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※4)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※5) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 11月診療分
		阿波市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (満12歳の誕生日の前日の属する月の月末まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで	なし				
		上板町 吉野川市 海陽町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし			
		つるぎ町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	なし				
				48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者					
		阿南市 阿波市 上勝町 佐那河内村 神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者					
		那賀町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成20年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者					
		美馬市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成21年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者					
		石井町 牟岐町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		板野町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から中学校修了まで	なし				
			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				

※4 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。

※5 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	北島町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
		藍住町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から中学校修了まで					
		東みよし町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		石井町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了まで) 小学校4年生から中学校修了まで					
		阿南市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了まで) 小学校4年生から小学校修了まで	なし				
		上勝町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了まで) 小学校4年生から中学校修了まで					
		那賀町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
		勝浦町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 小学校4年生から中学校修了まで	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		松茂町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了までの者	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
		海陽町 (*)	子どもあゆみ 医療 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校修了までの者→中学校修了までの者に拡大) 小学校4年生から中学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
		徳島市 阿南市 阿波市 吉野川市 三好市 上勝町 佐那河内村 牟岐町 松茂町 北島町 板野町 つるぎ町 東みよし町 (*)	乳幼児等	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※6)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※7) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		海陽町 (*)	子ども あゆみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					

※6 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※7 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	鳴門市 小松島市 勝浦町 石井町 神山町 藍住町 上板町 美波町 (*)	子ども はぐくみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※6)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※7) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		那賀町 (*)	こども はぐくみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
		美馬市 (*)	美馬市 みまっこ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
		美波町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学校修了までの者)→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		上板町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校4年生から小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者					
		勝浦町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで					
		石井町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで					
		神山町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで	なし				
		藍住町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		阿南市 阿波市 上勝町 佐那河内村 板野町 (*)	乳幼児等 (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
		勝浦町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者					

※6 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※7 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	つるぎ町 （＊）	乳幼児等 （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		神山町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
		那賀町 （＊）	こども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
		美馬市 （＊）	美馬市 みまっこ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
		吉野川市 （＊）	子ども はぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※6）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 11月診療分
			子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		牟岐町 （＊）	子ども はぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※6）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 1月診療分
			子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		阿南市 （＊）	こどもの 医療	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※8）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
			こどもの 医療 （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
			こどもの 医療 （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者					

※6 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※7 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※8 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※9 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	板野町 (＊)	子ども はぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※8)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※9) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
			子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者	なし				
			子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更 中学校修了までの者	なし				
		美馬市 (＊)	美馬市 みまっこ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年9月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		つるぎ町 (＊)	乳幼児等 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者	なし				
		東みよし町 (＊)	子ども はぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※8)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※9) ※薬局での自己負担なし			
			子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		勝浦町 (＊)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども (婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
		三好市	子どもはぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	中学校修了まで(所得制限あり)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		三好市 (＊)	子ども はぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※10)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※11) ※薬局での自己負担なし			
		佐那河内村 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども (婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く)	なし				

※8 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※9 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※10 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※11 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	北島町 （＊）	北島町子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
		阿波市 （＊）	あわっ子 はぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （小学校6年生修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		神山町 （＊）	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）					
		那賀町 （＊）	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （小学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）					
		美波町 （＊）	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		海陽町 （＊）	子どもあゆみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子どもあゆみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		阿南市 （＊）	こどもの医療 （県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし				
		牟岐町 （＊）	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		徳島市 小松島市	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	中学校修了まで （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		鳴門市	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	中学校修了までの者					
		松茂町 （＊）	子どもはぐくみ （県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年7月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	三好市 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成26年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 （中学校修了まで→18歳までに拡大） （所得制限あり→所得制限なし） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		つるぎ町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活保護法 （昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者又は社会保険各法による被保険者で勤労 者を除く）	なし				
		東みよし町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
		佐那河内村 （＊）	子ども はぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 （乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	5歳まで（6歳に達する日 の属する月まで） なし 6歳に達する日の属する 月の翌月の初日から小 学校修了までの間に ある者 600円	2歳まで（3歳に達する日 の属する月まで） なし 3歳に達する日の属する 月の翌月の初日から小 学校修了までの間に ある者 600円 ※薬局での自己負担なし			
			子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 （乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法によ る被保険者で勤労者を除く）	なし				
			子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 （乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
		阿波市 （＊）	あわっ子 はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したあわっ子はぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		上板町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		阿南市 （＊）	こどもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこどもの医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	阿波市 上勝町 つるぎ町 (*)	乳幼児等 (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		佐那河内村 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
		神山市 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
		那賀町 (*)	こども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこどもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
		板野町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	48	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
		藍住町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		板野町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成25年4月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大し自己負担を変更 (対象年齢:中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大、自己負担:なし→15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者1レセプト600円に変更) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	・15歳に達する日以後最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者 1レセプト600円	・15歳に達する日以後最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者 1レセプト600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		美馬市 みまっこ (県の事業の 上乗せ分)	美馬市 みまっこ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く)	12歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし 12歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円	12歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし 12歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 9月診療分
		石井町 (*)	子ども はぐくみ (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 中学校1年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	上勝町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳まで） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		牟岐町	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		美波町	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		牟岐町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更 （600円→なし） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		美波町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更 （600円→なし） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		吉野川市 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成24年11月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		上板町	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		上板町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	47	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更 （600円→15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし、15歳に達する日以降最初の4月1日 から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円に変更） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・15歳に達する日以降最 初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最 初の4月1日から18歳に 達する最初の3月31日ま での者 1レセプト600円	・15歳に達する日以降最 初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最 初の4月1日から18歳に 達する最初の3月31日ま での者 1レセプト600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		松茂町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	47	平成29年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		北島町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	47	平成27年7月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		小松島市 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	47	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		徳島市 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	47	*平成29年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		小松島市	子どもはぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 者			対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		松茂町	子どもはぐくみ （県の事業の上乗 せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 者			対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
36	徳島県	東みよし町	子どもはぐくみ (県の事業の上乗 せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		海陽町	子どもあゆみ (県の事業の上乗 せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		県内 各市町村 (*)	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大、入院の自己負担額を変更、所得制限を撤廃 (小学校修了までの者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) (入院自己負担 600円→なし) (所得制限あり→所得制限なし) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	なし	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上) ※薬局での自己負担なし	対象外 ※1	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		阿南市 (*)	こどもの医療 (県の事業の上乗 せ分)	48	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこどもの医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の基準の患者負担額600円(入院外のみ)を助成 入 院:徳島県(法別45)の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		勝浦町 (*)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗 せ分)	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の基準の患者負担額600円(入院外のみ)を助成 入 院:徳島県(法別45)の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		上勝町 佐那河内村 神山町 板野町 阿波市 つるぎ町 那賀町 (*)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗 せ分)	48	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の基準の患者負担額600円(入院外のみ)を助成 入 院:徳島県(法別45)の助成対象範囲の拡大に伴い、各市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		牟岐町 美波町 (*)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗 せ分)	48	*令和3年7月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の基準の患者負担額600円(入院外のみ)を助成 入 院:徳島県(法別45)の助成対象範囲の拡大に伴い、各市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		上板町 (*)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗 せ分)	48	*令和4年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、助成内容を変更 県の基準の患者負担額600円(入院外のみ)を助成 入 院:徳島県(法別45)の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		美馬市 (*)	美馬市みまっこ (県の事業の上乗 せ分)	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した美馬市みまっこ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の基準の患者負担額600円(入院外のみ)を助成 入 院:徳島県(法別45)の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		県内 各市町村	子どもはぐくみ (県の事業の上乗 せ分)	47	徳島県(法別45)の助成対象範囲を入院・通院とも18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大したことに伴い、各市町村の上乗せ分「47.36.***」の取扱いを終了	令和6年3月診療分までの取扱い				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
37	香川県	13市町※1	乳幼児	80	6歳に達した日の属する月の末日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 8月診療分
		高松市 普通寺市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	小学校就学前までの者					
		三豊市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	9歳に達した日の属する月の末日まで					
		多度津町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	7歳に達した日の属する月の末日まで					
		綾川町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→7歳までに拡大) 満7歳に達する日の属する月の末日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		丸亀市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (満6歳未満→満7歳未満までに拡大) 満7歳に達した日の属する月末までの者(1日生まれは誕生月の前月末日まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 8月診療分
		坂出市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象者の拡大 年齢6歳に達した日の属する月の末日(誕生した日が月の初日であるときはその前日)までの者 →6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		三豊市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象者の拡大 (9歳誕生月末まで→15歳年度末までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		土庄町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→6歳に達した日以後の最初の3月31日まで拡大) 6歳に達した日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		直島町 小豆島町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→小学校就学前までの者に拡大) 小学校就学前までの者					
		7市町※2	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→小学校就学前までの者に拡大) 小学校就学前までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
		綾川町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象者の変更 (満7歳に達する日の属する月の末日までの者→満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者に変更) 満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 ※小学校就学から中学校卒業までの者は償還払いで助成	なし		対象外	県内の 医療機関等	

※1 香川県内17市町中、高松市・普通寺市・三豊市・多度津町を除く
※2 観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、琴平町、まんのう町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
						入院	入院外				
37	香川県	坂出市 (＊)	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (満6歳到達後の最初の3月31日まで→満15歳到達後の最初の3月31日までに拡大) 入 院: 満15歳到達後の最初の3月31日(中学校3年生修了)までにある者(所得制限なし) 入院外: 満6歳到達後の最初の3月31日(小学校就学前)までにある者(所得制限なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分	
		三木町 (＊)	子育て支援	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満6歳に達した以後の最初の3月31日まで→満15歳に達した以後の最初の3月31日までに拡大) 満15歳に達した以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの間にある者(所得制限なし)	なし					
		丸亀市 (＊)	こども (県の事業の 上乘せ分)	80	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満7歳未満まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの間にある者(所得制限なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分	
		高松市	小児	81	入院: 小学1年生(6歳就学後)から中学3年生(15歳誕生日後最初の3月31日まで4月1日生まれは誕生日の前 日)まで *生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の 医療機関	平成26年 8月診療分	
		直島町	子ども	81	15歳に到達した年度の末日までの児童	なし		対象外	県内の 医療機関等		
		坂出市 (＊)	子ども	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了)までの者(所得制限なし)	なし					
		土庄町 (＊)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者	なし					
		小豆島町 (＊)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業(満15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの者	なし					
		高松市 (＊)	子ども	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→12歳までに拡大) 満12歳到達後の最初の3月31日(小学校修了)までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分	
				81	*平成26年8月診療分から受託している小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更 (小学校1年生から中学校3年生まで→中学生に変更) 入院: 中学生 ※生活保護受給者を除く	なし					
		観音寺市 (＊)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者→満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者に拡大) 満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分	
		善通寺市 (＊)	子育て支援	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分	
		宇多津町 (＊)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者	なし					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
37	香川県	直島町 （＊）	子ども	81	*平成26年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日(高校卒業)までの者 (所得制限なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
		琴平町 （＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 (所得制限なし)					
		多度津町 （＊）	乳幼児	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (7歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 (所得制限なし)					
		まんのう町 （＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 (所得制限なし)					
		綾川町 （＊）	子育て支援	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 (所得制限なし)					
		高松市 （＊）	子ども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者→15歳に到達する日以降の最初の3月31日まで の間にある者) 15歳に到達する日以降の最初の3月31日(中学校修了)までの間にある者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		高松市	子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「80.37.0018」への移行に伴い実施機関番号「81.37.0017」の取扱いを終了					令和2年3月 診療分まで の取扱い
		さぬき市	子ども	81	1. 6歳に到達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *重度心身障害者等医療及びひとり親家庭等医療の受給資格者を除く	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		東かがわ市	子ども	81	1. 6歳に到達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
		琴平町 （＊）	子ども	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳まで) ・18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの間にある者(ただし、就職し保護者の扶養 を外れた場合は除く) ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 *所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
37	香川県	善通寺市 (*)	子育て支援	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳) ・満18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの間にある者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		綾川町 (*)	子育て支援	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		小豆島町 (*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業(満15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日 までの者) 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		土庄町 (*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了)までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの 者) 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		まんのう町 (*)	子ども	80	*平成28年8月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 →満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 (所得制限なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		宇多津町 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者→満18歳に達する日以降の最初の3月31日 までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		三豊市 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (9歳誕生日末まで→15歳年度末までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者→ 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
		観音寺市 (*)	子ども	80	*平成27年8月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者→ 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	
		多度津町 (*)	乳幼児	80	*令和5年4月平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 →満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 (所得制限なし)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		丸亀市 (*)	こども	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
37	香川県	坂出市 （＊）	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、令和5年8月診療分から助成内容を変更し、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		高松市 （＊）	子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		さぬき市 （＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更のうえ、子ども医療費助成と一本化し、併せて対象年齢を拡大 （小学校就学前の者→満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		東かがわ市 （＊）	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		三木町 （＊）	子育て支援	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
		さぬき市	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「80370067」への移行に伴い実施機関番号「81370066」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取り扱い

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧 (実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
39	高知県	高知市	子ども	73	・未就学児童(0歳) * 県市民税非課税世帯 * 所得制限なし ・未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※県市民税非課税世帯 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
			子ども	74	未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※県市民税課税世帯の第1子及び第2子 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
			子ども	75	・未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※所得制限超過世帯 ・小学校入学から小学6年生まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
			子ども	76	未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※県市民税課税世帯の第3子以降 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
			子ども(*)	75	*令和2年10月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大 ・未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) * 所得制限超過世帯 ・小学校入学から中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	福岡市	子ども	81	入 院:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		久留米市	乳幼児等 (こども)	81	入院:小学校就学前まで(6歳到達後の最初の3月31日まで) 通院:小学校3年生まで(9歳到達後の最初の3月31日まで) *就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学1年生から3年生まで 1,000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 1月診療分
		八女市	乳幼児・こども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし				
		筑後市	乳幼児・こども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし				
		小郡市	乳幼児・子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		うきは市	乳幼児・子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		嘉麻市	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	なし				
		広川町	乳幼児等	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし				
		福岡市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	朝倉市	子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 2月診療分
		大木町	こども	81	・小学校3年生まで(9歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校3年 生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校3年 生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		筑前町	子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし				
		東峰村	乳幼児	81	・小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし				
		豊前市	乳幼児・こども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生 まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし		大分県中津市の 医療機関等	
		吉富町	乳幼児・子ども	81	中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生 まで 500円/日 (1医療機関あたり月10日 まで)	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生 まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		上毛町	乳幼児こども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生 まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		築上町	乳幼児・こども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上から中学校3年 生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上から中学校3年 生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	大川市	子ども	81	・小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校就学前まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 3月診療分
		豊前市 (*)	乳幼児・こども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、対象医療機関等を拡大 (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		吉富町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、対象医療機関等を拡大 (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月10日まで)	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		上毛町 (*)	乳幼児こども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児こども医療について、対象医療機関等を拡大 (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		築上町 (*)	乳幼児・こども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児こども医療について、自己負担額を変更し、対象医療機関等を拡大 (入院:3歳以上から中学校3年生まで500円/日→自己負担なし、入院外:3歳以上から中学校3年生まで600円/日) /日→就学前まで自己負担なし、就学後から中学校3年生まで600円/日) (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		田川市	子ども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けているものは対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		柳川市	子ども	81	・入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *中学生の入院については、償還払い (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		みやま市	子ども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	吉富町	乳幼児・子ども	81	平成28年2月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、実施機関番号「81.40.125.9」への統一に伴い、「81.40.825.4」と「81.40.925.2」の取扱いを終了			平成28年9月診療分までの取扱い		
		福岡市 （＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、入院外の自己負担額を変更 （入院外：小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		久留米市 （＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入 院：小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大） （入院外：小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *3歳以上は重度障害者医療を優先、また就学後はひとり親家庭等医療優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1,000円/月 中学校1年生以上中学校 3年生まで 3,500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			
		八女市 （＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			
		筑後市 （＊）	子ども	81	平成28年1月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 500円/日 （1医療機関あたり 7日ま で）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			
		大川市 （＊）	子ども	81	平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （入 院：小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大） （入院外：小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） ・入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで） ・入院外：小学校6年生まで（12歳の誕生日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	0歳から3歳までに達する 月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	0歳から3歳までに達する 月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前ま で 600円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	豊前市 （＊）	乳幼児・こども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども医療について、対象者を変更 ・中学3年生まで（15歳誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *小学校1年生以上の入院外については、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		小郡市 （＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 500円/日 （1医療機関あたり 7日まで）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1,200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		うきは市 （＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 （小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上6年生 まで 500円/日 （1医療機関あたり 7日まで）	0歳から3歳に達する月の 末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上6年生 まで 1,200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			
		朝倉市 （＊）	子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			
		大木町 （＊）	こども	81	*平成28年2月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学1年生以上小学校6 年生まで 1000円/月 中学校1年生以上中学校 3年生まで 3500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			
		広川町 （＊）	乳幼児・こども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	吉富町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、入院の自己負担額を変更 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		筑前町 (*)	子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		東峰村 (*)	子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし				
		築上町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども医療の制度名を変更 ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成29年 7月診療分
		大牟田市	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生から中学校3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		飯塚市	子ども	81	入 院:18歳まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (生活保護を受けている者は対象外) *小学校1年生以上については、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療を優先	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上18歳まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
		行橋市	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療の受給者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	東峰村 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (福岡県内の医療機関等→福岡県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 日田市の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		北九州市	子ども	81	・入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上については、重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 500円/月 小学校1年生から小学校 6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		築上町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→高校3年生まで) ・高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上高校 3年生(18歳の誕生日 前日以後の最初の3月 31日まで)まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	
		苅田町	子ども	81	・中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 7月診療分
		筑紫野市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先 *小学校1年生以上はひとり親家庭等医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前ま で 600円/月 小学校1年生から小学校 6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	春日市	こども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限あり(3歳以上は児童手当準拠) *3歳以上から小学校6年生までは重度障害者医療との選択可。中学生は重度障害者医療が優先。	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前 800円/月 小学生 1,200円/月 (いずれも1医療機関あた り) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		大野城市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前ま で 600円/月 (1医療機関あたり) 小学生 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		太宰府市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前ま で 600円/月 (1医療機関あたり) 小学生 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		糸島市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり(3歳以上) *3歳以上は重度障害者医療を優先	入院500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学生 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		那珂川市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *小学生以上は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	(中学校3年生まで) 自己負担なし	(0歳から小学校就学前 まで) 自己負担なし (小学生) 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		八女市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	みやこ町	子ども	81	小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療とどちらか1つを選択	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生ま で 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 2月診療分
			青少年	81	中学校1年生から高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療対象者は非該当	中学校1年生以上高校3 年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	中学校1年生以上高校3 年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		粕屋町	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		北九州市 (*)	子ども	81	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担を変更 (500円→600円に変更) 入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ・所得制限なし ・3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の 末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		大木町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担額を変更 (3歳未満まで自己負担なし→中学校3年生まで自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	新宮町	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、子ども医療との併用不可	0歳から就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		中間市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生ま で 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		糸島市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (所得制限あり→所得制限なし) (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 1200円/月 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生から中学校 3年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		大野城市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前ま で 600円/月 (1医療機関あたり) 小学校1年生から中学校 3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		那珂川市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *小学生以上は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	中学校3年生まで 自己負担なし	(0歳から小学校就学前 まで) 自己負担なし 小学校1年生から中学校 3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		広川町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担 を変更 (12歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで→15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで、就学前まで 自己負担なし→なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和元年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	直方市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から就学前まで自己負担なし 小学1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校3年生まで 800円/月 小学校4年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
		宗像市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		福津市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		大刀洗町	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		飯塚市 (*)	子ども	81	*平成29年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳→15歳) 入 院:18歳まで(18歳の誕生日前日以後の以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (生活保護を受けている者は対象外) *小学校1年生以上については、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療を優先	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上18歳到達の年度末まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	就学前まで自己負担なし 小学校1年以上中学生まで (15歳に達する以後の最初の3月31日まで) 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		宮若市	子ども	81	入 院:就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *小学1年生～中学3年生までは償還払い 入院外:中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	就学前までの者 自己負担なし	就学前までの者 自己負担なし 小学1年生以上中学3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	鞍手町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限なし	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		桂川町	子ども	81	入 院: 高校3年生まで(18歳到達以後最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳到達以後最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *児童福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限なし	0歳から就学前までの者 自己負担なし 小学1年生以上高校3年 生までの者 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から就学前までの者 自己負担なし 小学1年生以上中学3年 生までの者 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		久山町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学3年生まで 500円/日(1医療機関あ たり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年 生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年 生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		志免町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日まで 自己負担なし 3歳以上中学3年生まで 500円/日(1医療機関あ たり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の 末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年 生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年 生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		朝倉市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 中学校1年生から中学校 3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	うきは市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している子ども医療について対象年齢の拡大、中学生入院外負担金を追加 (小学校6年生まで→中学校3年生まで) (中学校1年生から3年生1,600円/月を追加) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上 中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上6年生 まで 1,200円/月 中学校1年生から3年生 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		みやこ町 (*)	子ども	81	*平成31年2月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を変更 (小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療とどちらか1つを選択	【子ども】 0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	【子ども】 0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		みやこ町 (*)	青少年	81	*平成31年2月診療分から受託している子ども医療・青少年医療について対象年齢を変更 (中学1年生から→高校1年生から) 【青少年医療証】 高校1年生から高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療対象者は非該当	【青少年】 高校1年生以上高校3年 生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	【青少年】 高校1年生以上高校3年 生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		久留米市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院外の自己負担を変更 (入 院:小学校就学前まで→中学校3年生まで) (入院外:小学校3年生まで→中学校3年生まで、3500円/月→1600円/月) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *3歳以上は重度障害者医療を優先、また就学後はひとり親家庭等医療優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1,000円/月 中学校1年生以上中学校 3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		宗像市 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大、中学生入院外負担金額を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生ま で 800円/月 中学生 1,600円/月 (いずれも1医療機関あた り) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	春日市 （＊）	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大及び中学生自己負担を追加（12歳→15歳） 入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで） 入院外：中学校3年生まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで） *3歳以上所得制限あり（児童手当準拠）。 *3歳以上から小学校6年生までは重度障害者医療との選択可。中学生は重度障害者医療が優先。	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前 800円/月 小学生 1,200円/月 中学生 1,600円/月 （いずれも1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		小郡市 （＊）	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、入院外中学生自己負担額を追加（12歳→15歳） （小学校6年生まで→中学校3年生まで、入院外負担金：中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月を追加） 中学校3年生（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 500円/日 （1医療機関あたり 7日ま で）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1,200円/月 中学校1年生から中学校 3年生まで 1,600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		新宮町 （＊）	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大、中学生入院外負担金を追加（入院外：小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加） 入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けているものは対象外） *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、子ども医療との併用不可	0歳から就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	0歳から就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 中学校1年生以上中学校 3年生まで 1600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		太宰府市 （＊）	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大、中学生入院外負担金を追加（入院外：小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加） 入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：中学校3年生（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 （1医療機関あたり月7日 まで）	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前ま で 600円/月 （1医療機関あたり） 小学生 1,200円/月 （1医療機関あたり） 中学校1年生から中学校 3年生まで 1,600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	大川市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、入院外負担金を変更 (入院外:小学6年生まで→中学3年生まで) (小学生1,200円/月→小学校1年生以上中学校3年生まで1,200円/月) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前 600円/月 小学校1年生以上中学校 3年生まで 1,200円/月 (いずれも1医療機関あた り) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		大刀洗町 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、外来自己負担を変更 (入院外:小学6年生まで→中学3年生まで) (小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月→小学校1年生以上中学校3年生まで1000円/月) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から小学校就学前ま で 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から小学校就学前ま で 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 1000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		筑後市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更 (小学6年生まで→中学3年生まで) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学3 年生まで 500円/日 (1医療機関あたり 7日ま で)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学3 年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		筑紫野市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大、入院外中学生自己 負担を追加 (入院外:小学6年生まで→中学3年生まで、中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月を追加) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先 *小学校1年生以上はひとり親家庭等医療を優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前ま で 600円/月 小学校1年生から小学校 6年生まで 1,200円/月 中学校1年生から中学校 3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		筑前町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大、入院外中学生自己負担を追 加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生から中学校3年生まで1600円/月を追加) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校 3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1200円/月 中学校1年生から中学校 3年生まで 1600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		中間市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大、入院自己負担を撤廃、外来中学 生自己負担を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学3年生まで) (入院:0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし3歳以上中学校3年生まで500円/日→0歳から中 学校3年生まで自己負担なし、入院外:中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月を追加) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障がい者医療との選択により1つの医療証を保持	0歳から中学校3年生まで 自己負担なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生ま で 600円/月 中学校1年生から中学校 3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	直方市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担を訂正(小学校4年生以上中学校3年生まで1200円/月→小学校4年生以上小学校6年生まで1200円/月、中学校1年生から中学校3年生まで1600円/月) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から小学校就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から小学校就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校3年生まで800円/月 小学校4年生以上小学校6年生まで1200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
		粕屋町 (*)	子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大、中学生入院外負担金を追加(入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外 *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上就学前まで800円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
		福津市 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大、中学生入院外負担金を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加) ・入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳までに達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで600円/月 中学校1年生以上中学校3年生まで1,600円 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
		北九州市 (*)	子ども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、入院外中学生自己負担を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外 *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで600円/月 小学校1年生から小学校6年生まで1,200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
		柳川市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) ・入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *中学生の入院については、償還払い (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上就学前まで600円/月 小学校1年生以上中学校3年生まで1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	福岡市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外対象年齢を拡大し、入院外の自己負担額を変更 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) (入院外自己負担:3歳以上就学前まで600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月→3歳以上中学生まで500円/月) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学生3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		苅田町 (*)	子ども	81	*平成30年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更 (入 院:中学校3年生まで→高校3年生までへ拡大) (入院外:中学校3年生まで→高校3年生までへ拡大) *高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療の受給者は対象外) ※所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
		北九州市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に自己負担を変更 (入院:中学校3年生まで→18歳まで、入院外:中学校3年生まで→18歳まで、中学校1年生以上18歳まで1600円/月を追加) 入 院:18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外 *3歳以上は重度障害者医療を優先 *高等学校等に在籍していなくても助成対象	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで 600円/月 小学校1年生から小学校 6年生まで 1,200円/月 中学校1年生から18歳ま で 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
		古賀市	子ども	81	入 院:高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までのもの 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 500円/日(1医療機関あ たり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までのもの 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年 生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年 生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		須恵町	子ども医療費支給 制度	81	入院:中学3年生まで(15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで) 入院外:中学3年生まで(15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで) *生活保護を受けている者は対象外	・0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし ・3歳以上中学3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 を限度)	・0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし ・3歳以上就学前 800円/月 ・小学1年生以上小学6年 生まで 1,200円/月 ・中学生 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	川崎町	子ども	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から中学卒業年度の 3月31日まで 自己負担なし	0歳から中学卒業年度の 3月31日まで 自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 11月診療分
		うきは市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担なしの対象年齢の拡大(0歳から3歳に達する月の末日まで→小学校就学前までに拡大。) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上 中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	小学校就学前まで自己 負担なし 小学校1年生以上6年生 まで 1,200円/月 中学校1年生から3年生 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 1月診療分
		嘉麻市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	なし				
		小竹町	子ども	81	入 院: 高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 高校3年生まで(18歳の 誕生日前日以後の最初の3月31日まで)(ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から小学校就学前ま で自己負担なし 小学1年生以上高校3年 生まで 500円/日(1医療機関あ たり月7日まで)	0歳から小学校就学前ま で 自己負担なし 小学1年生以上小学6年 生まで1,200円/月(1医療 機関あたり) 中学1年生以上高校3年 生まで 1,600円/月(1医 療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		行橋市	子ども	81	*平成29年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日の前日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療の受給者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上18歳まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上18歳まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		糸田町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
		大任町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	なし				
		福智町	子ども	81	対象者: 中学3年生まで(15歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	赤村	子ども	81	18歳まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※ただし、生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
		宇美町	子ども	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学3年生まで 500円/日(1医療機関あ たり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年 生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年 生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
		篠栗町	子ども	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	【0歳から3歳に達する月の 末日までの者】 自己負担なし 【3歳以上中学3年生ま で】 500円/日(1医療機関あ たり月7日限度)	【0歳から3歳に達する月の 末日までの者】 自己負担なし 【3歳以上小学校就学前 まで】 800円/月 【小学1年生以上小学6年 生まで】 1,200円/月 【中学1年生以上中学3年 生まで】 1,600円/月 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
		吉富町 (*)	子ども	81	* 平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) →高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)) 高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上 高校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及 び大分県中津市の医 療機関等	令和5年 10月診療分
		みやま市 (*)	子ども	81	* 平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで(高校3年生の年度末まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する 月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳までに達する 月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上高校3 年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	鞍手町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大 (中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで に拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限なし	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		久留米市 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担なしの年齢を拡大 (入院:未就学児(3歳から6歳)から中学生まで 500円/日→自己負担なし) (入院外:未就学児(3歳から6歳) 月600円限度→自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *小学生以上は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療優先	自己負担なし	0歳から就学前までの者 自己負担なし 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1,000円/月 中学校1年生以上中学校 3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		古賀市 (*)	子ども	81	* 令和4年4月診療分より受託している子ども医療について、自己負担なしの年齢を拡大 (0歳から3歳に達する月の末日までのもの→就学前までのものに拡大) 入 院:高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から就学前までのもの 自己負担なし 小学1年生以上高校3年 生まで 500円/日(1医療機関あ たり月7日まで)	0歳から就学前までのもの 自己負担なし 小学1年生以上小学6年 生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年 生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		大刀洗町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→18歳年度末までに拡大) 入 院:18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで 入院外:18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から小学校就学前ま で 自己負担なし 小学校1年生以上18歳ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から小学校就学前ま で 自己負担なし 小学校1年生以上18歳ま で 1000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
		中間市 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→高校3年生までに拡大) ・高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障がい者医療との選択により1つの医療証を保持	自己負担なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生ま で 600円/月 中学校1年生から高校 3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		芦屋町 (*)	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
		水巻町	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	岡垣町	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし	・小学校就学前まで 自己負担なし ・小学校1年生から18歳の年度末まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
		遠賀町	子ども	81	0歳から18歳まで(18歳に達する日以後最初に迎える3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	・0歳～中学生まで無料 ・中学校卒業後～18歳まで 500円/日(月7日限度) 医療機関ごとに負担	・0歳～中学生まで無料 ・中学校卒業後～18歳まで 1,600円/月 医療機関ごとに負担、薬局は無料	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
		福岡市 (*)	子ども	81	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学生まで→高校生世代まで) 入 院:高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
		香春町	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
		添田町	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
		篠栗町 (*)	子ども	81	* 令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし	・0歳から小学校就学前まで 自己負担なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		須恵町 (*)	子ども	81	* 令和4年10月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで) *生活保護を受けている者は対象外	自己負担なし	・0歳から小学校就学前まで 自己負担なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
		久山町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けている者は対象外 *所得制限なし	自己負担なし	・0歳から小学校就学前まで 自己負担なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	直方市 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、高校生世代の入院について支給対象とする。 (*高校生世代の入院については償還払い) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *高校生世代の入院については償還払い	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学校1年生以上小学校3年生まで 800円/月 ・小学1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 ・中学校1年生から中学校3年生まで 1600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		宇美町 (*)	子ども	81	* 令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		志免町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		新宮町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (入院:小学校1年生以上中学校3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:小学校1年生以上小学校6年生まで 月1,200円→月500円 中学校1年生以上中学校3年生まで 月1,600円→月500円 高校生世代 月500円) 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、子ども医療との併用不可	なし	・0歳から就学前まで なし ・小学校1年生以上高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		古賀市 (*)	子ども	81	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の変更及び入院外の対象年齢を拡大 (入院:小学1年生から高校3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→自己負担なし) 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
		粕屋町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生以上小学6年生まで 月1200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外	なし	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	筑紫野市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月1,200円) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限なし *3歳以上は重度障がい者医療を優先 *小学1年生以上はひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から 小学6年生まで なし ・中学1年生から中学3年 生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		春日市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学3年生まで→高校生世代まで) (入院:3歳から中学校3年生まで 1日500円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) 高校生世代まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) *3歳以上所得制限あり(児童手当準拠)。 *3歳以上から小学校6年生までは重度障害者医療との選択可。中学生は重度障害者医療が優先。	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		太宰府市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学3年生まで→高校生世代まで) (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月1,200円 高校生世代 月1,600円) 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *中学生及び高校生世代の入院外は重度障がい者医療・ひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から 小学6年生まで なし ・中学校1年生から中学 校3年生まで 1,200円/月 ・高校生世代 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		大野城市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *3歳以上は重度障がい者医療を優先	なし	・0歳から小学6年生まで なし ・中学1年生から中学 3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		那珂川市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担額を変更 (小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *小学生以上は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から小学6年生まで なし ・中学1年生から中学3年 生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		岡垣町 (*)	子ども	81	*令和6年1月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院外:小学1年生から高校生世代まで 月1,200円→月500円) 高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) *生活保護を受けているものは対象外 *重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から 小学校就学前まで なし ・小学1年生から 高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	広川町 (*)	子ども	81	*令和元年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→ 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)) 高校生世代 自己負担なし 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		上毛町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→ 高校生世代まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)) (入院・高校生世代 自己負担なし) (入院外・小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円 高校生世代 月500円) 高校生世代まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *高校生等が扶養から外れたとき、または婚姻をしたときは助成対象外 *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から 小学校就学前まで なし ・小学1年生から 高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		大任町 (*)	子ども	81	*令和5年5月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 高校生世代 自己負担なし) 高校生世代(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		筑後市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学3年生まで→高校生世代まで) (入院・小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) (入院外・小学1年生から中学3年生まで 月1,200円→月1,000円 高校生世代 月1,000円) 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外	なし	・0歳から小学校就学前 まで なし ・小学1年生から 高校生世代まで 1,000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		田川市 (*)	子ども	81	*平成28年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)) 高校生世代 自己負担なし 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		八女市 (*)	こども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担額を変更 (入院外・小学1年生から中学3年生まで 月1,200円→自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		柳川市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院・3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外・3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から中学3年生まで 月1,200円→月500円) 0歳から中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外	なし	・0歳から 小学校就学前まで なし ・小学1年生から 中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
40	福岡県	東峰村 (*)	子ども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→高校生世代まで) *0歳から高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *ひとり親家庭等医療費助成受給者は対象外 *就業しているもの(子ども自身が就職などにより、保護者の扶養から外れている場合)、結婚しているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県日田市の 医療機関等	令和6年 10月診療分
		大牟田市 (*)	子ども	81	*平成29年7月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生 1日500円(月7日限度)→自己負担なし) (入院外:3歳から就学前 月800円→自己負担なし 小学1年生から中学3年生 月1200円→月500円) 0歳から中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給者は対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
		宗像市 (*)	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (中学3年生まで→高校生世代まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の対象者を除く	なし	・0歳から3歳に達する月の 末日までの者 なし ・3歳から高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		うきは市 (*)	子ども	81	・高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)まで ・生活保護を受けているものは対象外 (中学校3年生まで→高校生世代までに拡大) (入院 500円/日→自己負担なし、 入院外 小学生1,200円/月→自己負担なし、入院外 中学生1,600円/月→自己負担なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		久山町 (*)	子ども	81	・高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・生活保護を受けているものは対象外 ・所得制限なし (中学生世代まで→高校生世代までに拡大) (入院外 小学生世代から中学生世代まで 500円/月→小学生世代から高校生世代まで 500円/月)	なし	・0歳から 小学校就学前まで なし ・小学生世代から 高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
						入院	入院外			
41	佐賀県	県内各市町	子ども	81	入院・入院外ともに就学前まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		佐賀市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学校就学後の入院外の自己負担額を変更 (小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに小学校卒業まで		レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: 薬局単位に 上限500円/日を 月2回まで	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		唐津市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学校就学後の入院外の自己負担額を変更 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		鳥栖市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→18歳まで、入院外:小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:小学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		多久市 鹿島市 小城市 江北町 白石町 吉野ヶ里町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		伊万里市 武雄市 有田町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
41	佐賀県	嬉野市 神埼市 上峰町 大町町 太良町 みやき町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		基山町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・小学校就学前まで→18歳まで、入院外・小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		玄海町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限1,000円/月まで 小学校就学後: 自己負担なし	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし 小学校就学後: 自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		吉野ヶ里町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に上限1,000 円/月まで	レセプト単位に上限500 円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内 医療機関等	平成31年 4月診療分
		玄海町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限1,000円/月まで 小学校就学後: 自己負担なし	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし 小学校就学後: 自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		鳥栖市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者→15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・入院外:15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		基山町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者→18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者に拡大) ・入院:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者 ・外来:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		武雄市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
41	佐賀県	佐賀市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)に拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: 薬局単位に 上限500円/日を 月2回まで	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
		基山町 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の撤廃 (入院レセプト単位に上限1,000円/月まで→なし、入院外レセプト単位に上限500円/日を月2回まで→なし) ・入院:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにいる者 ・外来:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにいる者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		上峰町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託内容及び名称を変更している子ども医療について、助成内容を拡大 (小学校就学前まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで →全額補助	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で →全額補助 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		鹿島市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校卒業まで) 入院・入院外ともに高校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		有田町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		白石町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		伊万里市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校就学前の自己負担額を変更 (入院:レセプト単位に上限1,000円/月まで→小学校就学前までは自己負担なし) (入院外:小学校就学前まではレセプト単位に上限500円/日を月2回まで→小学校就学前までは自己負担なし) ・入院・入院外ともに中学校卒業まで	小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後:レセプト 単位に 上限1,000円/月まで ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		唐津市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
41	佐賀県	小城市 (*)	子ども	81	入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (年齢: 中学校卒業まで→18歳までに拡大)	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		江北町 (*)	子ども	81	入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (年齢: 中学校卒業まで→18歳までに拡大) (自己負担額: 入院 レセプト単位に上限1,000円/月まで→なし、入院外 レセプト単位に上限500円/日を月2 回まで→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		鳥栖市 (*)	子ども	81	入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (年齢: 中学校卒業まで→18歳までに拡大)	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
42	長崎県	長崎市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする (国公費の3者併用分はなし)	【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
		佐世保市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ※保険薬局での自己負担なし		対象外	原則として、市内の医 療機関等	平成22年 10月診療分
		諫早市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)			対象外	市内の医療機関等及 び市外の医療機関等 のうち諫早市と協定を 締結した医療機関等	
		長崎市 (*)	乳幼児	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の 医療機関等	
		17市町 ※1	乳幼児	80	・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	
		杵岐市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の自己負担額を助成 ・0歳から3歳未満の時間内(通常時間内に受診したもの)	なし		対象外	杵岐市内の 医療機関等	
		五島市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	80	県の基準の自己負担額を助成 ・0歳から3歳未満の時間内(通常時間内に受診したもの)	なし		対象外	五島市内の 医療機関等	
		長崎市 (*)	乳幼児	80	*平成22年12月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	
		佐世保市 (*)	乳幼児	80	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者及び対象医療機関を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
		諫早市 (*)	乳幼児	80	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者及び対象医療機関を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) (市内の医療機関等及び諫早市と協定を締結した市外の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
		長崎市 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業まで) ・小学校卒業まで(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生： 市内の医療機関等	平成28年 4月診療分
		対馬市 (*)	こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び 中学生： 市内の医療機関等	平成28年 10月診療分

※1 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、佐々町、新上五島町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
42	長崎県	平戸市 (＊)	乳幼児 及び 子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 市内の医療機関等	平成29年 4月診療分
		長崎市 (＊)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:小学校卒業まで→中学校卒業まで) 入 院:中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:小学校卒業まで(12歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 市内の医療機関等	平成29年 10月診療分
		長崎市 (＊)	子ども	80	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 市内の医療機関等	平成30年 10月診療分
		佐々町 (＊)	乳幼児・子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→高校卒業等までに拡大) ・高校卒業等まで(満18歳到達後の最初の3月31日受診分まで。)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生等: 佐々町・松浦市・平戸 市・小値賀町の医療 機関等	
		大村市	乳幼児	80	・小学校就学前まで(満6歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 1月診療分
		長与町 (＊)	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで → 中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長与町、時津町、長 崎市及び西海市の医 療機関等	令和2年 4月診療分
		時津町 (＊)	乳幼児・子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで → 中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長与町、時津町、長 崎市及び西海市の医 療機関等	
		長崎市 (＊)	子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、小学生及び中学生の対象医療機 関等を拡大 (小学生及び中学生:市内の医療機関等→長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等) ・中学校卒業まで(満15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長崎市、諫早市、西 海市、長与町及び時 津町の医療機関等	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
42	長崎県	西海市 （＊）	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大及び対象医療機関を変更 （乳幼児医療→乳幼児・こども医療） （小学校就学前まで→高校生相当までに拡大） （県内の医療機関等→未就学児：県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生においては西海市・長与町及び時津町の医療機関等が対象） ・高校生相当まで（満18歳の誕生日以後最初に到来する3月31日までの者）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生： 西海市・長与町及び 時津町の医療機関等	令和4年 4月診療分
		佐世保市 （＊）	小中学生	80	*令和4年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業まで） ・中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 市内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		諫早市 （＊）	小中学生	80	*令和4年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業まで） ・中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 市内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		諫早市 （＊）	乳幼児・小中学生	80	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生福祉医療について、対象医療機関を拡大 （小中学生：市内の医療機関等→諫早市・長崎市・大村市・雲仙市・島原市・南島原市・西海市・時津町・長与町・東彼杵町・川棚町及び波佐見町の医療機関等が対象） ・中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 諫早市・長崎市・大村市・雲仙市・島原市・南島原市・西海市・時津町・長与町・東彼杵町・川棚町及び波佐見町の医療機関等	令和4年 12月診療分
		西海市 （＊）	乳幼児・こども	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども福祉医療について、対象医療機関を拡大 （小学生、中学生及び高校生において、西海市・長与町及び時津町の医療機関等→西海市・長与町・時津町・長崎市及び佐世保市の医療機関等が対象）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生： 西海市・長与町・時津町・長崎市及び佐世保市の医療機関等	令和5年 4月診療分
		時津町 （＊）	乳幼児・子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども福祉医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業まで→高校卒業までに拡大） ・高校卒業まで（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生： 長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等	
		佐々町 （＊）	乳幼児・子ども	80	* 平成30年10月診療分から助成内容及び名称を変更した乳幼児・子ども福祉医療について、対象医療機関を拡大 （小学生、中学生及び高校生において、佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町の医療機関等→佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町及び佐世保市の医療機関等が対象）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生・中学生及び 高校生等 佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町及び佐世保市の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
42	長崎県	島原市 （＊）	乳幼児及び 子ども	80	＊平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 島原市、雲仙市、南 島原市、長崎市、諫 早市、大村市、西海 市、東彼杵町、川棚 町、波佐見町、長与 町及び時津町の医療 機関等	令和5年 10月診療分
		大村市 （＊）	子ども	80	＊平成31年1月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 大村市、諫早市、東 彼杵町、川棚町及び 波佐見町医療機関等	令和5年 10月診療分
		松浦市 （＊）	子ども	80	＊平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （小学生及び中学生においては市内の医療機関等が対象）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 市内の医療機関等	令和5年 10月診療分
		雲仙市 （＊）	乳幼児及び 子ども	80	＊平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 雲仙市、島原市、南 島原市、長崎市、諫 早市、大村市、西海 市、東彼杵町、川棚 町、波佐見町、長与 町及び時津町の医療 機関等	令和5年 10月診療分
		南島原市 （＊）	乳幼児及び 子ども	80	＊平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 南島原市、島原市、 雲仙市、長崎市、諫 早市、大村市、西海 市、東彼杵町、川棚 町、波佐見町、長与 町及び時津町の医療 機関等	令和5年 10月診療分
		波佐見町 （＊）	乳幼児・こども	80	＊平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）→高校卒業まで（満18歳の誕生日後 の最初の3月31日受診分まで）） ・高校卒業まで（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生： 大村市、東彼杵町、 川棚町及び波佐見町 の医療機関等	令和6年 1月診療分
		松浦市 （＊）	子ども	80	＊令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大 （小学生及び中学生：市内の医療機関等→松浦市、佐世保市、平戸市及び佐々町の医療機関等が対象） 中学校卒業まで（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 松浦市、佐世保市、 平戸市及び佐々町の 医療機関等	令和6年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
42	長崎県	東彼杵町 （＊）	乳幼児・こども	80	＊平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （小学校就学前（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）→ 高校生相当（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）） ・高校生相当（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生： 大村市、東彼杵町、 川棚町及び波佐見町 の医療機関等	令和6年 4月診療分
		佐世保市	小中学生	80	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生福祉医療において、対象医療機関等を拡大 （小学生及び中学生においては、市内の医療機関等→佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡小値賀町及び 北松浦郡佐々町の医療機関等に拡大）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児：県内の医 療機関等 小中学生： 佐世保市、平戸市、 松浦市、北松浦郡小 値賀町及び北松浦郡 佐々町の医療機関等	令和6年 10月診療分
		雲仙市 （＊）	子ども	80	＊令和5年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び小中学生医療において、制度名を変更し、対象 年齢を拡大 （中学校卒業まで → 高校生世代までに拡大） 高等生世代まで（満18歳になった日以後の最初の3月31日まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生及び高校生 世代： 雲仙市、島原市、南 島原市、長崎市、諫 早市、大村市、西海 市、東彼杵町、川棚 町、波佐見町、長与 町及び時津町の医療 機関等	令和7年 1月診療分
		松浦市 （＊）	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 松浦市、佐世保市、 平戸市及び佐々町の 医療機関等 高校生： 市内の医療機関等	令和7年 4月診療分
		壱岐市 （＊）	乳幼児・こども	80	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：6歳まで→15歳までに拡大） （制度名：乳幼児→乳幼児・こども（小・中学生））	0歳から3歳未満： なし 3歳から15歳： 保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし ＊0歳から3歳未満は 市内の医療機関を受診し た場合、自己負担なし	対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 市内の医療機関等	令和7年 4月診療分
		南島原市 （＊）	乳幼児及びこども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童 （年齢：中学校卒業まで → 高校生世代に拡大）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） ＊保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生及び高校 生： 南島原市、島原市、 雲仙市、長崎市、諫 早市、大村市、西海 市、東彼杵町、川棚 町、波佐見町、長与 町及び時津町の医療 機関等	令和7年 7月診療分

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	上天草市	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
		湯前町							人吉・球磨地域の 医療機関等	
		水上村	乳幼児	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
		和水町	乳幼児等	80	・満9歳の誕生日以後の最初の3月31日までの者 ・多子世帯(子供3人以上)の家族については、12歳の誕生日後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者等一部対象としない)	なし		対象外	熊本市、荒尾市、玉 名市、山鹿市、玉東 町、和水町、南関町、 長洲町及び植木町の 保険医療機関等	平成20年 5月診療分
		大津町	こども医療費	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成20年 6月診療分
		長洲町	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成20年 11月診療分
		湯前町 (*)	乳幼児等	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 小学校3年生までの乳幼児等(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)	なし		対象外	人吉・球磨地域の 医療機関等	平成21年 4月診療分
		益城町	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成21年 6月診療分
		和水町 (*)	乳幼児等 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成20年5月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者等一部対象としない)	なし		対象外	熊本市、荒尾市、玉 名市、山鹿市、玉東 町、和水町、南関町、 長洲町及び植木町の 保険医療機関等	
		長洲町 (*)	子ども医療費	80	*平成20年11月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *対象年齢の拡大は7月から。7月分については、原則、償還払いにより助成。		なし		県内の 医療機関等	平成21年 8月診療分
		宇城市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		嘉島町	乳幼児・児童	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)					
		多良木町	乳幼児等	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の 医療機関等	
		益城町 (*)	子ども	80	*平成21年6月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) *入院は対象外(償還払い) ・中学校3年生までの子ども医療費(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)		なし		県内の 医療機関等	
		上天草市 (*)	子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) ・小学校3年生までの子ども医療費(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし		対象外	上天草市内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	西原村	子ども	80	満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
		宇土市	乳幼児 及びこども	80	乳幼児医療 ・0歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、入院は対象外とする。） こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（ただし、入院 は対象外とする。）		乳幼児医療： 自己負担なし こども医療： 1月1医療機関・薬局毎 に上限1,000円の自己負担		乳幼児医療： 県内の医療機関等 こども医療： 宇土市内の医療機関 等	平成23年 4月診療分
		嘉島町 （*）	子ども	80	平成22年4月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （12歳→15歳まで拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	
		湯前町 （*）	乳幼児等	80	*21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢の拡大 （9歳→12歳まで拡大） 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	人吉・球磨地域の保 険医療機関等	
		西原村 （*）	子ども	80	*平成22年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 （9歳→12歳まで拡大） 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	
		南関町	こども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	平成23年 9月診療分
		和水町 （*）	乳幼児	80	*平成21年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児について、対象年齢及び対象医療機関を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） （一部市町村※の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもの ※旧対象市町村（熊本市・荒尾市・玉名市・山鹿市・玉東町・和水町・南関町・長洲町及び植木町の医療機関 等） ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	なし		対象外		
		玉東町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
		長洲町 （*）	子ども	80	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （9歳→12歳までに拡大） 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		荒尾市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く） *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
		八代市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外（償還払い）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	宇城市 (*)	こども	80	乳幼児： 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
					児童： *平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、入院は対象外とする。)		1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		宇城市内の 医療機関等	
		氷川町	児童	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		西原村 (*)	子ども	80	平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学3年生まで) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		多良木町 (*)	乳幼児等	80	平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の医療機 関等	
		山鹿市	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外。) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
		宇土市 (*)	乳幼児 及び こども	80	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 乳幼児医療 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。) こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。)		乳幼児医療： 自己負担なし こども医療： 1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		乳幼児医療： 県内の医療機関等 こども医療： 宇土市内の医療機関等	
		八代市 (*)	こども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	
		大津町	こども	80	*平成20年6月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) ・満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学校3年生まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成25年 12月診療分
		宇城市 (*)	こども	80	乳幼児： 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
					児童： 平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、入院は対象外とする。)		1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		宇城市内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	産山村	乳幼児・子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
		御船町	子ども	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
					満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		1月1医療機関毎に 上限1,000円 *薬局での自己負担なし			
		荒尾市 (*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満6歳まで→満9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の 医療機関等	平成26年 11月診療分
		相良村	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
		山鹿市 (*)	子ども	80	*平成25年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
		八代市 (*)	こども	80	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		玉東町 (*)	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし			
		長洲町 (*)	子ども	80	*平成27年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) ・満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		上天草市 (*)	子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満9歳まで→満12歳までに拡大) ・満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし			上天草市内の 医療機関等	平成27年 6月診療分
		産山村 (*)	乳幼児・児童・生徒	80	*平成26年7月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	湯前町 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) ・満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	人吉・球磨地域の 医療機関等	平成27年 9月診療分
		菊池市	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		菊陽町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		0歳から3歳までの者: 自己負担なし 4歳の誕生月の翌月から 満15歳に達する日以後 の最初の3月31日までの 者: 1月1医療機関毎に上限 500円 の自己負担 (調剤薬局を除く)		県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		美里町	こども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、入院・外来ごとに1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い) とする。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外		
		荒尾市 (*)	子ども	80	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (満9歳まで→満12歳までに拡大) (満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者:1月1医療機 関・薬局毎に上限500円の自己負担) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。)		満9歳に達する日以後 の最初の3月31日まで: 自己負担なし 満9歳に達する日以後 の最初の4月1日から満 12歳に達する日以後の 最初の3月31日まで: 1月1医療機関・薬局毎に 上限500円の自己負担			
		水上村 (*)	こども	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。)	なし		対象外		
		八代市 (*)	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	宇城市 (*)	こども	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 乳幼児:満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 児童:満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *入院は対象外(償還払い)		乳幼児:自己負担なし 児童:1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		乳幼児: 県内の医療機関等 児童: 宇城市内の医療機関等	平成28年 10月診療分
		相良村 (*)	子ども	80	*平成27年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	
		宇土市 (*)	乳幼児 及び こども	80	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢及び対象医療機関等を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) (宇土市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 乳幼児医療 ・満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は償還払いとする。)		乳幼児医療: 自己負担なし こども医療: 1月1医療機関・薬局毎に 上限1,000円の自己負担		県内の 医療機関等	平成29年 1月診療分
		甲佐町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、入院・外来ごとに1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		多良木町 (*)	子ども	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の 医療機関等	
		上天草市 (*)	子ども	80	*平成27年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	上天草市内の 医療機関等	平成29年 6月診療分
		菊池市 (*)	子ども	80	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の 医療機関等	平成29年 12月診療分
		南阿蘇村	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		宇城市 (*)	こども	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (児童:市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 乳幼児:満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 児童:満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *入院は対象外(償還払い)		乳幼児:自己負担なし 児童:1月1医療機関・ 薬局毎に上限1,000円の 自己負担		県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	玉名市	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		荒尾市 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→県内の医療機関等及び福岡県大牟田市の医療機関等) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		満9歳に達する日以後の 最初の3月31日まで： 自己負担なし 満9歳に達する日以後の 最初の4月1日から満12 歳に達する日以後の最 初の3月31日まで： 1月1医療機関・薬局毎に 上限500円の自己負担	対象外	熊本県内の 医療機関等 及び 福岡県大牟田市の 医療機関等	
		菊陽町 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (4歳の誕生月の翌月から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者：1月1医療機関毎に上限500円 の自己負担→自己負担なし) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成31年 1月診療分
		氷川町 (*)	こども	80	*平成25年4月診療分から受託している児童医療について、名称を変更し対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		上天草市 (*)	子ども	80	*平成29年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	上天草市内の 医療機関等	令和元年 6月診療分
		湯前町 (*)	子ども	80	*平成27年9月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳ま でに拡大) ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	人吉・球磨地域の医 療機関等	令和元年 9月診療分
		八代市 (*)	こども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳ま でに拡大) ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い) ※入院は対象外(償還払い)とする		なし		県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		錦町	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	令和2年 2月診療分
		水俣市	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	多良木町 （＊）	子ども	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、対象医療機関等を拡大 （多良木町内の医療機関等→球磨郡・人吉市内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		なし		球磨郡・人吉市内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		合志市	こども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		五木村	健やか子供	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		荒尾市 （＊）	子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、入院外の一部負担金を変更 （12歳→15歳まで） （一部負担金外来：満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで：自己負担なし・満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで：1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担→なし） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *入院は対象外（償還払い）		なし	対象外	県内及び 福岡県大牟田市所在 医療機関	令和3年 1月診療分
		南関町 （＊）	子ども	80	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		大津町 （＊）	子ども	80	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		津奈木町	子ども	80	入 院：対象外 入院外：18歳に達する日の属する月の末日までの者	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		菊陽町 （＊）	子ども	80	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		嘉島町 （＊）	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		御船町 （＊）	子ども	80	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、自己負担の変更 （15歳まで→18歳までに拡大） （1医療機関ごとに1,000円に達するまで3割を負担→全額助成） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		甲佐町 （＊）	子ども	80	*平成29年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		高森町	子ども	80	入 院：対象外 入院外：18歳に達する日の属する月の末日までの者	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		益城町 （＊）	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *入院は対象外（償還払い）		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	多良木町 （＊）	子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象地域を拡大（球磨郡及び人吉市の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外（償還払い）とする *入院は対象外（償還払い）		なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
		宇土市 （＊）	子ども	80	*平成29年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療及び子ども医療について、制度を一本化し、自己負担額を全額助成 （小学生から中学生まで、1医療機関・薬局ごとに1,000円に達するまで3割を負担（1円単位）→なし ・0歳から中学生まで	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
		合志市 （＊）	子ども	80	*令和2年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
		宇城市 （＊）	こども	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	1医療機関・薬局ごとに 1,000円に達するまで3割 を負担（1円単位）	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		菊池市 （＊）	子ども	80	*平成29年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	
		玉名市 （＊）	子ども	80	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	
		西原村 （＊）	子ども	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	
		長洲町 （＊）	子ども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
		球磨村	乳幼児	80	入 院：対象外 入院外：満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	
		荒尾市 （＊）	子ども	80	* 令和3年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・入院は対象外（償還払い）	対象外	なし	対象外	県内及び福岡県大牟田市所在医療機関等	
		天草市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		あさぎり町	子ども	80	入 院：対象外 入院外：満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
		宇土市 （＊）	子ども	80	* 令和5年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳到達後の年度末まで→18歳までに拡大） 入 院：対象外 入院外：18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
		苓北町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
43	熊本県	山都町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		上天草市 (*)	子ども	80	* 令和元年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大 (上天草市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護の適用を受けている者は対象としない 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
		熊本市	こども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から2歳 なし 3歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関及び訪問看護ステーション毎 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等 (医科、保険薬局及び 訪問看護ステーション)	令和6年 12月診療分
		熊本市	こども	81	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から4歳 なし 5歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関毎	対象外	県内の 医療機関 (歯科)	令和6年 12月診療分
		阿蘇市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
		山江村	すこやか 子ども	80	入 院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
		水上村 (*)	こども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
44	大分県	大分市 由布市	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	小中学生:医療機関毎に 500円/日(月14日、 最大7,000円まで)	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 2月診療分
		別府市 中津市 日田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 日出町 豊後大野市 九重町 玖珠町	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 ※中津市については、 大分県内の医療機関 等及び福岡県(豊前 市・吉富町・上毛町・榮 上町)の医療機関等	平成28年 2月診療分
		佐伯市 姫島村	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 2月診療分
		臼杵市	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	小中学生:医療機関毎に 500円/日(月4回、 最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 2月診療分
		津久見市 竹田市	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 2月診療分
		日田市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) (入院外:小中学生においては市内の医療機関等が対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 (小中学生の 入院外は 市内の 医療機関等)	平成28年 4月診療分
		由布市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額の変更による実施機関番号「83.44.825.8」の新規設定に伴い、旧実施機関番号「83.44.125.3」を廃止				平成29年3月診療分までの取扱い	
			子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(800番台)を新規設定し、入院外 の対象年齢を拡大 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		日出町 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	小中学生:医療機関毎に 500円/日(月4回、 最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 6月診療分
		玖珠町 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
44	大分県	津久見市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成29年 7月診療分
		杵築市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 9月診療分
		大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担金の廃止による実施機関番号「83.44.801.9」の新規認定に伴い、実施機関番号「83.44.101.4」を廃止				平成29年9月診療分までの取扱い	
			子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(800番台)を新規設定し、入院の一部自己負担金(500円/日)を廃止 入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		豊後高田市 由布市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで(満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		竹田市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		豊後高田市 豊後大野市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外		
		国東市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 入 院:満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	-	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 6月診療分
		国東市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、助成内容を変更し対象区分を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		中津市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	未就学児:自己負担なし 小中学生:医療機関毎に 500円/日(月4回、 最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び福岡県(豊前市・吉富町・上毛町・築上町)の医療機関等	令和元年 7月診療分
宇佐市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	未就学児:自己負担なし 小中学生:医療機関毎に 500円/日(月4回、 最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
44	大分県	九重町 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (未就学児まで→中学校卒業まで)に拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
		大分市	子ども	83	入院外:小学校入学から中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) ※所得制限あり	-	なし	-	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		別府市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) ※小・中学生については所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		宇佐市 (*)	子ども	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校生まで) 高校生まで	なし	500円/日(1医療機関毎月4回まで 調剤は0円)	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		臼杵市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、小中学生の通院にかかる自己負担を変更 (医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで)→なし) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 7月診療分
		別府市	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生(市町村民税課税世帯)に係る実施機関番号「83.44.852.2」を新設 小中学生(市町村民税課税世帯)(15歳に到達する日以後、最初の3月31日まで) *小・中学生市町村民税課税世帯:852番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで)	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		玖珠町	子ども	83	高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) *高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		大分市 (*)	子ども	83	*令和2年10月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、小中学生(市町村民税課税世帯)に係る実施機関番号を801番台に、小中学生(市町村民税非課税世帯)に係る実施機関番号を851番台に統一し、小中学生(市町村民税課税世帯)に対する助成対象を拡大 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) *小中学生(市町村民税非課税世帯):851番台 *小中学生(市町村民税課税世帯):801番台 *未就学児:900番台	なし	*未就学児及び小中学生 (市町村民税課税非世帯):なし *小中学生(市町村民税課税世帯):医療機関毎に500円/日 (月4回、最大2,000円まで)	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		別府市 (*)	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生(市町村民税課税世帯)に係る実施機関番号の新設に伴い、従前の802番台の助成対象を変更 (※小・中学生については所得制限あり→市町村民税非課税世帯:802番台) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) *小・中学生市町村民税非課税世帯:802番台 *未就学児:900番台	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
		佐伯市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) 就労している者、結婚している者も対象	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		杵築市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
44	大分県	姫島村	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		日出町	子ども	83	平成29年6月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで)	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回限度)	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
		国東市 (*)	子ども	83	* 平成30年6月診療分から受託している国東市子ども医療費助成事業(高校生等)について、助成対象を拡大 (入院外については助成対象外→助成対象(無料)) 満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
		津久見市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
		大分市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) 高校生:700番台	なし	医療機関毎 に500円/回 (月4回、最大2,000円ま で) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		別府市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象 高校生:700番台	なし	医療機関毎 に500円/回 (月4回、最大2,000円ま で) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		中津市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 被扶養者のみ、区分「本人」は対象外 高校生:700番台	なし	医療機関毎 に500円/回 (月4回、最大2,000円ま で) ※薬局での自己負担なし	対象外	大分県内・ 福岡県(豊前市・吉富 町・上毛町・築上町)の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		臼杵市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		竹田市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 子どもが生活保護受給者である場合、本人が婚姻している場合、就労者(被扶養者を除く)である場合は助成対象外 高校生:700番台	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		豊後大野市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※以下の者は対象外 ・保護者から扶養されていない者 ・就職をしている者 ・婚姻をしている者 ・生活保護・重度心身障がい者医療、ひとり親医療など他の医療費助成の対象となっている者 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		九重町	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※以下の者は対象外 ・保護者から扶養されていない者 ・就職をしている者 ・生活保護受給世帯の者 ・ひとり親家庭等医療費助成資格のある者 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
44	大分県	日田市 （＊）	子ども	83	平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生の通院に係る対象医療機関等を拡大 （市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		玖珠町 （＊）	子ども	83	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、高校生等（満15歳に達する日以降最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 高校生:700番台 ・就業している方（子ども自身が就職などし、保護者の扶養から外れている場合） ・結婚している方	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		由布市 （＊）	子ども	83	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで（満18歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある者） ・保護者の保険扶養になっている方 ・就職していない方 ・婚姻をしていない方	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		豊後 高田市 （＊）	子ども	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院時食事療養の助成内容を変更（食事標準負担額の助成対象外→助成対象へ変更）	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	宮崎市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		都城市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	5歳未満 350円 5歳以上 800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		延岡市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		日南市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		小林市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		日向市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		串間市	子ども	81	入 院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		西都市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		えびの市	子ども	81	小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		三股町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		高原町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		国富町	子ども	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		綾町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		高鍋町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		新富町	乳幼児 及び 児童生徒	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 500円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		西米良村	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	木城町	乳幼児	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 なし 小・中学生 820円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		川南町	乳幼児	81	6歳到達後最初の3月31日まで ※4月1日生まれの場合、6歳到達後(小学校入学後)の最初の3月31日まで	300円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		都農町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		門川町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		諸塚村	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の医療機関等及 び熊本県の指定医療 機関等	平成25年 4月診療分
		椎葉村	子ども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等及 び熊本県の指定医療 機関等	平成25年 4月診療分
		高千穂町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上小学校入学前まで 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及 び熊本県の指定医療 機関等	平成25年 4月診療分
		日之影町	子ども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及 び熊本県の指定医療 機関等	平成25年 4月診療分
		五ヶ瀬町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及 び熊本県の指定医療 機関等	平成25年 4月診療分
		美郷町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		国富町 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→中学校修了までに拡大) 入 院:中学校修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 6月診療分
		日南市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自 己負担額を変更 (小学校入学前まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生までの児童 (満12歳となる誕生日の前日に属する年度の年度末までの者)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 小学1年生以上 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
		日向市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→小学校修了までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
		都農町 (*)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (入院:350円→自己負担なしに変更) (入院外:3歳未満350円、3歳以上800円→自己負担なしに変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	西都市 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業までの者	①小学校未就学児 1レセプトあたり350円 *薬局における自己負担なし ②小学生 1レセプトあたり1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
		えびの市 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 7月診療分
		門川町 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
		都城市 (＊)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (入院:350円→自己負担なしに変更) (入院外:5歳以上800円→350円に変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	350円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		延岡市 (＊)	乳幼児等	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大及び 入院の自己負担額を変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) (入院:350円→未就学児350円、小学生1,000円に変更) 入院:小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		新富町 (＊)	乳幼児、 児童生徒 及び 高校生等	81 大	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡 大 (中学校卒業まで→高校生までに拡大) 高校生(18歳に到達した最初の3月31日)まで	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:350円 小・中学生:500円 高校生:650円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
		串間市 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:未就学児350円、小・中学生1,000円→自己負担なしに変更) (入院外:3歳未満350円、3歳以上800円→自己負担なしに変更) 入院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 6月診療分
		高千穂町 (＊)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 (1歳未満 なし) (1歳以上小学校入学前まで 350円→自己負担なしに変更) (小・中学生 1,000円→自己負担なしに変更) 中学校卒業前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等及 び熊本県の指定医療 機関等	平成27年 7月診療分
		川南町 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:300円 小学生から高校生等まで:1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 9月診療分
		高鍋町 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児 350円 小学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		都農町 (＊)	子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→中学校修了までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	日向市 (＊)	子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ただし、中学生の時間外診療分は償還払い(保険薬局を含む)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 1月診療分
		木城町 (＊)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児 なし 小学生から高校生等まで 800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
		串間市 (＊)	子ども	81	*平成27年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分
		高原町 (＊)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自 己負担額の変更 (小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児：なし 小・中学生：1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
		小林市 (＊)	子育て 支援子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自 己負担額の変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) ・小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	未就学児：350円 小学生：800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		綾町 (＊)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *小学生から中学生の入院は対象外(償還払い)	未就学児：なし	未就学児：なし 小・中学生：1,000円 (1医療機関・薬局ごとに)	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
		綾町 (＊)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、自己負担額の変更 (入院外：1,000円 → 自己負担なしに変更) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *小学生から中学生の入院は対象外(償還払い)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		諸塚村 (＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大し、自 己負担額の変更 (入 院：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 入 院：中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外：小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円	3歳未満350円 3歳以上800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の医療機関等 及び熊本県の指定医 療機関等	平成29年 4月診療分
		都城市 (＊)	乳幼児	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 (入院外：350円 → 自己負担なしに変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		西都市 (＊)	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業までの者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児：350円 小・中学生：1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		国富町 (＊)	子ども	81	*平成25年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
		日南市 (＊)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 小学1年生以上 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
		高鍋町 (＊)	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を撤廃 (12歳まで→15歳までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 入 院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児:350円 小・中学生:1,000円	350円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 12月診療分
		美郷町 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、小中学生の自己負担金の徴収方法を変更 (小中学生:2回目以降差額徴収なし→2回目以降限度額まで徴収) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 小学校以上中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 (2回目以降差額徴収なし) 小・中学生 1,000円 (2回目以降限度額まで徴収) *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		三股町 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、自己負担 額の変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	(1診療(調剤)報酬明細 書ごとに) 未就学児:なし 小学生:1,000円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		門川町 (*)	子ども	81	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ただし、中学生の時間外診療分は償還払い(保険薬局を含む)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 11月診療分
		小林市 (*)	子育て 支援子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:350円 小・中学生:800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 1月診療分
		延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成29年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科につ いては15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日ま で)	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		西都市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を変更 (未就学児:350円→0円) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:0円 小・中学生:1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		宮崎市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大するとともに、 自己負担を変更 (小学校入学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1医療機関あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円/月 (初回の受診で自己負担 額が200円に満たない場 合でも、2回目以降、差額 徴収なし) *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		都城市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大すると ともに、自己負担額を変更 (小学校入学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1医療機関あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円 (初回の受診で自己負担 額が200円に満たない場 合でも、2回目以降、差額 徴収なし) *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
		延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日 まで)→【医科】12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学生は診療時間内の受診に限る)【歯科】15歳 に達する日以後の最初の3月31日まで) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:【医科】12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学生は診療時間内の受診に限る)【歯科】15歳 に達する日以後の最初の3月31日まで	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	三股町 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (小学校卒業まで→中学校卒業まで) (小学生:1000円→小・中学生:200円、薬局における自己負担なしを追加) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1診療(調剤)報酬明細書あたり) 未就学児:なし 小・中学生:200円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
		延岡市 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (乳幼児等医療→子ども医療) (入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(【医科】小・中学生は診療時間内の受診に限る)) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(【医科】小・中学生は診療時間内の受診に限る)	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
		川南町 (*)	子ども	81	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (1診療報酬明細書ごとに)未就学児:300円→なし 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:なし 小学生から高校生等まで:1,000円 ※薬局における自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		美郷町 (*)	こども	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担額を変更 (未就学児 350円、小・中学生 1,000円→なし) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		諸塚村 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (入院外:小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) (入院:未就学児350円 小・中学生1,000円 入院外:3歳未満350円 3歳以上800円→なし) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等及び 熊本県の指定医療機関等	令和4年 4月診療分
		日之影町 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (未就学児 350円、小・中学生 1,000円→なし) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等及び 熊本県の指定医療機関等	令和4年 4月診療分
		新富町 (*)	乳幼児、児童生徒 及び高校生等	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児、児童生徒及び高校生等医療について、自己負担額を変更 高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
		都城市 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 入院:自己負担なし 外来:未就学児は自己負担なし。小中学生は200円→自己負担なし。 (中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで))	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		高鍋町 (*)	子ども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに変更) 高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		川南町 (*)	子ども	81	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 未就学児:自己負担なし。 小学生から高校生等まで:1,000円→自己負担なし。 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		五ヶ瀬町 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 未就学児:350円→自己負担なし 小学生から中学校卒業まで:1,000円→自己負担なし (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		日南市 (*)	こども	81	*平成29年10月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 (0歳なし) (1歳から小学校入学前まで 350円→自己負担なしに変更) (小学生から中学生まで 1,000円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担を変更)	なし	(1診療報酬明細書あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円 (2回目以降限度額まで 徴収) *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
45	宮崎県	諸塚村 (*)	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		都農町 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		延岡市 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (小学校入学前まで 350円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担額を変更) (小学生から中学生まで 入院 1,000円 外来 350円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担額を変更) ⇒小中学生については、時間内診療のみ対象(歯科を除く)	なし	(1診療報酬明細あたり) 200円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		木城町 (*)	子ども	81	* 平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、自己負担額を変更 (未就学児なし) (小学生から高校生等まで 800円→自己負担なしに変更)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月 診療分
		延岡市 (*)	子ども	81	* 令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校生年代:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小・中学生・高校生世代は診療時間内の受診に限る(歯科を除く))	なし	200円 (1診療報酬明細あたり) *薬局における自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
		西都市 (*)	こども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (制度名:子ども→こども) (年齢:中学校卒業まで→高校生年代までに拡大) (自己負担額:小・中学生 1,000円/月→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		門川町 (*)	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ただし、中学生から高校生年代の時間外診療等については対象外	・0歳…なし ・1歳以上…医療機関毎 350円/月	・0歳…なし ・1歳以上…医療機関毎 350円/月 ・薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
		日之影町 (*)	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:中学校卒業まで→高校生卒業までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 及び熊本県の指定医 療機関等	令和7年 4月診療分
		えびの市 (*)	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) (自己負担額:入院外 3歳未満350円/月→なし 3歳以上800円/月→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

■ 支払基金が受託した乳幼児医療一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年7月現在

No	都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
						入院	入院外			
46	鹿児島県	全市町村	乳幼児	80	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は除く。 *住民税非課税世帯の未就学児に限る。	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
		全市町村 (*)	子ども	80	*平成30年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
46	鹿児島県	鹿児島市 指宿市 日置市 霧島市 姶良市	子ども	80	住民税非課税世帯の高校生(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
46	鹿児島県	徳之島町	子ども	80	住民税非課税世帯の小学生から高校生(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
46	鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 曾於市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 三島村 十島村 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 錦江町 南大隅町 肝付町 中種子町 南種子町 屋久島町 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 (*)	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (住民税非課税世帯→全世帯(住民税非課税・住民税課税))	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
46	鹿児島県	鹿児島市 指宿市 日置市 霧島市 姶良市 (*)	子ども	80	中学生まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 →中学生まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者))	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
46	鹿児島県	徳之島町 (*)	子ども	80	未就学児まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 →未就学児まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者))	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。